

写

令和 2 年

大竹市議会臨時会 (第 6 回) 会議録

大竹市議会定例会 (第 7 回) 会議録

大 竹 市 議 会

令和2年11月大竹市議会臨時会（第6回）会議録目次

11月27日開会

11月27日閉会

◎第1日（11月27日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	1
説明のため出席した者	-----	1
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
開会（開議）	-----	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	4
日程第 2 会期決定について	-----	4
日程第 3 議案第80号	-----	4
日程第 4 議案第81号		
）          （一括）	-----	5
日程第 5 議案第82号		
日程第 6 議案第83号	-----	6
追加日程第1 議案第80号		
）          （一括）	-----	7
追加日程第4 議案第83号		
閉会	-----	10

令和2年12月大竹市議会定例会（第7回）会議録目次

12月 3日開会

12月17日閉会

◎第1日（12月3日）

議事日程	-----	13
会議に付した事件	-----	14
出席議員	-----	14
欠席議員	-----	14
説明のため出席した者	-----	14
出席した事務局職員	-----	15
会期決定について	-----	16
一般質問通告表	-----	17
開会（開議）	-----	21
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	21
日程第 2 会期決定について	-----	21
日程第 3 一般質問	-----	21
延 会	-----	79

◎第2日（12月4日）

議事日程	-----	81
会議に付した事件	-----	82
出席議員	-----	82
欠席議員	-----	82
説明のため出席した者	-----	82
出席した事務局職員	-----	83
開議	-----	84
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	84
日程第 2 一般質問	-----	84
日程第 3 議案第84号	-----	99
日程第 4 議案第85号		
）          （一括）	-----	100
日程第 9 議案第100号		
日程第10 議案第86号	-----	103
日程第11 議案第87号		
）          （一括）	-----	104
日程第13 議案第89号		
日程第14 議案第90号	-----	106

日程第 1 5	議案第 9 1 号	-----	107
日程第 1 6	議案第 9 2 号		
	)	(一括) -----	108
日程第 1 8	議案第 9 5 号		
日程第 1 9	議案第 9 4 号	-----	109
日程第 2 0	議案第 1 0 1 号		
	)	(一括) -----	110
日程第 2 1	議案第 1 0 2 号		
日程第 2 2	令和 2 年陳情第 1 号	-----	111
日程第 2 3	令和 2 年陳情第 2 号	-----	111
日程第 2 4	令和 2 年請願第 3 号	-----	126
散 会		-----	127

◎第 3 日 ( 1 2 月 1 7 日 )

議 事 日 程	-----	129	
会議に付した事件	-----	130	
出 席 議 員	-----	130	
欠 席 議 員	-----	130	
説明のため出席した者	-----	130	
出席した事務局職員	-----	131	
開 議	-----	132	
日程第 1	会議録署名議員の指名	-----	132
日程第 2	認 第 1 4 号		
	)	(一括) -----	132
日程第 9	認 第 2 1 号		
日程第 1 0	議案第 9 0 号		
	)	(一括) -----	148
日程第 1 5	議案第 9 6 号		
日程第 1 6	議案第 9 4 号	-----	152
日程第 1 7	議案第 8 5 号		
	)	(一括) -----	153
日程第 2 7	議案第 1 0 2 号		
日程第 2 8	令和 2 年陳情第 1 号	-----	157
日程第 2 9	令和 2 年請願第 3 号	-----	161
日程第 3 0	議案第 1 0 3 号	-----	167
追加日程第 1	議案第 1 0 3 号	-----	168
日程第 3 1	議員派遣について	-----	169
閉 会		-----	171

令和2年11月  
大竹市議会臨時会（第6回）議事日程

令和2年11月27日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第80号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第 4	議案第81号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第 5	議案第82号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第 6	議案第83号	令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第80号（説明・付託）
- 日程第 4 議案第81号及び日程第5 議案第82号（説明・付託）
- 日程第 6 議案第83号（説明・付託）
- 追加日程第 1 議案第80号から追加日程第4 議案第83号（報告・討論・採決）

○出席議員（16人）

1番 細 川 雅 子	2番 藤 川 和 弘
3番 原 田 孝 徳	4番 小 中 真樹雄
5番 中 川 智 之	6番 小田上 尚 典
7番 賀 屋 幸 治	8番 北 地 範 久
9番 西 村 一 啓	10番 和 田 芳 弘
11番 網 谷 芳 孝	12番 児 玉 朋 也
13番 山 崎 年 一	14番 日 域 究
15番 寺 岡 公 章	16番 山 本 孝 三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	中 村 一 誠
市 民 生 活 部 長	三 原 尚 美
健康福祉部長兼福祉事務所長	豊 原 学
建 設 部 長	山 本 茂 広

上 下 水 道 局 長

消 防 局 長

総務課長併任選挙管理委員会事務局長

企 画 財 政 課 長

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 係 長

古 賀 正 則

佐 伯 和 規

柿 本 剛

三 上 健

田 中 宏 幸

加 藤 豪

## 会期決定について

令和2年11月大竹市議会臨時会（第6回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年11月27日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年11月27日

1日間

至 令和2年11月27日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
11. 27	金	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
				・一般議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（細川雅子） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

臨時会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、御多忙の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの臨時会で御提案をいたします議案でございますが、一般職の職員の給与に関する条例などの一部改正について、令和2年度大竹市一般会計補正予算の計4案件でございます。各案件につきましては後ほど説明をさせていただきますので、御審議の上議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。

○議長（細川雅子） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、4番、小中真樹雄議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。



御存じのとおり、人事院は去る10月7日に国家公務員の給与等に関し、期末手当の支給月数について、0.05月分の引き下げを実施するよう勧告いたしました。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、国会において可決されたところでございます。本市におきましても、県内他市の動向等を勘案するとともに、国家公務員に準じ、職員の給与改正等を実施しようとするものでございます。

それでは条例の改正の内容について御説明申し上げます。

第1条は、期末手当の支給月数について、0.05月分を引き下げる改定でございます。

第2条は、期末手当の支給月数を1.275月に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日といたしまして、第2条による改正規定の施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上で議案第80号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第80号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4～日程第5〔一括上程〕

議案第81号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第82号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第4、議案第81号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について及び日程第5、議案第82号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての2件を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第81号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について及び議案第82号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてにつきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第81号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。本条例は、一般職の職員の期末手当の支給月数の引き下げに伴い、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。

続きまして、議案第82号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。本条例は、議案第81号と同じく、一般職の職員の期末手当の支給月数の引き下げに伴い、議会の議員に支給する期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。

以上で議案第81号及び第82号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております本2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議案第83号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）

○議長（細川雅子） 日程第6、議案第83号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第83号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出からそれぞれ34万8,000円を減額し、予算総額を214億8,526万7,000円にするものでございます。

内容を順に説明をさせていただきますが、説明の都合により13ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案申し上げました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（案）及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、議員及び特別職の期末手当並びに一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして、34万8,000円の減額としております。

人件費については、調整の上各費目に計上させていただいておりますので、各款ごとの説明は省略させていただきます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、12ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整などを予定しているものでございます。

以上で議案第83号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第83号は総務文教委員会に付託いたします。

この際御通知いたします。次の休憩中、総務文教委員会を、また、その終了後、生活環境委員政策研究会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。

委員各位にはお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時10分 休憩

11時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第80号から議案第83号に至る4件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1～追加日程第4〔一括上程〕

議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第81号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について

議案第82号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第83号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）

○議長（細川雅子） 追加日程第1、議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、追加日程第4、議案第83号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）に至る4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年11月27日、第6回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                       | 審査の結果 |
|--------|--------------------------|-------|
| 議案第80号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 原案可決  |

|        |                                  |      |
|--------|----------------------------------|------|
| 議案第81号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について   | 原案可決 |
| 議案第82号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第83号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）            | 原案可決 |

令和2年11月27日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案4件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第83号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第9号）の4件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本4件では、まず、「一般職の職員の影響額について何う。また、会計年度任用職員も減額の対象に含まれるのか何う」との質疑に対しまして、「一般職の職員の影響額は1人当たり平均1万8,000円の減額となる。また、会計年度任用職員の期末手当も一般職の職員に準じて減額となり、影響額については1人当たり平均6,500円の減額となる」との答弁がございました。

次に、「国家公務員に準じて減額と説明があったが、減額しない場合にペナルティーはあるのか何う」との質疑に対しまして、「ペナルティーはないが基本的に地方公務員の給与体系については、国家公務員の給与体系に準ずる必要があると考える」との答弁がございました。

討論では、反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。まず、議案第80号に反対の立場で、「家庭の事情や新型コロナウイルス感染が拡大する中、困難な状況にある方もいるため、減額に反対」との討論がありました。

次に、全ての議案に賛成の立場で、「市民もコロナ禍の中で苦勞しており、人事院勧告に従うのは当然と考え、賛成」との討論がありました。

討論の後、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で総務文教委員会に御付託いただきました議案4件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、議案第80号一般職の皆さんの給与あるいは手当を減額するということについては、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

御承知のように、今、新型コロナウイルスの感染が第3波と言われるような状況で広がっている中で、一般市民の皆さんはもちろん、職員の皆さんもそういった中で、個々の家庭の事情を考えると、今、収入を減額されるということは非常に、さらなる困難を経済的には来すということにつながると、私は思っております。個々の家庭についてここで全て申し上げるわけにはいきませんが、家族構成の中ではお年寄りを抱え、介護を必要とするような家庭もあろうし、大学に在学中の子供の仕送りに非常に苦勞されている家庭もあるでしょう。しかも今、職員の定数を減らすこと、非正規の職員を増やすということが当然視されて、仕事量は増えるのに、職員のこうしたことに対する収入を減らすということは、私はすべきではないと思います。

こうしたことを踏まえて、議案第80号については反対の意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

12番、児玉議員。

○12番（児玉朋也） 私は、議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、賛成の立場で討論したいと思います。

今、テレビを見ても、日本中が新型コロナウイルス第3波が来たというふうなニュースで持ち切りでございます。その中でやはり大竹市民の皆様も、コロナ禍の中で大変苦慮されておられる状態だと思います。大竹市の職員だけ減額がないというようなことは、市民が納得できないと考えており、また、人事院勧告にも、当然従うべきだと考えてる次第でございます。

よって議案第80号は賛成の立場ということで討論とします。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを除く3件を一括採決いたします。

本3件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決でございます。

本3件は委員長の報告のとおりに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、本3件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

臨時会閉会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 本日ここに、11月市議会臨時会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの臨時会では、議員の皆様方におかれましては、御提案申し上げました案件を終始熱心に御審議をいただき、いずれも原案のとおり議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

これから寒さが一段と増す季節となつてまいります。また、すぐに12月議会定例会も予定されております。どうか御自愛いただき、引き続きましてよろしくお願ひ申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第6回大竹市議会臨時会を閉会いたします。

12時00分 閉会

(2. 11. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月27日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 原田 孝徳

大竹市議会議員 小中 真樹雄

令和2年12月  
大竹市議会定例会（第7回）議事日程

令和2年12月3日10時開会

| 日 程 | 議案番号    | 件 名   | 付 記  |
|-----|---------|---|--|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名  |  |
| 第 2 |         | 会期決定について  |  |
| 第 3 |         | 一般質問  |  |
| 第 4 | 議案第84号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について                           | 即 決  |
| 第 5 | 議案第85号  | 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について                          | 生活環境付託<br>総務文教付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託 |
| 第 6 | 議案第96号  | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）                            |  |
| 第 7 | 議案第97号  | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）                       |  |
| 第 8 | 議案第98号  | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）                     |  |
| 第 9 | 議案第99号  | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）                         |  |
| 第10 | 議案第100号 | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                      |  |
| 第11 | 議案第86号  | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                              |  |
| 第12 | 議案第87号  | 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について                      |  |
| 第13 | 議案第88号  | 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について                        |  |
| 第14 | 議案第89号  | 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について                       |  |
| 第15 | 議案第90号  | 大竹市総合市民会館条例の一部改正について                              | 総務文教付託   |
| 第16 | 議案第91号  | 大竹市火災予防条例の一部改正について                                | 総務文教付託   |
| 第17 | 議案第92号  | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合理約の変更について | 総務文教付託<br>（一 括）  |
| 第18 | 議案第93号  | 指定金融機関の指定更新について                                   |  |
| 第19 | 議案第95号  | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                             | 総務文教付託   |
| 第20 | 議案第94号  | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について                      | 総務文教付託   |
| 第21 | 議案第101号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算                             | 生活環境付託   |



|     |  |   |        |
|-----|--|---|--------|
|     | (第1号)  | } | (一 括)  |
| 第22 | 議案第102号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算<br>(第2号)         |   |        |
| 第23 | 令和2年陳情第1号 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ<br>場設置の早期実現の陳情 |   | 生活環境付託 |
| 第24 | 令和2年陳情第2号 議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願い<br>する陳情       |   | 即 決    |
| 第25 | 令和2年請願第3号 議事録黒塗りに関する請願                         |   | 議会運営付託 |

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

### ○出席議員（16人）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日域 究  |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

### ○欠席議員（なし）

### ○説明のため出席した者

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 市 長               | 入山欣郎  |
| 副 市 長             | 太田勲男  |
| 教 育 長             | 小西啓二  |
| 総 務 部 長           | 中村一誠  |
| 市 民 生 活 部 長       | 三原尚美  |
| 健康福祉部長兼福祉事務局長     | 豊原 学  |
| 建 設 部 長           | 山本茂広  |
| 上 下 水 道 局 長       | 古賀正則  |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿本 剛  |
| 企 画 財 政 課 長       | 三上 健  |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局長 | 前田新吾  |
| 自 治 振 興 課 長       | ・ 谷明洋 |
| 地 域 介 護 課 長       | 山田智徳  |
| 福 祉 課 長           | 神代 亨  |

保 健 医 療 課 長  
建 設 管 理 監  
監 理 課 長  
土 木 課 長  
都 市 計 画 課 長  
上 下 水 道 局 業 務 課 長  
上 下 水 道 局 工 務 課 長  
総 務 学 事 課 長  
生 涯 学 習 課 長

松 重 幸 恵  
西 田 耕一郎  
小 田 健 治  
廻 本 実  
山 田 浩 史  
小 田 明 博  
中 司 和 彦  
真 鍋 和 聰  
三 井 佳 和

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

田 中 宏 幸  
加 藤 豪

## 会期決定について

令和2年12月大竹市議会定例会（第7回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年12月3日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年12月3日

15日間

至 令和2年12月17日

## 会期日程表

| 期 日   |   | 会 議   |                                     | 付 記  |
|-------|---|-------|-------------------------------------|--|
| 月 日   | 曜 | 本会議   | 委 員 会                               |  |
| 12. 3 | 木 | 本会議   |                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・陳情上程（即決・付託）</li> <li>・請願上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul> |
| 4     | 金 | (予備日) |                                     |  |
| 5     | 土 | 休 会   |                                     |  |
| 6     | 日 |       |                                     |  |
| 7     | 月 |       | 総務文教委員会                             | 付託案件審査 10時～  |
| 8     | 火 |       | 生活環境委員会                             | 付託案件審査 10時～  |
| 9     | 水 |       | 議会運営委員会<br>基地周辺対策特別委員会<br>議会改革特別委員会 | 10時～   |
| 10    | 木 |       |                                     |  |
| 11    | 金 |       |                                     |  |
| 12    | 土 |       |                                     |  |
| 13    | 日 |       |                                     |  |
| 14    | 月 |       |                                     |  |
| 15    | 火 |       |                                     |  |
| 16    | 水 |       |                                     |  |
| 17    | 木 | 本会議   |                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算特別委員長報告(表決)</li> <li>・一般議案委員長報告(表決)</li> <li>・陳情委員長報告(表決)</li> <li>・請願委員長報告(表決)</li> <li>・閉会</li> </ul>        |

令和2年12月大竹市議会定例会（第7回）

一 般 質 問 通 告 表

- 1 5番 中 川 智 之 議員  
質問方式：一問一答

**晴海臨海公園について**

晴海臨海公園の利用状況など、市としての当初の目的に達しているのか伺います。

**高齢者の交通事故防止にドライブレコーダー取り付け助成について**

近年、あおり運転や高齢者の事故が問題となっており、それらを防止したり事故原因の証拠にもなるドライブレコーダーは今や必需品と言ってもいい。65歳以上やゴールド免許など、ある程度の条件でドライブレコーダー取り付けの助成をするべきではないか。

- 2 7番 賀 屋 幸 治 議員  
質問方式：一問一答

**阿多田島フェリーの更新状況について**

2019年3月1日の中国新聞に、阿多田島フェリー新造を市が建造し、第三セクターに貸与する公設民営方式で検討する旨の記載がありましたが、新造船の仕様等（構造、機能、装備）について運営側である有限会社阿多田島汽船との協議調整が重要であると思います。また、過去大竹市では建造した経緯がなく、造船の知識をもった職員もいないため、設計・監理、発注方法や業者選定方法等についてどのように考えていますか。現状の進捗状況を伺います。

**漁港・港湾施設整備について**

①阿多田漁港の整備（台風時の避難港として施設整備）

台風時には漁船やフェリーが避難するが、風向きで港内波高が高くなり危険。

②飛石港栈橋の改修（大型車両乗り入れ対応）

現在の栈橋は14トン規制であるが、20トン車両での利用が多いため改修が必要。

③小方港駐車場拡充（フェリー利用者用駐車場確保）

休日にはフェリー利用者も増えて駐車場がすぐ満車となり混乱状態である。

**阿多田地区住民へのフェリー運賃助成制度について**

現在、阿多田地区住民の70歳以上の方を対象にフェリー乗船券を年間48枚交付しているが、月に2往復しか利用できない枚数では足りていない状況です。また、70歳未満の低所得者層の方で通院や買い物などフェリー運賃の助成が必要な人も対象にすべきであると思います。

米軍再編交付金を活用して阿多田地区住民の生活と福祉の充実に向け、フェリー運賃助成制度の創設を提案します。

- 3 4番 小 中 真樹雄 議員  
質問方式：一問一答

**オンライン学習指導について再度問う**

新型コロナウイルスの第3波が各地で到来しており、冬季における大流行が懸念され

ています。そこで、小学校・中学校が休業になった場合のオンライン学習指導の準備状況について、9月定例会に続いて伺います。

3学期の早い段階に、パソコン端末の児童・生徒への1人1台体制を実現するとのことでしたが、確定したのでしょうか。確定したのであれば、機種は何になったのでしょうか。また、その機種を選んだ理由は何でしょうか。

次に、通信環境のない家庭への対処方法は決まったのでしょうか。

さらに、指導される教員の研修を通じて気づいた問題点などがありますか。また、その対応についてもお聞かせください。

11月19日付の毎日新聞で平川理恵広島県教育長は、「GIGAスクール成功の要点」として、児童・生徒へのPC持ち帰りを認めてほしいと訴えています。自宅でPCを使えない児童・生徒の持ち帰りを認めない限り、格差は開いてしまうとの理由からです。大竹市教育委員会の見解はいかがでしょうか。

最後に、指導をされる方々に、児童・生徒にSNSの弊害もきちんと教え、まず、自分でじっくり考え「同調圧力に負けない」「SNSで誹謗中傷をしない」態度を培うようお願いしたいと切に願います。

4

9番 西村 一啓 議員

質問方式：一問一答

#### **本市の歴史跡や文化財の活用についてお尋ねします**

まちおこしの一つとして、市内にある歴史跡文化財をもっと市内外の人々に知らせることで、本市の魅力的な面をPRできると考えられる。

特に市内を通る西国街道や玖波宿場、苦の坂、木野の渡し場跡等を整備することで、人が集まるイベントに活用するための調査、予算化ができないか伺う。

5

13番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

#### **「少人数学級」の実現について問います**

コロナ禍の中で文科省も地方自治体も教育界も「少人数学級化」を求めています。各界の要望に対して市長はどのように受け止められていますか。

全国市長会の「少人数学級の早期実現」の提言について同様のお考えか伺います。また、その理由を教えてください。

本市の小学校・中学校で学級編成基準を30人以下とした場合、新たに増加する学級数、また、それに伴う教職員数、そのために必要な予算額、設備についてはどのように考えられますか。

「少人数学級」の編成については、財政的な負担も大きくなります。財政的措置については、国に負担を求めるべきと考えますが見解を伺います。

本市では、平成18年から広島県の基準を上回る小学校第1、第2学年の30人学級編成が行われていましたが、現在行われていない原因について伺います。また、30人編成を解かれた手続きについて伺います。

#### **市職員の服務規定について問います**

公が開催する会議において録音する場合の最低限の心構えについて伺います。その場合の管理責任は誰にありますか。会議の録音を職員が個人的に管理することがありますか。会議の録音は市民の共有財産との認識がありますか。無断で録音、個人的に目的をもって録音することは職員としてのモラルに欠けるとの認識はありますか。2月26日の谷和集会所の録音が非公開となっていることについて見解を伺います。

**土壌汚染対策法違反について問います**

違反事案が県内市町で次々と発覚しています。本市は調査していますか。また、何年さかのぼって調査していますか。現在の状況、防止対策について伺います。

6

16番 山本孝三 議員

質問方式：一括

**水道事業の広域化（県単位）について**

これまで広域化（県単位）について年度内には「市の方針を定める」と説明されてきました。市の対応について伺います。

**新型コロナウイルスの感染を防ぐために**

新型コロナウイルスの感染は増すばかりで多くの市民が心配・不安をもたれています。インフルエンザ予防への援助・PCR検査の実施を重ねて求めます。

7

3番 原田孝徳 議員

質問方式：一問一答

**地域福祉の視点から、コミュニケーションの場の確保と環境整備について本市の現状と課題を問う**

- ①穂仁原小学校の廃校に伴う代替施設について
- ②障害をお持ちの方が利用する公共施設のWi-Fi環境について
- ③より利用しやすい公共交通（特に大竹・栗谷線）の整備について

8

2番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

**小方地区のまちづくり基本構想の進捗状況について**

- ・旧小方小・中学校跡地の活用方策
- ・小方港と宮島を結ぶフェリーの航路の検討

9

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

**会議録から削除された、市議会本会議における議員発言について**

本会議において、議長の発言許可を得て発言し、発言途中で議長からの発言停止命令を受けることなく終了した発言について、事後にこの発言を発言者本人の申し出なく議長が取り消すことは可能でしょうか。地方自治法の条文を明示してお答え下さい。

**国土調査の成果が全く感じられない公図と、課税図面との多すぎる不一致**

ある土地について、公図と市民税務課の課税図面を照合すると、公図では1筆となっている土地が、課税図面では2筆となっています。増えた1筆には別の地番が付してあり、その地番に対応した登記簿が存在します。なぜ、公図はまちがっているのでしょうか。

なぜ、市は公図の訂正を申し出ないのでしょうか。公図が不正確だと、地権者の権利の行使も制約されます。税の徴収さえできれば、それ以上は知らないという対応では、不十分だと思います。岩国大竹道路の用地買収で、不正確な公図への対応が大変だったとも聞きました。発想の大転換を。

#### **国土調査以外にも、昭和30年代の雑な市政が今の大竹市を苦しめる**

先の議会報告会では雨水排水問題で議論が白熱しました。下水道普及率が高くても、大雨が降ったら水洗トイレが流れず、道路が冠水では話になりません。解決策として新町雨水排水ポンプ場が象徴的に言われますが、本当の象徴は2号雨水幹線の流路を遮るように合流管を作ったいい加減さ。そして、それを黙って放置してきた無責任な対応です。これらは自然現象ではありませんし、不可抗力でもありません。大竹市役所の責任以外の何ものでもありません。実態を公表し、計画的に対処しなくてはなりません。覚悟を伺います。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてをはじめ、条例の整理及び一部改正について、規約の変更について、指定金融機関の指定更新について、指定管理者の指定について、令和2年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて19案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（細川雅子） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、中川智之議員、6番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっ



ております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は、従来どおり、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

5番、中川智之議員。

〔5番 中川智之議員 登壇〕

○5番（中川智之） おはようございます。5番、公明党、中川智之です。よろしく願いいたします。

私からは、晴海臨海公園についてと、ドライブレコーダー助成についてお伺いします。

晴海臨海公園は、球技場、テニスコート、多目的グラウンド、ゲートボール場、大型遊具広場、そして、今年はデイキャンプ場もオープンし、近くにはゆめタウンをはじめホームセンターなどの大型商業施設が並び、大変すばらしいところだと思います。

私が小方中学校に通っていた頃は、そこは海でした。やがて埋立、造成され、商業施設ができ、立派な球技場ができるとは思ってもみませんでした。大竹市市民憲章の中に、スポーツに親しみ、健康で活気にあふれるまちをつくりましょうとあります。これはまさに、ここに現れているのではないかと思います。

そこでお伺いします。

現在、本市として、晴海臨海公園は、当初の目的、あるいは市の思いに達しているのか。その利用状況などについてお伺いします。

次に、ドライブレコーダー取り付けの助成であります。

近年、あおり運転や高齢者の交通事故が問題となっています。交通事故は平成16年をピークに、件数、死者数ともに年々減少しています。その要因に車の安全性能が向上したと言われています。いずれ自動運転や衝突防止安全装置が発達していけば、交通事故はほとんどなくなるかもしれません。しかし、今のところはまだそこまでの水準ではないところであります。安全装置のついた車も多くはありません。

そこで、交通事故を少しでも減らせるよう、ドライブレコーダーの取り付けを助成していただきたいと思います。ドライブレコーダーといっても、最近では安全運転支援機能つきがあります。前の車両に近づきすぎたり、車線を逸脱すると警告が鳴るといった優れたものもあります。

静岡県藤枝市では、条件付ではありますが、安全運転支援機能つきドライブレコーダーであれば、1万円を限度に2分の1を補助、機能がついていないものでも3,000円を限度に2分の1を補助しています。他の自治体でもこのドライブレコーダーの取り付け補助を行っているところがあります。本市においても、ぜひ助成をしていただきたいと思います。

また、ドライブレコーダーは、事故防止だけではなく、さきに申し上げたあおり運転の防止、そして、万が一事故が起きたときの証拠にもなります。どうか悲惨な事故が減らせ

るように助成をするべきでないかと考えます。

以上、晴海臨海公園についてと、ドライブレコーダーの助成について、御答弁よろしく  
お願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 我がまち大竹の各場所、各施設が、魅力のある、そして、市民の皆様  
が誇りに思える場所となるようにしてまいりたいと思います。特に晴海臨海公園について  
は、今、御質問をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、中川議員の御質問にお答えいたします。

1点目の晴海臨海公園についてでございます。

晴海臨海公園は、隣接する商業地区と一体となって、市内外の子供からお年寄りまで、  
スポーツやレクリエーションなどを楽しめる公園として整備を進めています。

第1期工事では、平成25年度と平成26年度の2カ年で、公園の南側をスポーツゾーンと  
して、球技場やテニスコートを整備いたしました。

第2期工事では、平成29年度から令和元年度までの3カ年で、公園の北側をファミリー  
ゾーンとして、大型遊具や芝生広場、舗装広場、子供トイレなどを整備いたしました。ま  
た、海側には、シーサイドゾーンとして、デイキャンプ場や海辺の広場、海を見渡せる展  
望台などを整備しました。

公園の利用状況でございますが、第五次大竹市総合計画後期基本計画では、令和元年度  
における晴海臨海公園の利用者数の目標を延べ14万3,000人としていましたが、実際は目  
標を大きく超える21万人以上の利用がございました。野球やサッカー、テニスなどのスポ  
ーツでの利用のほか、大型遊具の利用を目的としたファミリー層の利用など、土曜、日曜、  
祝日を中心に、市内だけではなく、市外からも多くの方が来園されています。

市外からの利用が多い理由としては、高速道路のインターチェンジが近く、広島市から  
も1時間程度で来られること、隣接する大型商業施設で買物ができることが挙げられてい  
ます。さらには、瀬戸内海や宮島などの島々、本市の石油化学コンビナートの工場群、背  
後の山々などの眺望が楽しめ、潮風を感じながら広い空の下で開放的な気分を味わえるな  
ど、本市の魅力を感じられる場所であることも要因であると考えます。

今後も晴海臨海公園の整備を計画的に進め、より一層、多くの方々が市内外から訪れ、  
楽しい時間や交流が生まれる、まさに笑顔と元気がかがやく場所となるよう努めてまいり  
ます。

2点目の高齢者の交通事故防止についてでございます。

議員御提案の映像記録型のドライブレコーダーは、常時映像を記録したり、車両に衝撃  
や急ブレーキを感知した際、遡り記録により、前後10秒から20秒の映像を記録したりする  
ものでございます。

ドライブレコーダーのメリットは、事故の正確な記録、証拠を残すことで、事故後の  
様々な手続をスムーズに進めることができること。記録映像を見て、運転の癖や注意点を  
客観的に確認することで、安全意識を高め、事故の抑止が期待できること。そして、記録

映像を利用した安全教育に活用できることなどが挙げられます。事故や操作ミスがどうい  
う状況で起きたのかを確認できることから、ドライブレコーダーを搭載した自動車は増え  
ております。また、昨今はあおり運転対策として有効と考える方もいらっしゃるようで  
ございます。

高齢者の交通事故防止のため、自家用車にドライブレコーダーを取り付ける費用への助  
成を考えてみてはどうかとの御提案でございますが、現時点では制度の導入までは検討し  
ておりません。県内の他市においても本市と同様に、助成制度の導入は特に検討されてい  
ないようです。

市としましては、まずは大竹警察署や交通安全協会と協力・連携して、高齢運転者に対  
する交通安全の啓発をしっかりと行っていくことで事故防止につなげていきたいと考えてお  
ります。

以上で、中川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） 最初の晴海臨海公園ですけれども、立派な野球場、テニスコート、大  
変すばらしいと思います。野球をする人なら、その野球場を利用して、いいなと思うし、  
テニスをする人ならば、テニスをして、すばらしいコートだというのは分かりますけども、  
利用しない人は、あれは何だと、あんなものをつくってという声もあったりします。私も  
よく、家から近いものですから、散歩コースで、ぐるっと1周回ると大体800メートルぐ  
らいありますか。1周回れば、運動した気分になります。きれいな遊具広場があって、  
そこを散歩するととっても気持ちいいんですけれども、ただ、休める場所がないんですよ  
ね。少し一息入れたいなという場所がないんです。芝生とかがあれば、その上で転がって  
休みたいと思うんですけど、なかなかそういうところがない。

私、10年ぐらい前に友人に小さい子供がおられたんで、遠くの遊具広場にそういう遊具  
施設があるということで、山口県のほうまで遊びに行ってますという話を聞いたことがあ  
ります。先ほど市長が言われたように、市外からたくさんの方が来られているというのは  
大変喜ばしいことだと思います。けども、寄って休もうという感じがありませんよね。

この遊具広場を利用されている方が、子供を遊ばせて、ずっと見守っているんですけど、  
日陰がない、暑くてやれないということで、大変困っているということを知りました。で  
すから、あそこらあたりに少し休める場所、憩いの場所みたいな、日陰になるようなあず  
まやなどを造ってはどうかという思いがします。その辺をお聞きしたいんですけど、そ  
れについてお答えをお願いします。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 遊具広場に陰がないということで、現在、遊具広場におきま  
しては、1歳から3歳向けの小型遊具には屋根を設置するとともに、2基のあずまやを設  
けております。そのほか、各球技場やテニスコート、それから海辺の広場のほうにも、3  
基の大きなシェルターを設置しているところございます。

大型遊具を利用する目的で、土曜、日曜、祝日には多いときで300人から400人のお子さ  
んと親御さんが来ていらっしゃるしまして、お子さんを見守る親御さんに日よけを確保する

となりますと、かなり大きな施設や数を整備する必要がございます。整備コストやスペースの問題から、現実的には難しいと考えております。現在、容認しております簡易のテントの設置や樹木の陰を利用してもらうことで日陰の確保をしていただくようお願いしたいと考えております。

なお、樹木につきましては、何も無い広大な土地を公園として整備していることもございます。一部、高木を移植したところもございますが、コスト面を考えますと、今植えている木を生育させることが望ましいと考えます。もうしばらく、5年とか10年というスタンスがかかるとは思いますが、そういうことで、なお一層充実して、公園の日陰などの確保を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） コストがかかるのは分かります、当然です。デイキャンプ場も、しばらく真砂土が盛ってあって、どうなるのかなと思ったら、すばらしいキャンプ場ができて、今はすばらしいと思います。

多目的グラウンドも、来年ありませんけど、出初め式とかカキ水産まつりとかに使われて、大変にぎやかになっていますので、それぞれいろいろな使い方とかあると思います。これからどんどんよくなっていくんだろうな。木も大きくなれば様相が変わってくるのかなとは思いますが。その辺を期待して、これからできるだけ市民の声に応えられるような、ニューヨークのセントラルパークじゃないですけど、そういう憩いの場をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ドライブレコーダーですけども、さっき言いました安全運転支援機能つき、私、今回調べて初めて分かったんですけど、そういう優れたもんでも2万円前後であるんですね。これを助成するとなると、半額で最高1万円にして、100台あれば100万円、1,000台あれば1,000万円かかります。確かにコストもかかります。それでも事故を防ぐとなれば、ある一定の条件付で助成していただければ大変いいじゃないかと思っております。例えば、期間を半年とか1年にして、ゴールド免許を持っている方とか、そういう条件にいただければいいんじゃないかなと思っておりますので、その辺で、お考えになっていることをお聞かせください。

○議長（細川雅子） 自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） 今回、議員の御指摘を受けて、ドライブレコーダーというものについて、改めて考えさせていただく機会をいただきました。ありがとうございます。

今回、県内の自治体にもお伺いしたところ、やっぱり何自治体かは、そういう考え方もありますねというお考えをお示しされているところもあったんですけども、ほとんどが、今はまだサポカー補助金を国が実施されて、そちらのほうでまずは高齢者の運転される車に安全性を求めていくというところを重視するということが多くございます。とは言いながら、御指摘のとおり、最近ではあおり運転とか、そういったものを防止するためにもドライブレコーダーが有効だという観点から助成するところもあるようでございます。

一応、県内の自治体のほうの交通安全の担当者が集まる会議というのが毎年1回あるんですけども、今年は新型コロナウイルスの関係でそれができてないんですが、そういった

ところとも情報交換しながら、こういうのが有効だということであれば、皆さんで検討できればとは考えてます。

私個人の考え方としては、議員が御指摘の、例えばゴールド免許とか、そういった方というのは日頃から安全運転に取り組まれているので、むしろ、逆に危ない運転をされる方に取り付けたほうがいいのかなどという気はいたします。そこら辺はまた皆さんの意見を頂ければ、少し考えてみたいとは思いますが。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） ありがとうございます。条件付というのはいろいろあると思いますので、とにかく事故がなくなるように。私も青色パトロールの講習を受けていますが、青色パトロールの車も13台全部ドライブレコーダーつけるように今年なったそうなので、その辺も考えたらどうかなと思いましたので、これからも検討していただいて、どうかよろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、7番、賀屋幸治議員。

[7番 賀屋幸治議員 登壇]

○7番（賀屋幸治） おはようございます。新和会の賀屋幸治でございます。

コロナ禍の中で、第3波の感染拡大が心配されていますけども、職員の皆様には、今後、さらなる負担増が予測をされます。今まで市民の皆様へ親切丁寧な対応をしていただき、感謝を申し上げます。

このような時期ですが、一般質問の機会をいただきましたので、今回は、米軍岩国基地の航空機騒音被害に悩まされ、我慢を強いられている阿多田地区住民の抱える課題の一部を紹介させていただきながら、今後の対応について、通告書に沿ってお伺いいたします。

まず、1点目の島民唯一の交通手段である阿多田島フェリーの更新状況についてですが、フェリーの更新方法については、昨年2月28日の生活環境委員協議会で有限会社阿多田島汽船の経営健全化方針の策定についての説明がありました。また、3月1日の中国新聞にもフェリーの新造の情報がありました。それは、島民の意向を酌んで、運賃の値上げをしないで、また、汽船側にも経費の削減になる方法として、国土交通省の離島航路構造改革補助金制度を活用した地域公共交通確保維持事業の適用を受け、公設民営化により建造するという方針でありました。この制度は、離島航路の維持改善のための航路改善協議会において、航路診断、経営診断の調査をして、問題点や課題を把握した上で航路改善計画を策定し、将来の経営破綻を回避するための取り組みを支援するというものです。これまで更新方法について検討する中で、有利な手法を検討していただき、取り組んでこられた担当部署の職員の方々には大変苦悩をされたものと、感謝を申し上げます。

また、この事業の実施においては、大竹市として過去に新造船を建造した経験もなく、造船の知識を持った専門職員もいない中で運航する汽船側の要望に添った船舶を建造することになると思います。そのためには、関係者と具体的な構造、機能、装備等の仕様について、協議や調整を経て、設計監理、発注業務など、さらなる労力が必要になるかと思

ます。

そこで、予定では、フェリー建造に関しては令和4年度の完成を目指すと伺っていますが、今後、発注までのスケジュールと現在の進捗状況を伺います。また、現時点で事業推進上の課題や懸念事項があれば教えてください。

次に、2点目の漁港・港湾施設整備についてですが、まず、阿多田漁港の整備については、離島航路として阿多田島と小方港を1日5往復就航して、島民の生活を支えるフェリー涼風の母港になっている阿多田漁港は、地形的に港の北側が大きく開いています。北風が強いときには、港内の3方が護岸で囲まれているため波の逃げ場がない状態となり、フェリー棧橋付近は波高が高くなって三角波が発生し、棧橋への着岸、係船が危険な状態になることがしばしばあると聞いています。特に台風時にフェリーや大型船舶が安全に避難するためには、港内波浪の静穏対策が必要になるものと考えます。

平成26年度に権限移譲で漁港施設が広島県から大竹市に譲渡され、その後の施設整備については大竹市で行うことになっていると聞いていますが、現状の把握や対策をどのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

次に、飛石港棧橋の改修についてですが、阿多田島では平成22年から主要産業のハマチ養殖いかだを活用した海上釣堀大漁丸を、また近年、海遊も営業を始め、年間利用者数も5,000人を超えるほどの人気で、新たな観光資源として期待をされています。この海上釣堀は、生けすに活魚を入れ営業していますが、活魚は県外から大型水槽車、これは20トン車で輸送され、飛石港棧橋で船に積み替えられています。しかし、飛石港棧橋は14トンの車両重量制限で、大型水槽車が乗り入れできないため、潮待ちをして、満潮時に岸壁から船に積み替えるなどの対応が必要で、大変困っていると聞いています。この棧橋は、県内他地区の港湾施設の改修で移築され再利用されているもので、以前から更新の要望をしていると聞いていますが、現在の状況と今後の対応について伺います。

次に、小方港駐車場の拡充についてですが、小方港の利用は、先ほどの海上釣堀の集客により、休日には港内スペースは車の置場がない状態になります。利用者としては、県内外から、フェリー利用者、小方港の漁船や遊漁船、プレジャーボートの利用者、港内での釣客などですが、満杯状態で約120台の車両が駐車しています。そのうち阿多田島民も利用しているわけですが、島民は朝の便で小方港に着き、自家用車に乗り換え、用事を済ませて14時40分の便で帰ることが多く、小方港に帰ったときには既に満車で置場がなく、駐車場の確保に困っていると聞きます。

小方港は港湾施設ですが、フェリー利用者の専用駐車場が確保されているわけではないので、誰が駐車しても構いません。こうした状況の中ですが、島民の生活にとっては唯一の交通手段であるフェリーと自家用車を利用するためには駐車場を確保するということが最優先課題であると思います。今後、大竹港小方地区臨港道路の整備により、道路位置が西側、山側のほうですが、移動し、港の西側に港湾用地が確保できる計画と聞いています。その際には駐車場として利用できるよう、用地の確保をお願いしたいと思います。この駐車場問題についてどのように考えておられるのか、見解を伺います。

また、港湾・漁港施設の整備や維持管理については、毎日利用する島民の関心が高く、

担当する土木課の職員には負担がかかる中で、いつも素早い対応をしていただいていると島民から聞いております。安心すると同時に、対応に感謝を申し上げます。

最後に、フェリー運賃助成制度についてですが、現在、阿多田地区住民の70歳以上の方を対象にフェリー乗船券を年間48枚交付していますが、この枚数では月に2往復しか利用できず、既に使い切って、自費で回数券を購入している人もいると聞いています。また、70歳未満の方でも、通院や買い物など、フェリー運賃の助成が必要な方もおられると思いますが、なぜ70歳以上だけが対象なのですか、なぜ年間48枚なのですか、そういった質問をよく耳にします。今年4月から、阿多田診療所の診療日時も変更となり、専門医療機関への通院など、本人のほかには付添人として乗船券が必要な人もおられると思います。現制度の財源は再編交付金が充てられていますが、この再編交付金の趣旨は、再編により影響を受ける住民の生活の利便性の向上などに資するためのものです。

冒頭で述べましたように、米軍岩国基地の航空機騒音に最も我慢を強いられている阿多田地区住民の生活と福祉の充実に向けた施策の1つとして、住民が望んでおられるフェリー乗船券の助成制度の拡充、または、対象者を広げた運賃の助成制度を新たに創設することはできないのでしょうか。見解を伺います。

以上で、壇上の質問を終わります。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様は、岩国米軍基地の存在にいろんな場面で不安を感じられておられます。特に騒音の影響につきましては、阿多田島の皆様方が一番大きく我慢されていること、このことは十分理解をしております。再編交付金の終了が目前となっておりますが、市民を、特に島民の生活を守るという私の決意は変わりがございません。国には、市民を代表される議員の皆様とともにしっかりと声を伝え、そして、特に島民の皆様の暮らしを守るために必要な施策に取り組んでまいりたいと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の阿多田島フェリーの更新状況についてでございます。

本年10月の決算特別委員会でも御質問をいただいております、そのときの御回答と重なるところもあると思いますが、御了承をお願いします。

平成30年3月に、阿多田島離島振興協議会及び有限会社阿多田島汽船から、島民のフェリー運賃負担軽減に関する要望をいただきました。これまでフェリーが更新されるたびに値上げされてきた経緯から、再編交付金を活用して、これ以上運賃値上げを行わないようにしてほしいとのお声をお聞きしています。これを受けまして、運賃に反映しない手法について、市で協議を重ねた結果、市がフェリーを新造し、阿多田島汽船に無償で貸し付ける公設民営について検討しているところでございます。

本年7月に、国・県・市・事業者及び地元代表などによる阿多田・小方航路改善協議会を立ち上げ、経営改善やフェリー新造などの協議を開始いたしました。

第1回協議会では、航路改善計画の策定や今後のスケジュールなどについて協議しまし

た。航路改善計画の策定業務委託などは阿多田島汽船が行い、島民及び阿多田島を利用される方へのアンケート調査や経営診断などを経て、来年3月末までに阿多田島汽船から協議会に対し、航路改善計画案についての報告を受ける予定でございます。航路改善計画で公設での建造が望ましいということになれば、市が新造し、阿多田島汽船に無償で貸し付ける公設民営で取り組んでいきたいと考えています。ただし、実際に建造するとなると、議員御指摘のとおり、これまで経験がございませんので、設計監理を専門業者にお願いすることになるかと思えます。また、新造船の引き取りの際は阿多田島まで運ばなければならないことや、運航開始後の定期点検なども考慮して、造船会社の選定条件を決めていく必要がありますので、詳細については、引き続き、阿多田島汽船と協議していきたいと考えています。

2点目の漁港・港湾施設整備についてでございます。

まず、阿多田漁港の整備ですが、阿多田漁港は平成26年4月1日付で広島県から移管され、現在は市が管理する漁港となっています。また、移管の際には、県において一定の整備が完了したのものとして移管を受けています。しかし、阿多田漁港は移管から約6年が経過しており、近年の台風などの異常気象に対応するための新たな整備の必要性について、今後、検討してまいりたいと考えています。

次に、飛石栈橋の改修ですが、栈橋自体の老朽化や飼料運搬車両の大型化により、以前から改修の要望を利用関係者などからいただいています。飛石栈橋は広島県が管理しているため、現在、市から県に対して要望を行っているところでございます。

次に、小方港の駐車場の拡充ですが、議員御指摘のとおり、多数の方が小方港駐車場を使用しており、休日には満車状態となっています。この状態を解消するには駐車場用地を広げることが最も有効であると思われれます。現在、県が行っている小方橋の架け替えなどにより、港湾区域内の敷地なども一部変更される予定であり、現状の土地利用形態が見直されることも考えられますので、市としましては、県の事業の進捗に合わせて、駐車場用地の確保を検討していききたいと考えています。

3点目の阿多田地区住民へのフェリー運賃助成制度についてでございます。

これまで再編交付金を財源として、平成19年度以降、診療所の運営補助のほか、防災コミュニティグラウンドの整備、あたたハマチ to レモンのブランド化、老人集会所の改修などを行ってまいりました。また、再編交付金を積み立てたあたたか基金を活用し、平成28年度から阿多田郵便局での公的証明書の発行や、障害のある方、介護サービスを利用される方、高齢者、妊産婦、高校生などを対象としたフェリー代などへの助成を行っています。

現行の再編交付金の交付は令和3年度で終了することが決定しております。議員御提案のフェリー運賃助成制度を新たに創設することは、財源の問題から難しい状況です。しかしながら、基地がある以上、騒音がなくなることはございませんし、生活上の懸念が払拭されることもありません。その意味でも再編交付金に代わる新たな支援策は、当然に必要なものと考えています。これまでも事あるごとに国に対して要望し続けてきておりますが、引き続き、島民の皆様、市民の皆様の負担軽減や安全の確保、地域や市全体の活性化のた



めに、恒久的かつより自治体の裁量が発揮しやすい制度として支援が得られますよう、強い決意を持って取り組んでまいりたいと考えています。

今回の議員の御提案は、島民の皆様の日々の御負担、御労苦を考えてのものと十分理解しております。国からの新たな支援策の確約がない中で、限りある財源を有効に使いながら、島民の皆様の安全で暮らしやすい生活を守ることが重要でございます。

まずは、現在の制度を持続させるとともに、財源の確保などに向けた、国や県への要望をしっかりと行ってまいります。そして、喫緊の課題である島民の皆様の重要な移動手段であるフェリーの更新に優先的に取り組み、島民の皆様に御不便がないようにしていきたいと考えています。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） それでは、最初にフェリーの更新のことでございますけれども、今、順調に進んでいるというお話でございましたけれども、まず、休日には釣客が大変多く、定員オーバーになるという状況になって乗船できないということもあると聞くんですけども、今度、新しくフェリーを更新されますと、それは規模的にそういうことも配慮して、大型化されるのでしょうか。それとも、今の定員で、そのまま同じ規模になるのか、その辺をお聞きしたいんですけども。

それと、仮に大きくなるとしたら、栈橋もそれに対応してやり替えないといけないのかもしれないし、特に、こちらの小方港の栈橋はもう30年以上たっているんだと思うんですが、そういうこともあって、更新の時期も考えないといけないと、その辺について、船の大きさと栈橋の件について、どのように今考えておられるのか、まずお願いします。

○議長（細川雅子） 自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） フェリーの件でございますけれども、規模につきましては、こちらのほうとしても初めて取り組むのでイメージが湧かないというのと、今の同規模のフェリーということで想定しているところではありますが、御指摘のとおり、利用の状況によってどうなのかというのもありますが、その点につきましては、阿多田島汽船とよく協議をしながら検討させていただきたいと考えております。現時点ではそこまでしかお答えできません。申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） フェリーの大型化に伴って、今ある既設の栈橋が大型になるかという質問だと思いますが、実際の今の小方栈橋につきましては、大竹港の区域内ということで、県の施設になります。先ほども飛石栈橋の話もありましたが、小方栈橋についても、県のほうへ改修、更新等をお願いさせていただいてます。

それに併せて、今、フェリーの大型化とタイミングが合うかどうかもありますと思いますので、それについては今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。まず、規模ですけども、ほんとに釣客が多い

ときには、積み残しといたしますか、臨時便を出さないといけないというような状況になっていると聞いておりますし、一番困るのは、釣客が多いときは、大きなクーラーを皆さん持ってこられるんで、その置場、そういうことも考えていかないといけないということで、便数が限られていますし、朝の9時半の船で釣客の方は行かれるわけなんで、そこへ集中するわけですね。そういうこともあって、今は定員が130名ですかね、それでいいのかどうなのか。その辺をもう少し、よく阿多田島汽船側と調整を図ってもらいたいと思います。

それと棧橋の件ですけれども、ありがとうございます。一緒に要望もしていただいているということで、できれば併せて更新ができるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、阿多田漁港の整備のことについてですけれども、これは先ほど市長の答弁の中にも、県から移管を受けて、もう6年がたち、その間でまた状況も変わってきているということの中で、新たに整備をする必要があるかどうかの検討をしていくというお答をいただきました。先ほど私が申しましたように、フェリーがなかなか着きにくい、危ないという状況が、三角波が立つ中でよく起きるということでございますんで、そういうタイミングに現場を見に行くということ自体がなかなか難しいと思うんですが、船を持っておられる方ならよく分かると思うんですが、波の怖さといいますか、また、棧橋に着けるときの危険性といいますか、そういうものをよくヒアリングをしていただひて、たしか県のほうも、平成26年に移管をするときには、全部の施設が整備が終わったというよりも、阿多田島のほうからの要望が全部整理されなひままに調査中で打ち切られたんじゃないかなと思うんですが、その辺も県のほうともよく協議をしていただひて、有利な交付金制度もありますんで、その辺を活用していただければ、ほとんど市の持ち出しがないような事業ができると思ひますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、飛石棧橋でございますけれども、これは県のほうにも要望していると同ひましたけれども、現在の履歴といいますか、いつ作製をされて、いつ大竹港へ持ってこられて、耐用年数が何年あって、あと何年残っているかとか、あるいは、健全化調査というのをやっているかと思うんですが、その状況はどうなのか。あと、あわせて、改修計画にのっているかどうか、そのあたりを分かれば教えていただひたいと思うんですが。

○議長（細川雅子） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 飛石棧橋の件ですが、先ほど言われた履歴、耐用年数、健全度調査、改修計画だと思ひます。

設置の時期につきましては、議員のほうからも質問の中にありましたが、県の施設で、いつ今のものが設置されたというのが不明なところがあります。

次に、耐用年数ですが、一般的に約30年と聞いています。

あと、健全度調査ですが、今の棧橋につきましては、県の管理するもので、近年、平成27年度に現在の施設の健全度調査を行っている状況です。なお、判定につきましては、ランクとしてA、B、Cがありまして、Cに該当しており、要経過観察という状況となっています。なお、この調査につきましては、5年に1回行っている状況で、今年度実施中ということは聞いています。

あと、最後に改修計画につきましては、県の施設ということで、先ほども答弁させてもらいましたが、県のほうへ要望をさせていただいている状況です。なお、維持修繕的なものは市のほうで対応させていただいています。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 一般的に耐用年数は30年ということですが、履歴は、飛石港に持ってきたときに施設台帳が整理されているんじゃないかと思うんですが、それには、どこから来て、いつ作製したとかいう、いわゆる作製年度とかが載っているんじゃないかなと思うんですが、それはまた調べておいていただきたいと思います。

それと、先ほど壇上で申し上げました、非常に使い勝手が悪いという話なんですけれども、14トンと制限荷重が栈橋のどこへ掲げてありますんで、どうしても車の運転手は、自分の車はそれより大きいということになれば、栈橋に乗って浮き栈橋のほうへ下りていこうということは危ないというふうに当然考えて、満潮まであそこで待つということになるんですけども、橋の構造の考え方でいくと、14トンというのは2等級ですけども、20トンの車両が下へ通る安全性、その辺は、橋そのものも構造計算上は安全率というのが掛けられていまして、大体1.5倍ぐらいの荷重に耐えられるように計算され、また、造られているんじゃないかと思うんですけども、それと14トンの橋そのものは、1台だけがそこへ乗った状況ではなく、2台乗って安全のように造られているんで、単体の20トン車が1台乗ることがほんとに危険なんかどうか。耐用年数の問題もあって、古いからそれも危ないですよということで管理上はそうされとるんでしょうけども、毎日多くの車両が通るわけでもないし、新しく更新されるまではそこを使い続けるということをしなないといけないんで、できれば頻度も考慮して、1台がそこを乗るだけなら何とか、慎重に渡ってもらえれば大丈夫ですよというような、使用方法の条件付で許可をしてもらえたら助かるんじゃないかと思うんですが、埠頭そのものは20トン車が乗っても沈むようなものではないと思うんで、そのあたりを含めて検討していただいて、それはすぐに新しく更新されるということになればいいんですけども、いつになるか、要望を今からするわけでしょうし、今までもされておったのがすぐになってないんで、約束もできないかも分かりませんので、新しくなるまでの間、使い方について検討していただいたらと思うんですが、そのあたりのお考えをお願いします。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） ただいまの栈橋の件ですが、今14トンということで、いきなり検討して、すぐイエスかノーかということもなかなか出ないかと思います。あと、広島県とも確認します。現況の栈橋といたら、幅も狭かったり、それから底が浅かったり、ほんとに乗ったときに、重量による安定度、いろんな面を検討しなきゃいけない部分ありますんで、いましばらく時間をいただきたいと思います。広島県のほうとまた確認して、どのようなことが可能であるかということも含めて検討いたします。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、小方港の駐車場の件ですけれども、これも答弁にありましたように、新しい道路が、小方橋の架け替えと併せて、臨港道路という形でできるわけですが、今年の3月5日に生活環境委員協議会の資料で配付されましたけれども、新しい臨港道路の平面図、これを見ますと、今の堤防のほうに道路全体が北側に寄って、今ある橋と港の護岸沿いにある道路、このあたりが一体的に利用できるような、そんな計画平面図になっておりますけれども、これをうまく使っていただいて整備をするということをお願いをしたいわけですが、これが令和5年5月頃までの予定ということなんで、3年と半年ぐらい待たないとこの整備もできないということになりますと、壇上で申しましたように、休日にはほんとにたくさんの方が来られて、住民の方、島民の方は駐車場に困っておられますんで、そのあたりを毎日ということじゃないんで、暫定的に使えるような方法を検討していただきたいです。

1つは、今、小方港の北側の既存の4車線の道路がありますけれども、これは、進入する側も2車線、出ていく側も2車線、小方港の横だけ4車線になっているわけですが、これはもともと、この晴海の埋立てをするときに、埋立許可申請の中で、当初の埋立ての計画図、埋立て後の整備計画図、これが臨港道路として4車線が全部、県側も含めて、ぐるっと整備するような絵が描かれておりました。それに合わせて港を先行して開港するために道路の部分だけ4車線で先に造ってしまったということがあって、その後、埋立ての利用計画も今のような状況で変更もされていきましたけれども、結局4車線の道は、埋立て区域全体にぐるっと回るといふ計画そのものが立ち消えて、今の港のところだけが4車線残ってしまった。さっき申したように、前後が2車線なんで、あそこが4車線あっても非常に混乱をする。今も川側から入っていても、右折をするのも変なコースになってますし、また、晴海臨海公園のほうへ真っすぐ行く道と、ゆめタウンのほうに行く道と、当然あそこは2車線ありますから、対向車との出会いが非常に危険な状態にある。そういうことを考えると、あそこを将来的に4車線で整備するんなら置いとかないといけないかも分かりませんが、将来的には全部2車線で進めるということになれば、今ある4車線のうち2車線はほかの用途に使えるんじゃないかと、暫定的にでも、4車線のうちの2車線、そのうち港側の1車線部分を臨時の駐車場のよう形にして、そこへ置いてもらうということも考えられるかなと思うんですが、晴海臨海公園のほうに許可を得て置くということもできないでしょうから、かといって、晴海臨海公園も利用者が特定されとるわけないんで、どなたが置いて構わんと思うんですけども、ある程度、阿多田島民の方に配慮をして、このあたりを利用して下さいというような形ができれば非常に島民の方にはありがたいんじゃないかと思うんですが、先ほど言いました令和5年の5月まで暫定的にほかの方法で考えていただけないか、そういう検討していただきたいと思うんですが、そのあたりについてお答え願いたいと思います。

○議長（細川雅子） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の小方港の臨港道路、県の事業になりますが、4車線の部分は、今後、今の計画どおりでいけば、2車線の変更になります。ただし、土木課が今からやる

小方4号線と交差点の部分については、今の4車線をかなりフル活用した形の計画にはなると思います。なお、晴海臨海公園のほうには2車線でそのままということではなく、右折レーン、左折レーンという形で整備される予定になっています。

今の2車線部分で残ったところということの駐車場の確保だと思いますが、実際に安全対策などいろんなことの規制がかかると思いますので、今後、一部でも検討できればと思っています。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員、5回目です。

○7番（賀屋幸治） 今の5回目というのは。

○議長（細川雅子） 2つ目の質問が5回目です。これが最後です。

○7番（賀屋幸治） はい。最後、検討してみますということだったんですが、ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、今の2番目の質問については終わります。

最後に、フェリーの運賃助成制度の件でございますけども、今年度の乗船券の利用状況、それと、現在、何人の方が既に使い切っておられるのかというような、その情報というのはお持ちでしょうか。

○議長（細川雅子） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） まず、今年度の利用状況ですけれども、対象者の方が79人いらっしゃいます。その中で、支出の金額としては118万円程度ということで、執行率に直しますと、43.8%ということになっております。ただ、今年度、新型コロナウイルスの影響等もあったかと思えます。例年4月、5月、利用率が大変高いわけなんですけれども、今年度でいいますと、例年の半分ぐらいということにもなっておりますので、そのあたりの影響もあろうかと思っております。

それから、使い切った方の数ということなんですけど、こちらについては、毎月上がってくる報告書を1つずつ調べて、対象者別に集計をする必要がございます。したがって、前年度の数字ということで御了承いただけたらと思います。令和元年度につきましては、対象が82人いらっしゃいまして、43人の方が使い切っておられますので、率でいいますと、約52.4%の方が48枚使い切っているという状況でございます。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。使い切るというのは、非常にそれだけ必要だから使うということで、逆に余るという方は、個人的な事情もあるんかもしれませんが、なかなか利用して、こちらに出てくるという、そういうことが不自由な方ではないかなと推測するんですけども、せっかくある予算ですから、先ほど報告ありましたように、昨年は約52.4%の人しか使ってないということでございます。半分ぐらいしか使ってないということでございます。ということは、半分ぐらい予算が余っていると思うんですが、令和元年度の決算の状況を見ると、金額でいえば184万4,380円使ってるんですよ。予算は272万7,000円あって、差引きでいえば、88万2,620円残っておりまして、それが片道710円ですから、1,243枚が使われてないということになって、大体有効に使っていただき

いんですが、そこは枚数制限をしとる関係で、使いたくても使えない。使えないというか、もう使い切って、自費で回数券を買うしかないという方が実際に多くおられると。今年度も残りあと4カ月ほどあるわけですが、同じような状況でいくと、3分の1ぐらいが余るということになるので、それを今年度もあと残りが3分の1ぐらいですね、4カ月ですから。ちょうど使い切って、必要な方に追加交付をしていただけないかなというのがまず1点あります。そういうことによって、せっかくの予算ですから、有効にそこを使い切ることができるのではないかなと思うのですが、その辺についてどのようにお考えですか。

○議長（細川雅子） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） まず、先ほどの執行率と、それから、48枚使い切った方が約52.4%と申し上げたんですが、そちらについて説明が不足しておりましたので、御説明させていただきます。

予算の執行率でいいますと、令和元年度でいいますと、約67.6%ということで、約3分の2ということです。全体の枚数に対して、それだけの御利用があったということです。

それから、先ほど申し上げた約52.4%というのは、対象者のうち48枚全て使い切った方が半数強いらっしゃるということでございます。それで予算の残が幾らか出ております。このうち1枚も使ってらっしゃらない方というのが2割程度いらっしゃいます。全て使い切った方というのが約半数いらっしゃって、残りの方が何枚かを使われているということで、その部分の平均でいいますと、約24枚ぐらい、半分ぐらい、全部使い切っていない方の平均でいうと約24枚ぐらい使われているということで、全体で約67%程度の執行率になっているということでございます。

それで、予算は残が出ておりますので、その部分を追加交付ができなかったということですが、この制度が始まったときに、まず、岩国市の柱島を参考に同等の支援をしてもらえないかというところで、70歳以上の方を対象に48枚ということで制度が始まっておりますので、今決めさせていただいているルールの中で適切に使っていただくということかなと思っております。確かに予算は確保しておりますが、ただ、このルールによって、全ての方が上限まで使われたときに不足がないようにということでの予算ですので、執行残があるということで、他の方に上乗せで交付するということになれば、また全体の公平性とかということも考えていかななくてはなりませんので、今の枚数で不足をするということがもしあるようであれば、制度全体としてどういうものかというのは、改めて別の場で考えていくという必要があるかなと思っております。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 不公平にならないようにということで枚数を48枚という、使っても使わなくても一応交付するというので、それも使うものだという前提で交付をしておられますけども、先ほどにもありましたように、3分の1ぐらい、結果的に余ってしまうと、金額的にね。その部分をどういうふうにするかですけども、この財源は、先ほども申しましたように、再編交付金が使われているわけでございますけども、この再編交付金に関しては、平成19年度から令和2年まで、今まで14年間、これで56億9,000万円余りが交付

をされておるわけですが、このうち、阿多田島に用途として使われているのは1割ぐらい、56億9,000万円あるうち5億7,000万円ぐらいしか阿多田島に関連して使っているものはないんですよ。その辺から考えてもらいたいんですけども、冒頭でも言いましたように、市長も十分認識をされとるということでございますけども、この再編交付金の使途、これは騒音被害を受ける阿多田島住民のために国も交付をしているということでございますので、結果的に1割しか使われてないと、それでよいのかなと思うんですが、阿多田島の皆さんは非常に優しいので、というか、おとなしいので、そのことについて腹を立てたり文句を言ってきたりというのはないと思うんですが、阿多田島の皆さんは再編交付金が阿多田島のためにあるんだということも認識をされているので、かえって遠慮されて、自分らのために再編交付金を使えるようになってきているということに対して気兼ねをされてる部分があるんだろうと思うんです。しかし、現実には、さっきも言いましたように、1割しか使われてないんですよ。

それで、去年の再編交付金の公共交通負担金、幹線交通と支線交通に再編交付金が3,163万円ほど使われてるんですよ。それから考えると、このフェリーの運賃の助成、これに今、予算的には今年度も269万3,000円ですけども、桁が1つ違うぐらいしか使われてないと、考えられてないと。もう少し阿多田島の住民の方が望む、毎日のことですから、使わないといけない人は、ほんとに毎日1,420円出費をしないといけない。壇上でも申しましたように、阿多田島の診療所の運営が変わりまして、変わるというか、先生が島外から通うということで、週に2回しか開いてないということになって、当然それまでも診療所の専門科目以外の医療機関にはこちらへ通って診てもらっているわけですけども、少なくとも、それに増して、フェリーに乗ってこちらに通院しないといけないという機会が増えているんだろうと思うんですよ。そういうことも考えると、島で生活をしているからそのハンディーがどうしてもあって、それを幾らかでも配慮して、再編交付金を皆さんが望むような使い方をしてあげてもらいたいと思うんですけども、そのあたりを含めて、例えば、全員とはいいませんけども、ある程度の所得制限を設けてフェリー代金の助成をしていくとか、半額とか、3分の1とか、いろんな考え方、方法があるかと思うんですけど、皆さん、少し知恵を出していただいて、阿多田島住民の立場を理解していただいて、それに見合う再編交付金の使い方をもう一度検討していただきたいと思うんですが、これを最後にしますので、市長、これについて何かお考えがあればお願いしたいと思うんですけども。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 再編交付金を受けるに当たって、防衛省と折衝をしてみました。大竹市民全体が我慢をしているということ、もちろん一番影響を騒音で受けるのは阿多田島の皆さん方でございますが、大竹市に再編交付金が出てまいります。阿多田島の方も大竹市民でございます。大竹市全体がよくなることによって、阿多田島の方も恩恵を受けられます。そういうことで、阿多田島に直接に今数字をおっしゃいました。非常に人口割合としては、十分に配慮したものでやっていると自分自身は考えております。大竹市民全体が不安を受けながら、そのことに対して対応をしていくというのが国・防衛省の考え方で

あるということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。そして、もちろん騒音で一番大きく我慢をされている阿多田島の方に対しましては、私は全力を挙げていろんな形でやっていきたいと思いますので、どうかその辺の御理解はいただきたいと思います。

例えば公共交通につきましても、阿多田島の皆さん方も港からバスには乗られるわけでございます。大竹市全体がよくなることをしっかり考えた中で、特別に阿多田島の方に対する配慮はあるということ、そのこともぜひ御理解をいただきたい。その中で担当が申し上げましたように、全市民の間で公平感を持ちながら施策をやっていくということについても大変大切な視点であるということ、そのことを考えながら、十分に阿多田島の皆さん方には、いろんなことを手だてをしてまいりたい。そのために、国に対して、この制度、違う形の名称になるかも分かりませんが、確実に配慮していただきたいということを要望し続けてまいりたいと思いますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。阿多田島住民に成り代わってお礼も言いたいところですけども、切実にこのフェリーの問題については、運賃のことも含めてですけども、関心が一番高いということでございますし、この再編交付金の使途については、当然ホームページのほうに全部掲載されてますから、どなたでも見ることはできるんですけども、特に国のほうに我々も要望する中で、防衛省のほうでは財務省に申請をしていく、来年度予算についてもですけども、その中で財務省のほうは、この大竹市に交付している金額のうち、どれぐらい阿多田島に使われているんだろうかという心配をされていると聞くんですよね。それぐらい国のほうも、せっかく交付したけども、阿多田島にどれぐらい、どういう形で使われているんかと。それを大竹市がどういう形で使うかというのは任されてますけども、実際に騒音被害、先日も阿多田島へ2時間ほどおりましたけども、今ちょうど艦載機が帰ってきている時期でございますので、ほんとに耳を疑うといいますか、話ができないぐらいの騒音で、よく我慢をさせていただいているなど実感をしていつも帰るんですけども、そういう中で、阿多田島自体が高齢化をし、また、将来過疎化に進んでいるわけですけども、どうやってこの島を守っていくのかと。後継者、特に若い人に、こちらに帰ってきて跡を継いでもらいたい、ここへ住んでもらいたいという思いがあるんですが、どうしてもフェリーを使う、あるいは負担がかかるということに対して、若い人はそんなにお金も持ってないし、生活も厳しい、そういう中でなかなか島のほうへ帰って生活しようという方がいらっしゃらない。それでも今3世帯ぐらい若い人が帰ってこられて、あるいは、よそから移住をしてこられて頑張っておられますけども、そういう方に少なくとも生活の支援がどういう形でできるか。それはやはり、1つはフェリー運賃の補助、そういう形じゃないと島で生活するということの難しさが解決していかないんだろうと思いますし、そういうことを島民の方は望んでおられるので、その要望されていることを一つ一つ聞いていただいて、応えていくことが私は行政の役割だろうと思うんですが、かといって、再編交付金をほとんど使わせてくれということではありませんので、全体からしたら僅かな金額ですよ。ここに、阿多田島出身の方はおられませんよね。阿多田島へ住んでみ



てくださいよ。1週間でもいいですから、泊まってみてもらったら分かると思うんですが、それだけ我慢されているということなんです。それを分かってもらいたい。そういうことをお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続きまして、4番、小中真樹雄議員。

〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） 一人会派樹の会の小中です。よろしくお願いします。

私は、前議会でも質問いたしましたオンライン学習指導について再度お伺いしたいと思っております。

新型コロナウイルスの第3波が各地で到来しており、冬季における大流行が懸念されております。文部科学大臣の見解では、今後、緊急事態宣言が発出された場合でも、全国一律の休校というのは現在のところ考えてないというような見解が示されておりますので、この春の段階よりも学校が休校になるリスクっていうのは多少減っているかとも思われますが、いつどういふことがあるか分かりませんので、万一の場合に備えて、オンライン学習指導ということへの準備は不可欠だという観点から御質問させていただきたいと思っております。

前議会で、3学期の早い段階にパソコン端末の児童生徒への1人1台体制を実現するということでしたが、それはもう確定したのでしょうか。それで、その1人1台体制がもう確定したのであれば、パソコン端末の機種とかは何になったのでしょうか。また、その機種を選んだ理由はどのようなものでしょうかということをお伺いしたいと思っております。

次に、通信環境のない家庭への対処方法は決まったのでしょうか。

それから、指導をされる教員の方々の研修を行うということでもございましたが、それらの研修を通じて気づいた問題点というようなものはあるのでしょうか。あれば、その対応をどのようにされるのかについてもお聞かせください。

1人1台体制が前倒しになりましたGIGAスクール構想ですけれども、11月19日付の毎日新聞のオピニオン欄に平川理恵広島県教育長が、GIGAスクール成功の要点として、児童生徒へのPC持ち帰りを認めてほしいと訴えています。自宅でPCを使えない児童生徒の持ち帰りを認めない限り、自宅にPCがある児童生徒との格差が開いてしまうとの理由からのようですが、大竹市教育委員会の見解はいかがでしょうか。以上の点についてお伺いしたいと思っております。

これで壇上の質問は終わります。よろしくお願いします。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学習者用端末の選定状況や機種の選定理由などについてでございます。

現在、3学期の早い時期に配備できるよう、12月上旬の入札に向けた事務を進めているところでございます。その選定につきましては、文部科学省が示す標準仕様に見合うものであり、指などで操作するタッチパネル式のディスプレイとキーボードが附属するタブレット型のパソコンを想定しております。児童生徒が使用することを踏まえ、操作性や耐久

性、安全性などを考慮するとともに、フィルタリング機能や物損保証の面も重視をしております。

次に、通信環境のない家庭への対処についてでございます。

家庭においても端末を用いた学習をするに当たり、通信環境を整えることは非常に大切なことと考えております。現在、他市町の状況を確認した上で、支援の必要な家庭やその支援内容を慎重に検討している状況でございますので、もう少しお時間をいただければと考えております。

次に、教職員研修を通じて気づいた問題点についてです。

10月に、市内小中学校の教職員を対象に、実際に端末を使用して、アンケートや小テスト、共同編集などの機能を体験する研修会を実施いたしました。参加者からは、体験したことで、ぜひ授業で活用してみたいという感想が多く出されております。一方で、授業で効果的に使うために、まずは教職員が端末の操作や機能を把握し、使い慣れることが必要という意見もございました。この点については、導入する端末について、学校と情報共有するとともに、具体的な活用を重ね、児童生徒が端末を利用する前の段階で使い慣れている状態にしておきたいと考えております。

ほかにも、低学年の児童が端末を利用する際の指導をどうするかということも問題として上げられました。中学生や小学校高学年の児童生徒であれば、ある程度自分で端末を操作することも可能でございますが、低学年の児童には、アカウントやパスワードの入力や管理など、少し難しい面がございます。端末の導入後の初めの段階で、特に低学年の児童には、端末の扱い方やアカウントなどの入力の仕方、パスワードの管理の仕方などについて、丁寧な指導が必要でございます。

対策といたしましては、広島県教育委員会が作成する小学校低学年用オリエンテーション動画を指導に活用したり、上級生が下級生に操作を教えたり、手伝ったりする場面を仕組むことなどを考えております。

いずれにしても、教職員も、児童生徒も、日常的に端末を利用し、使い慣れていくことが必要でございます。学校生活や学習の中で端末が効果的に活用されるように、引き続き、丁寧に準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、学習者用端末の持ち帰りについてでございます。

例えば、国語辞典の使い方と同様に、端末も意図的に数多く使うことによって、その操作の仕方も習熟していくと考えております。教育委員会といたしましても、児童生徒につけたい力を明確にした上で持ち帰らせ、児童生徒が家庭学習でも端末を活用できるようにしたいと考えております。そのためには、学校において、家庭学習に必要な操作の指導を行うとともに、持ち帰りのルールの指導及び保護者への協力依頼などの前提条件を整える必要があると考えております。

今後も、1人1台の学習者用端末の導入後の活用に向けて、通信環境の整備、教職員のICT活用技能の向上などに一体的に取り組み、授業をはじめとする様々な場面で効果的に活用できるように計画的に準備を進めてまいりたいと思っております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 教育長の過不足のない御答弁をいただきました。どうもありがとうございます。

児童生徒も初めてのことで、GIGAスクール構想についてはいろいろあると思いますけども、私が一番思いますのは、例えばパソコン端末を持っている家庭と持っていない家庭、少なくとも共存の前提というか、それができるだけ公平なものになるような制度設計をしていただきたいということと、できるだけ児童生徒が理解しやすいような前提条件の整備をしっかりとっていただきたいという願いが1つあります。

そして、最後に、指導される方々に、SNSには便利な面もあるのですが、弊害もあるわけで、児童生徒に、まず、自分でじっくり考えて、同調圧力に負けないとか、SNSを使った人とか、機関とかもあると思いますが、誹謗中傷とかそういうことは絶対してはいけないというような態度を培うようお願いしたいと思います。

その願いをして、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は13時を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時47分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。

一般質問を続行します。

9番、西村一啓議員。

〔9番 西村一啓議員 登壇〕

○9番（西村一啓） 9番、清誠クラブ、西村一啓でございます。私は、本市の歴史、伝統、文化等の活用についてお尋ねをしたいと思います。

初めに、全国的にコロナ禍で、業務に携わっている医療関係者の方をはじめ市内の医療従事者の人にも、まず心から感謝を申し上げます。

このような状況下、ましてや、世界的にも日本国内的にも大変な時期を迎えております。そうした中、少子高齢化が進み、本市でも人口減少が進んでいる中で、戦後75年が経過いたしました。中でも、市政が創設されて既に66年以上経過しております。本市に歴史的な文化、あるいは、そういう史跡がたくさんありながら、特に戦国時代から、おおむね420年前に、広島入りした戦国武将、福島正則公の入城以来、本市は脈々と歴史を育んでまいりました。現在も歴史上残っております、福島正則が造りました亀居城址をはじめ、11か所の郭跡も残っております。標高が88メートルの山頂付近には2か所の井戸も残っております。東からは、玖波宿にあるうだつのある町並み商家をはじめとして、旅人の喉を潤す角屋の釣井や馬だめしの峠、鉾の峠、そして廿日市市に向かう鳴川の石畳へ続きます。さ

らには、西には、小方城下の鍵辻から苦の坂、木野の渡し場跡へと、その他たくさんの歴史・史跡が残っております。特に西国街道は、京の都から馬関、下関を通り、福岡の太宰府に至る、時の公の道として古代から利用されております。市内には、鳴川の石畳から木野の渡し場まで、おおむね8キロに渡る西国街道が通っております。

先ほど申し上げましたとおり、この間には、明和元年、1764年、萩藩絵図方によって作られた市内30か所にわたり表示された絵地図も残っております。鳴川の石畳、銚の峠、馬だめしの峠、角屋の釣井、うだつのある町並み、小方の亀居城址、苦の坂四境の役の古戦場跡、木野の膝池神社、太閤振舞井戸、お茶屋跡や木野格子戸の町並み、木野の渡し場へとつながっております。こうした歴史的、時代的な史跡が散在しております。

約160年前には、維新に関わる第13代将軍の正室が嫁いだ島津藩の篤姫をはじめ、萩藩の吉田松陰先生、維新の志士や、さらに佐賀島原の乱を治めた幕府目付が江戸に帰る道として整備されたのが鳴川の石畳であります。最近では、各地域の歴史・文化財、伝統文化等をまちおこしに活用されているところが多く取り上げられてきましたが、本年11月6日には、中国新聞に掲載されました、広島県の教育委員会が広島県文化財保存活用大綱という素案を発表しております。こうした中で、我々が、まちにあります歴史的・文化的なものを活用していかなければいけないのですが、あまり活用されていないように見受けられるのは私だけではないと思います。

特に西国街道は、歴史として残っているところです。これらを再整備し、市民をはじめ、市外からの歴史探訪者や歴史マニア等に開放して活用することが本市のPRにも利用でき、4年先には完成予定を目指して頑張っております大竹駅舎の改築と、駅から西国街道を結ぶことが地域観光にも利用されることとなり、また、これらにつながるものと考えられます。特に、前は宮島、後は岩国市という、日本国内はもとより、世界的に有名な遺産がある中で、大竹市も決して他のまちに後れを取らない、そういう史跡もたくさんあります。

こうしたものを生かすためにも、以前から大竹市教育委員会と大竹市文化財団審議会で発行されている「おおたけ歴史探訪～西国街道を訪ねて～」という文書も既に配布されており、また、御存じの方もたくさんいらっしゃると思います。さらには、小方の亀居城址あたりに市民が望む小方駅の新設の要望に向けてつながり、新駅の開発で、これらを含めての利用活用ができるものと考えられます。

こうした一連の環境整備について、計画や予算化にこれから進めていくお考えがあるのか。第五次大竹市総合計画の中にも示されております。第2節の大竹らしさを育む文化と交流ということが示されています。歴史、伝統文化、地域の行事等、保存、継承、活用について、私は次の3つの質問でお尋ねをいたします。

1つ目としては、西国街道の整備についてでございます。

以前、計画では、予算化を考え、進めていた時期もあったとお聞きしましたが、今度は、再度計画や予算化の予定があるのかを伺います。また、ガイド等のボランティアの活動はできないのか。教育委員会でできないのなら、現在、市内で活動しております民間の団体、大竹市歴史研究会に委託したらいかがでしょうか。市内全般の活用方法は考えるべきだと思います。

2つ目には、玖波地区、小方地区、木野地区の町並みについて、維持管理が難しい中、既に住民の方の高齢化により、空き家として取り壊されていくところもあります。本市として、こうした建物が活用できないか。例えば木野地区の格子戸通りは、土日に利用する場所として活用できないか。フリーマーケットやイベントに活用できないか。多数の来場者への駐車場は、木野小学校跡地を活用する方法も考えられると思います。

3つ目には、亀居城址の石垣等をもっと広く市民に見せられないか。登山道が急な坂のため、穏やかな道ができれば、健康増進の散歩道としても活用はできないのか。せめてライトアップで見せる城跡の石垣活用はできないか。いろいろと取り組むことも考え、そして、利用する計画はないか伺います。

さらには、苦の坂を含む西国街道の整備は、以前、一度、歩く会を開催していたが、当時は一部崩落箇所があり、臨時に通行できるように修理・補強はされていたが、その後、修理・補強はそのままで止まっているようです。再度、そうしたことの考えがあるのか、予算的な計画をされているのでしょうか。

以上、3つの質問をして、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本市の歴史に興味を持たれ、その見識で本市の新しいまちづくりを歴史・文化の面から一考いただき、御提案をいただきました。ありがとうございます。現在、策定中の大竹市まちづくり基本計画に必要な施策を位置づけて取り組んでまいりますので、御意見等、よろしくお願ひいたします。

それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。教育委員会の取り組みなどについては、後ほど、教育長が答弁します。

本市では、平成23年3月に第五次大竹市総合計画を策定し、市民の皆様が考えるよいまちの実現に向け、大竹らしさを育む文化と交流の主要な施策の1つとして、歴史、伝統文化、地域行事の保存、継承、活用を掲げ、市民の皆さんと共に取り組んでまいりました。

第五次大竹市総合計画の取り組みを総括し、今後のまちづくりに対する意向などを把握するため、令和元年度に実施した市民アンケートでは、この施策について、充実しているの回答が充実していないの回答を上回りました。また、今後の取り組みの方向性につきましては、力を入れるの回答が縮小するの回答を上回り、今までどおり取り組むの回答を含めると、8割以上がこの施策の維持・充実を望んでいることが把握できました。

現在、新たなまちづくりの指針となる大竹市まちづくり基本構想の策定作業を進めており、この基本構想に掲げる理想のまちの実現に向けた具体的な取り組みの方向性を、第1期大竹市まちづくり基本計画に定めることとしています。

第1期大竹市まちづくり基本計画では、市民のまちへの愛着心が自分たちのまちを自分たちでよくしていこうというまちづくりの原動力、すなわち市民力につながると考え、本市への愛着心を育む視点を持って、施策を推進することとしています。

歴史・文化の保存・継承の取り組みにつきましても、市民のわがまちへの愛着心を育て

る重要な施策であり、子供世代から本市の歴史・文化に触れる機会をつくとともに、こうした歴史・文化を伝える史跡や文化財を後世に残していくことが大切だと考えておりますので、これらの取り組みを基本計画に位置づけ、取り組んでまいりたいと考えています。なお、財源確保を含めた具体的な取り組みにつきましては、教育委員会と連携し、市全体の予算の中で調整をしながら、計画的に進めてまいります。

また、まちづくりは未来のまちを見据えるものでございますが、議員の御発言のとおり、まちの歴史を踏まえる必要もあると考えます。そうした意味で、本市がたどってきた歴史を知ることのできる大竹市史の存在は大変重要です。現在、大竹市史の本編は、昭和45年に刊行された第3巻まで編さんされており、昭和30年代後半までの記録がされていますが、以降の編さんがされておられません。現在、人員的に編さんに専念できる体制が整わない状況でございますが、昨年度から編さんに必要となる資料の収集、整理に少しずつ取り組んでいるところでございます。過去の記録、記憶を確実に継承できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、西村議員の本市の史跡などの文化財の活用における教育委員会の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

初めに、教育委員会における第五次大竹市総合計画に掲げた取り組みについてでございます。

第五次大竹市総合計画後期基本計画には、目指す姿として、郷土の歴史、伝統文化の継承に関心を持つ人が増えること、また、文化財や郷土の歴史を学ぶ機会が提供されていることを掲げております。

教育委員会としては、この5年間の取り組みとして、児童生徒に市の歴史や文化を学んでもらうため、小中学校では総合的な学習の時間における大竹市の歴史や文化の題材化、また、放課後子ども教室などにおいては、亀居城の刻印の拓本づくり、和紙づくり、流しびなづくり体験などの体験学習を取り入れてまいりました。また、亀居城跡や西国街道に関するリーフレットの発行、市指定重要文化財の説明看板の設置、老朽化した史跡などの案内看板の更新などの周知活動をはじめとして、大竹市歴史研究会との共催による歴史講演会や西国街道ウォークの開催など、市内外の方に大竹市の歴史を知ってもらい、関心を高めるための様々な取り組みも行ってまいりました。

特に平成30年度は、大竹手すき和紙の里において、体験学習棟を新たに整備をいたしました。令和元年度の大竹手すき和紙の里の来所者は、5年前、平成27年度の約2.5倍となり、また、情報発信の強化のため、新たに専用ホームページやリーフレットを発行したことで、北海道や東京などの遠方からも来所するなど、地域のにぎわいの創出にもつながっております。さらに、昨年度からは、広島市立大学芸術学部との連携プロジェクトもスタートしており、地域資源である手すき和紙の新たな可能性にも期待をしているところでございます。

また、明治維新150年や、浅野氏広島城入城400周年記念事業として実施した西国街道ウ

ォークの参加者からは、今まで知らなかったことを知ることができ、大竹市に興味を持った、大竹市の歴史の勉強ができ、大竹市を大切にしたいと思ったなど、大竹市に関心を持つ人や地域に愛着を持つ人の増加にもつながっていることを実感いたしました。

さらに、外部評価専門委員による事業の点検、評価におきましても、文化財保護事業につきましても、専門委員から、記念事業の実施など、市民の興味が得られるよう工夫して事業を実施しているとの意見をはじめとして、必要性、有効性及び効率性において高い評価を得ております。

以上のことから、5年前よりも総合計画に掲げた文化財や歴史を学ぶ機会は増加し、関心度も高まっていると実感をしているところでございます。

一方で、大竹市文化財保護条例に基づく市の指定重要文化財の件数は、現在、亀居城跡、旧山陽道木野川渡し場跡をはじめとした史跡、大瀧神社祭りの奴行列・山車の風流、玖波宿本陣・陣入やっこの無形文化財、和田家文書などの古文書など、12件にとどまっており、指定重要文化財を増やしていくことも今後の課題であると認識をしております。今後、神楽などの地域の民族文化にも着目し、県や他市町の事例を参考に調査・研究していきたいと考えております。

また、市内には歴史的な裏づけ資料などがなく、市の重要文化財として指定されておられません。昔から地域で大切に守られてきた史跡などの文化財もたくさんございますので、これらの未指定の文化財の活用に関しましても、大竹市歴史研究会と連携して、様々な活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、教育委員会では、第1期大竹市まちづくり基本計画の初年度である令和3年度におきましても、限りある予算を有効活用しながら、優先順位を定め、新たなリーフレットの発行や文化財看板の設置などに取り組むとともに、大竹市歴史研究会をはじめとした市民団体などと連携をしながら講演会などを開催し、文化財の普及・啓発に努めてまいります。

以上で、西村議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○9番（西村一啓） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。さらに付け加えてお願いをし、回答いただきたいのは、先ほど申しました、広島県教育委員会が素案を発表しました。10月の時点では、県内23市町で3,222件の重要文化財、登録有形文化財などがあると発表されておりますが、先ほどの教育長のお話では、大竹市の指定重要文化財は12件。指定をされていないものがたくさんあると思いますが、ただ、一番心配するのは、それらをこれからの若い人に継承、伝えるという人が、既に戦後75年、もうほとんどいなくなるような状況であります。あわせて、先ほど市長が言われた中にもありますように、昭和29年9月から大竹市制が施行されて66年の大竹市の歴史が、昭和45年に大竹市史3巻が発行されて以来、次のことが作られてないというのもありました。どういうことかいうと、大竹駅にありますように、大竹市は産業と人の輪のまちという、新しく戦後の工業都市としての軌跡と申しますか、市史が作られてない、これはぜひ作ってもらいたいということをお願いいたします。というのは、これらを語る人がいなくなりよるんですよ。文化財はお金で買えるも

のではありません。以前から残つとるものを継承することなんで、そこんところのお考えがあるかどうか、改めてお尋ねをいたします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） 以前、私、大竹市のこのまちがつくられてきたのは、先人たちが時代を生き抜いてきたつながりのあかしだという、そういうお話をさせていただいたように記憶をしております。これからの時代、より今の子供たちが生きていく将来に向けて、私も教育委員会としまして、長期的な立場に立って、これまでは残すという、そういう視点、私自身も思ってたんですが、残すではなく、未来につないでいくという、それをキーワードに今後取り組んでまいりたいと考えております。

先般、文化財功労者表彰というものがございました。その席上、子供たちも何名か出席をしておりました。その中で、私は子供たちにこう問いかけたんですけれども、あなたの大好きな大竹、10個言えますかと。そうすると、子供たち、指で数えながら考えているんです。その中には、子供たちの経験の中での、例えば亀居城跡であるとか、木野の渡し場であるとか、いろんな考えが出てきていたと思っております。そういう意味では、確実に次の世代に、子供たちにも継承されているんだなというのは感じております。

しかし、議員の御指摘のとおり、確かに少子高齢化、またはコミュニティーの衰退、継承者の高齢化による人不足など、大きな課題はたくさんございます。それを一つ一つ具体的な形で、教育委員会としましては、先ほども申しましたけれども、長期的な立場で確実に、といたしますか、こつこつと、といたしますか、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○9番（西村一啓） 先ほどからいろいろ御答弁いただきまして、ありがとうございます。あわせて、亀居城址が現在、つくられてから四百十何年余りたっているわけですが、これらが大竹市の財産として活用できないかということも改めてお尋ねしたい。というのは、亀居城の石垣を見せることだけでも相当な文化的な遺跡の効果があると思います。ましてや、あそこに城を造ってくれというわがまは言いませんが、できれば城があるのが一番の財産なんですが、せめて石垣をライトアップするぐらいのことはあまりお金がかからないのではないだろうか。また、それを見せることによって、大竹市は戦後の工業都市だけでなく、戦前、大正、明治、江戸時代に結んで、いろいろ日本の歴史上、四境の役をはじめ、今日の日本の基礎が、民主的なものができた、1つの犠牲になったまちでもあるわけですので、そうした点をもっとPRできないかと。あわせて、私の政治政策の1つに上げておる、歴史と教育というものが絶対必要だということを私は常日頃から思っております。

先般11月にも、大竹市歴史研究会の御協力をいただいて、大竹中学校の生徒が大竹市の歴史を100名近い生徒が見て回ったという。地域に興味を持つ、これこそ教育長が先ほどから言われるように、教育の原点は歴史なんです。もっと歴史を市民に伝える、これも我々大人の責務でもあり、また大竹市として、これからも継続をしていく中で伝えるもの



が、そういう継承事業、こういうことを予算化できないかと思います。

先ほど申しましたように、地域のそういう説明については、ボランティアの活動をもっと取り入れて、新たに物をつくるんじゃなしに、あるものを説明するのは、あまり予算的なものはかからないと思います。

先般、亀居城というリーフレット、三つ折りが発表されました。続いて、西国街道というのも作る予定だということを知り及んでおりますが、これらのリーフレットを、新しくできた大竹会館、来年開館しますが、そういうところや、また、4年先の大竹駅などにリーフレットを置くことによって、西国街道、特にこの防長の役といいますか、この四境の役で戦った、小瀬川という、川の中が県境ということは非常に珍しいんですよ。そういう文化的なものも含めて、もっと大竹市のPRに活用できないか、そういうことを思っておりますが、そういう点についての教育長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） ありがとうございます。教育委員会といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり歴史というもの、人が生きてきたあかし、そのあたりを尊重し、今あるものはしっかり次へつないでいくという。例えば、小中学校の授業の中において、総合的な学習の時間においては、今、玖波地域、小方地域、大竹地域の小中学校ともに、主には、小学校の場合は6年生、中学校の場合は1年生が、総合的な学習の時間で大竹のまちに飛び出して、様々な史跡であるとか、歴史であるとか、伝統を学んでおります。きっとその体験学習が、今後の例えば大竹を誇りに思う、そういう気持ちであるとか、大竹のまちを将来的にしっかりとつくっていくとか、そういうことにつながっていくのではないかなと思っております。

例えば、今、先ほど西村議員の方からも御紹介ありましたけれども、そのほかでも、小方地域であれば上田宗箇流の茶道の体験をして学ぶであるとか、大竹小学校であれば、大竹地域の伝統産業である和紙づくりについて学ぶであるとか、いろんな形でやっております。決して火が消えないように、教育委員会としては、そのあたり、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○9番（西村一啓） 先ほどから繰り返して同じことを言って恐縮ですが、1つには、今、大竹市の歴史に関するそういうものは、大竹市教育委員会生涯学習課という部署が担当しております。課長が非常に苦慮しとるのはよく分かるんですが、大竹会館も生涯学習課の担当ということで、大竹会館のオープンについて、もっとあの場で、新しくできたものを使って大竹市の本来の歴史の話をする講座が開かれなかと、これもせんだって課長のほうにお伺いしたところ、予算的な面があるということで、もっとそういう大竹市の第五次総合計画の施策、また、新しく策定する大竹市まちづくり基本計画の中に歴史、伝統の取り組みを入れるんなら、教育委員会の中でも生涯学習課のほうにもっと予算がつけられないのかという気がいたします。

その点が1点と、もう一つは、文化財が今、先ほどからずっと玖波の鳴川から木野の渡

し場までの30カ所の話をしていただきましたが、ほとんど看板等があるようでないような、分かりやすいようで分かりにくいような状況です。もっとそういうものを知らしめることによって、大竹市民皆さんが改めて郷土の歴史、伝統文化を知るという1つのチャンスがあるのではなかろうかと思えます。そういう面での予算費用はどういうふうに考えておるか、改めて御質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三井佳和） 来年度の生涯学習課が予定しております事業を申し上げます。言われるように、まだまだ周知のほうがり足りないということでございます。今年度、大竹市歴史研究会と協力をしながら、亀居城址、そして、西国街道のパンフレットを作っているわけですが、来年度も第3弾としたいまして、長州戦争と大竹市のリーフレットの作成を予定しております。また、加えまして、亀居城址の中に説明看板を設置する予定にしております。また、大竹会館、2月15日にリニューアルオープンいたしますが、2月15日、駐車場のほうが全部出来上がっているという状況じゃありません。4月以降に全ての駐車場等の整備が終わりますので、4月以降に、できれば大竹市歴史研究会と共催で歴史講演会等の事業が開催できればと思っております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○9番（西村一啓） 最後になりますが、大竹市には文化財に対する学芸員がいません。これは先般も質問をしたときに市長のほうに申し入れましたが、ないと。大竹市が今既につくっております大竹市文化審議会、これの活動があまり市民に知られてないのではないかという気がします。もっとこれらの活動を活発にして、先ほどから繰り返して申し上げますように、大竹市の歴史を知っとる人を訪ね、またそういう資料づくりなど、何かやらないと、先ほどから言われる大竹市史でも、戦後のものを作るにしても、語る人がいなければできないんですよ。こういうことを早急に考えてもらいたいというのが1点と、それから、大竹市の文化財の中でも、まだまだ、木野地区をはじめ、川手地区、それから栗谷地区、松ヶ原地区、いろいろ有名なものがあるんですよ。だから、先ほどから言われるように、12の指定の文化財だけでなしに、いま一度掘り返して、大竹市のそういう文化財を改めて指定ができないか。指定されれば、所有者のほうに迷惑になる場合もあると思いますが、そういうことが大竹市の文化を継承する、また市民に知らしめるという活動にもつながるのではないかと思いますので、最後になりましたが、この点のお考えがあるか、また、それを市長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 文化というのは、継承していくのが難しい課題でございます。専門的な知識を持つ人が高齢化し、だんだん少なくなっている大竹市の状況を考えたときに、いろんなこと、早くに手を打たなくてはいけないという問題意識は持っております。今、議員御指摘のように、いろんなこと、担当部署と検討しながら進めてまいりたい、このように考えております。よろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） 終わりました。

○9番（西村一啓） 以上で質問を終わりますが、今後とも、文化財については、いろいろな面で御協力をお願いしたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 次の一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問について、大竹市議会会議規則第62条に、「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」と規定をされています。次の山崎議員の発言通告書において、一部、議会内部に関する部分があり、これは市長に対する一般質問の内容としては適当でないと思われまふ。議会内部に関する部分については別の機会に質問していただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

では、13番、山崎年一議員。

[13番 山崎年一議員 登壇]

○13番（山崎年一） 13番、くろがねの山崎でございます。私は3点の問題について質問を用意しておりましたが、今、副議長のほうから御指摘をいただきましたので、2点に絞って質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

少人数学級の実現について問います。

現在、全国で猛威を振るっています新型コロナウイルスに感染されました皆様方に心からのお見舞いを申し上げますとともに、早期回復に向けた社会復帰を果たされますことを心よりお祈り申し上げまして、私の一般質問に入ります。

第3波の真っ最中であります新型コロナウイルス感染症であります。一向に収まる心配がなく、終息どころか、ますます拡大の一方であります。新型コロナウイルスの蔓延は様々な問題を巻き起こし、社会を混乱に陥れました。その多くの問題の中から、小中学校の教育、少人数学級の実現について問います。

1クラスの人数を減らし、行き届いた教育を保障し、豊かな教育を求める市民の要求です。少人数学級の推進を、保護者、教育関係者をはじめ、多くの国民がその立場を超えて強く求めておられますことは申し上げるまでもございません。毎年度、小中学校の少人数学級の実現を求める意見書案が議会に提出され、大竹市議会においても満場一致で採択されているところでございます。少人数学級の実現を国に求める地方議会の意見書は、11月14日現在で534地方自治体で採択され、県単位では16道県で採択されております。私も少人数学級の実現については、度々取り上げさせていただきました。また、今年10月に開催されました令和元年度の決算特別委員会においても取り上げさせていただいたところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の防止の観点からも、社会的な距離をかくすべく観点からも、少人数学級の実現を求めて世論が大きく後押しをしています。教職員、教育研究者、全国校長会、小中高の特別支援学校の校長会からも要望が上げられています。本年7月3日には、全国知事会、全国市長会、全国町村会も連名で、文部科学大臣に公立小中学校で少人数学級を早急に導入するよう求める緊急提言書を提出されました。

提言書は、公立小中学校の普通教室の平均面積は64平方メートルで、現在の学級編制では十分な感染症予防のために児童生徒間の距離を確保することは困難と指摘、今後、予想される感染症の再拡大時あつても、必要な教育活動を継続して、子供たちの学びを保障す

るためには、少人数学級により児童生徒間の距離を保つことができるよう教員の確保が必要として、身体的距離の確保や教室等の実態に応じた指導体制、必要な施設、設備の整備や教員の確保も強く求めています。

同じく9日には、少人数学級化を求める教育研究会の有志が文部科学省で記者会見、乾彰夫東京都立大学名誉教授が、少人数学級の早期実現を求める署名が18万人に達したと報告、学校で感染させないためには一刻の猶予もできないとされました。要旨では、教職員は感染予防対策をしながら授業時間確保に追われている学校現場の状況があります。子供も教職員も消毒作業など、過重な労働、感染拡大を招いてはならないという精神的な負担など、悲痛な声が上げられています。クラスの編制を早急に30人、その後、速やかに20人程度に、また、少人数学校の前進は、圧倒的多数の保護者、教職員、地域住民の強い願いでありますと、来年度からの計画的実施を求められています。12月にも新たな署名を提出されるということで、賛同署名が追加提出されることは間違いありません。

もう1点、少人数学級編制で重要なことは、教員の働き方改革だと言われております。教員の働き方を改革する取り組みは同時に進行することが必要です。昨今の働き方は教師の過重な実態が指摘されています。学校はブラックということでは教師不足にブレーキがかかりません。待遇改善とともに法改正を伴う長期的な取り組みが不可欠ではないでしょうか。

また、教育界と文部科学省は、公立小中学校の1クラスの上限人数を引き下げる少人数学校化を求める連携を強めています。現行の40人学級は過密だとして、11月12日、参議院議員会館で、小中高の各校長会など教育関係23団体が、少人数学級の実現と学校における働き方改革の推進を求める全国集会を開催し、萩生田光一文部科学大臣は、少人数学級の実現に不退転の決意で取り組むと訴えました。会場には与野党の議員が参加し、超党派で推進、計画的・安定的な財源の確保とアピール文を採択、朝日新聞は少人数学級は教育会の悲願だと報道をいたしました。

また、新型コロナウイルスを踏まえた小中高校の学びの在り方についても討議する政府の教育再生実行会議ワーキンググループも、少人数学級を令和時代のスタンダードとして推進するよう、中間答申をまとめた。中間答申では、今後の予算編成過程で関係者間で丁寧に検討するよう要望したということでもあります。そのような様々な社会の要請に応じて、自治体独自の少人数学級が今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策でないため、自治体間格差が広がっているという厳しい現実があります。

問います。市長は、こうした少人数学級の要望についてどのように認識をされていますか。また、市長は、先ほど触れさせていただきました全国市長会の会員であります。全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会の緊急提言について同様のお考えなのか、見解をお伺いいたします。

先ほど来、るる申し上げさせていただきましたように、文科省や教育界、経済界など様々な団体から少人数学級の実現に向けた要望や提言がなされ、世論の高まりの中で萩生田文部科学大臣は、来年度から段階的に進めるために必要な予算措置を行うとの考えを明らかにされました。国の教育政策においても画期的な方向転換の修正が行われようとして

います。しかし、国が方向転換を図っても、地方自治体の取り組みが合致しなければ絵に描いた餅となります。

問います。現在の本市の児童生徒数で学級編制基準を30人以下にした場合、小学校、中学校で新たに増加する学級数は幾つ必要でしょうか。また、それに伴う教職員の増加数は何名必要ですか。そして、それに伴う必要な予算額についてもお伺いをいたします。

また、学級数が増えるわけですから、教室などの設備も不足すると思うわけですが、児童生徒数の減少による空き教室などもあると思うわけですね。教室の設備についてはどのようにお考えでしょうか。

少人数学級の実現については、財政的な負担も起きてまいります。その財政的な処置については国に負担を求めるべきと考えますが、見解を問います。

次に、現在、国の基準では、1学級当たりの児童生徒数として、小学校第1学年度で35人、第2学年以上は中学校第3学年まで40人となっています。広島県独自の取り組みとして、小学校第2学年までについても35人学級となっています。本市では、広島県の基準を上回る措置として、小学校第1学年、第2学年の30人学級編制を、学習意欲の向上や学級集団の安定等の効果が期待できると、平成18年度から毎年度実施してこられたところで、しかし、現在は30人学級編制が行われていません。いつからこのような編制に変更されたのか伺います。また、その原因は何かを伺います。教育委員会会議においてどのように手続を取られたのかについてもお伺いをいたします。

以上、10点ございます。よろしく願いいたします。

それから、先ほど2点に絞って質問しますと申し上げましたが、議長のおっしゃられる部分と若干違う部分がございますので、私の質問中で御指摘をいただければと思いますので、続けさせていただきます。

地方公務員、市職員の倫理について問います。

市民の付託を受け、公務を遂行する公務員は全体の奉仕者として高いモラルを求められるとともに、その原資は市民が納めた貴重な税金であることから、市民から厳しい視線を受けていることは私が申し上げるまでもございません。

地方公務員法の第30条で、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされ、第31条では、「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」、また、第32条では、「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」第33条では、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」など、厳しく規定されております。また、任用に当たっては、宣誓が義務づけられてもいます。

そこで伺いますが、会議など公的な機関が開催する場合に録音をしようとする場合は、参加者の同意を得るなどの必要があると思うんですが、どのように行われているのか伺います。また、その場合、録音の保管責任はどこにありますか。公的な機関が開催した会議の録音を職員が勝手に管理、利用することはありますか。それで、会議で録音される場合

は参加者の了解をとられるべきであると思いますが、市長はどのように判断されていますか。見解を問います。

現地住民との意見公開の記録をとらない、資料として残さないという選択肢について、市長はどのように思われますか。

無断で録音をすることはプライバシーの侵害に当たるとは思いますが、見解を伺います。

それから、会議の録音等につきましては、市民の共有財産だと思っております。そういうことにおいては、しっかりと録音を公開し、あるいは議事録として残すという責務があると思いますが、このことについてのお考えをお伺いします。

次に、土地工事無届け問題、土壌汚染対策について問います。

広島市が発注の複数の公共工事で、土地を大規模に形状変更するにもかかわらず、工事担当の市職員が事前に市長への届出をしないで工事に着手したとして、広島県警は2日、広島市職員十数人を土壌汚染対策法違反、土地の形質変更の無届けの疑いで書類送検をいたしました。対象の工事は、西区、安佐南区、安佐北区などで発注した道路改良工事など10件、担当職員などが届出の業務を怠ったというのですが、安佐南区地域整備課は、多忙の中で職員が失念していたと、コンプライアンスを徹底するというものであります。

今回の事案は、発覚している自治体のほとんどが認識不足であったり、失念していた、法令遵守、弁解の余地がないと、自治体関係者が市民におわびをされる事態となっております。事案は土壌汚染対策法に基づく着工前の届出を自治体が怠っていた問題ですが、広島県内のみならず、他県でも広がっているわけです。

広島県は2014年から2018年の5年間で123件に上ると発表、広島市と福山市も同様の事例があったと明らかにしました。手続は土壌汚染のおそれがあるかないかを判断するのに欠かせない制度で、法は、自治体を含む事業者が掘削や盛土で土地の形状を一定程度以上変える場合、工事前に届出が必要と定めた法律で、土壌汚染を未然に防ぐのが狙い。私たちにはあまり聞き慣れない問題ですが、土壌汚染対策法によると、土地の形質変更の合計面積が3,000平方メートル以上、有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土地は900平方メートル以上の場合、自治体を含む事業者は工事着工30日前までに、知事や政令指定都市、中核市の市長に変更届を提出し、有害物質による土壌汚染のおそれの有無を県や市が判定。土壌汚染のおそれがある場合は土壌汚染調査を行い、健康被害のおそれに応じて、県や市が汚染除去を命じる区域などを指定し、その後、工事に着手するというものであります。

広島県内の届出先は、広島市、福山市、呉市の政令指定都市や中核市では各市長、その他の20市町は広島県知事となります。届出を受けた県と市は、土壌汚染のおそれがあると判定すれば調査し、一定の措置を取るわけですが、土壌汚染のおそれがない場合は工事着手となります。この法の理解については、環境や土壌汚染の理解がないまま見過ごす場合が多々あると思うわけです。土壌汚染対策法の理解を深めるために、また、この土壌汚染のおそれの有無を判断するのに欠かせない認識不足と批判が高まっています。

本市においては、12月1日に2015年度から2020年度に13件と発表されました。昨日の新聞に掲載されましたので、皆様も御承知と思います。土壌汚染は確認されていないということでした。一方で、責任は重く感じている、関係部署で情報を共有し、再発防止に努め

るとされ、関係部署の職員が届出が必要との認識が足りなかったのが原因とされています。本市の調査、実態把握についても質問通告をしておりますので、新聞発表と重複するかも分かりませんが、通告どおりに質問をいたしますので、よろしくお願ひします。市民の安心・安全の生活環境を生み出すためにも、この土壤汚染対策法の理解を深めておきたいと思ひます。

土壤汚染対策法の目的についてお伺ひしますとともに、土壤汚染対策法の策定された背景、土壤汚染調査の義務がかかる土地や対象となる特定有害物質、土壤汚染調査を行うとありますが、調査対策の考え方などを伺ひます。

次に、違反事件が県内で発覚しています。本市の調査と状況について伺ひます。

現時点での実態把握について伺ひます。

防止対策について伺ひます。

以上、7点をお伺ひいたしますので、よろしく御答弁のほどお願ひいたします。

壇上での質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 法令の遵守は、市民の皆様、皆が実践しなければならないこととございます。特に私ども、公務に携わる者は率先して実践しなければならない、そのように思っております。本当かどうか、正しいのか、お互いに声をかけ、これでほんとに間違いのないか確認し合うことが間違いの防止につながってまいります。これからも職員の意識統一を図り、一致して取り組んでまいりたい、そのように考えております。

それでは、山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の少人数学級の実現のうち、学校教育に係るものにつきましては、後ほど、教育長が答弁します。

まず、1点目の少人数学級の実現についてでございます。

全国市長会は、義務教育施策の充実を図るため、公立小中学校において新しい生活様式に対応するとともに、GIGAスクール構想により学校のICT化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子供たち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ることを国に対して求めております。

また、本年7月2日に、全国知事会会長、全国市長会会長及び全国町村会会長の連名で新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言が出され、少人数編制を可能とする教員の確保について、国に対して要望がなされているところでございます。

全国的な教育課題である学力向上や生徒指導体制の強化に向けて、一定数の児童生徒の集団の中で、子供たち一人一人に対して、きめ細やかな教育が行われることが大切であると考えております。その手法の1つとして少人数学校という姿があると考えておりますので、将来の日本を担う子供たちの教育の充実については、国の責務として取り組みを推進していただきたいと考えております。

次に、2点目の市職員の服務規定についてでございます。

市が開催する会議において、市職員が記録事務の一環として録音という手段を用いた場

合の録音データの取り扱いに関する御質問であろうかと思えます。

市職員が取り扱う文書には様々なものがあります。情報公開条例の開示請求の対象となる文書、いわゆる行政文書として取り扱うもの、あるいは、そうでないものがあります。私からは、行政文書に関する一般的な考え方をお答えいたします。会議の録音に関する個々の御質問への答弁につきましては、後ほど、総務課長から補足させます。

大竹市情報公開条例第2条第2号において、行政文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規程されております。したがって、記録された録音データが組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに当たるかどうかで行政文書に該当するかどうか判断されるべきものと考えます。

3点目の土壤汚染対策法違反についてでございます。

土壤汚染対策法は、特定有害物質による土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害防止に関する措置を定めることなどにより、土壤汚染対策の実施を図り、もって、国民の健康を保護することを目的として、平成15年2月に施行されました。その後、法改正により、土壤汚染状況調査のきっかけの拡充や、汚染された土壤の適正な処理などに係る制度の見直しが行われております。

法の対象となる特定有害物質とは、土壤に含まれることにより人の健康への被害を生じのおそれがある物資で、26の物質が定められています。

土壤汚染状況調査は、事業者が掘削や盛土で土地の形状を3,000平方メートル以上変更する場合など、土地の区分や規模に応じて土地の形質変更を届け出た後、県が過去に有害物質の製造、使用がある事業所の有無などの履歴を確認し、土壤汚染のおそれがあると認めたとときに実施することになります。

県や県内市町の土地形質変更の届出状況などの発表を受け、本市においても、法で届出が規定された平成22年4月時点に実施中であった事業と、それ以降の事業について確認した結果、届出を行っていない事業が25件ありました。新聞報道で13件とあったのは、平成27年度から今年度までの件数でございます。

このたびの事案を受け、現在、県では規模要件の統一的な考え方を整理されており、市では届出の規模要件に該当するかどうかの確認と、今後の対応などについての協議を、県の厚生環境事務所と行っております。なお、現時点で土壤汚染が確認されている事業はありません。

今後、届出の対象となる事業箇所での土壤汚染状況調査を行った結果、指定基準を超過している場合は、健康被害が生じるおそれの有無に応じた区域指定がなされ、区域区分に応じた適切な対応を求められます。万が一、健康被害のおそれが認められる場合は要措置区域に指定され、汚染の除去や拡散防止などの措置を講ずることとなります。また、法令を遵守すべき市の立場からも法令違反は極めて重大な問題であると認識しており、改めて職員に法令の周知を図るとともに、県への確認や関係課内の情報共有を徹底し、再発防止に努めたいと考えています。



以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、山崎議員の少人数学級の実現についての御質問にお答えをいたします。

本市の小中学校で学級編制基準を30人学級とした場合、新型コロナウイルス感染防止として、人との距離を保てるということや、児童生徒一人一人の状況を把握して、一層きめ細やかな対応が可能になるという利点がございます。

しかし、学級編制基準を30人以下とした場合、通常の学級数及び教員数を増やす必要が生じます。現状の児童生徒数で想定をすると、小方小学校が5学級増加、大竹小学校が6学級増加、小方中学校が2学級増加、大竹中学校が2学級増加と、合計で15学級増加となり、教員も15人増員となります。教員の年収を500万円と仮定をした場合、増員した教員15人の給料だけで7,500万円の費用が必要となります。また、学級数が増えると教科の専科教員の増員も必要となるため、さらに費用は増額をいたします。また、学級数を増やす場合、空き教室を学級に充てたり、増築などを行ったりした上で、増えた学級分の備品の整備や無線LAN環境の整備も必要となるため、さらに莫大な費用が必要になることは間違いがございません。

この費用について、国や県が学級編制基準を30人以下と定めているのであれば、当然国や県に要求を行います。しかし、本市が独自の制度として30人以下学級を実施するのであれば、国や県に費用を要求することはできず、本市が負担をすることとなります。

最後に、本市が以前実施していた小学校1・2年学年における30人以下学級編制制度についてでございます。

本市では、平成18年度から児童の基礎学力の定着を図るため、ふるさと創生基金を財源として市費負担教員を配置し、第五次大竹市総合計画前期基本計画において、義務教育充実のための主な取り組みとして位置づけました。

一方、別の事業として、平成25年度から、通常の学級における発達障害などのある児童生徒への支援強化のため、再編交付金による基金を財源として、学級支援員を小中学校に配置する学習環境サポート事業を開始いたしました。これら2つの事業を通して、学習環境の改善や向上、個に応じた指導の充実が図られ、落ち着いた学校運営がなされたという成果が見られました。

その一方で、財源的に厳しく、また、教員不足により人材の確保が難しくもなっていました。

学校現場においても、市費負担教員を配置して、1学級当たりの児童生徒数を減らすより、発達障害などのある児童生徒を中心に支援する学級支援員を望む声のほうが大きくなりました。

そのため、市長部局との協議などを経て、第五次大竹市総合計画前期基本計画の終期である平成27年度末をもって、市費負担教員の任用を終了し、代わりに平成28年度から学級支援員を増員して配置することになりました。

30人以下学級編制について、市独自で取り組むことは困難でございますが、現状の体制

で新型コロナウイルス感染防止を徹底することに加え、児童生徒の一人一人に基礎学力の定着を図ることができるよう、教員の資質・能力を高めるとともに、学級支援員などの力を活用したいと思います。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは、2点目として御質問いただきました会議の録音に関しますそれぞれの御質問について補足をしてお答えをさせていただきます。多少順序が前後するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、公が開催する会議において録音する場合の留意点についてでございますが、先ほど市長が答弁しましたように、録音したデータが行政文書に該当するのかどうかをしっかりと認識した上で録音という記録手段を用いることが、職務に当たる職員として認識しておくべきことと考えております。

また、録音データの管理責任につきましては、まずは、録音した職員本人、次に、当該業務を管理する各所属長、そして、最終的には各任命権者に管理責任が発生すると考えております。

次に、会議の録音データが市民の共有財産との認識があるのかということでございますが、録音データが組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものである場合、例えば、録音データそのものを議事録とする場合や、録音データを起案文書の一部として取り扱う場合は行政文書に該当しますので、市民の共有財産であると言えようかと思えます。一方で、組織的に用いられてない段階、例えば、録音データを職員の個人的なメモ、あるいは備忘録として用いるのであれば、行政文書には該当せず、市民の共有財産とまでは言えないと考えております。

なお、書面の記録を適切に作成する目的で録音したというのであれば、書面の記録が作成された時点、また、個人的なメモ、あるいは備忘録の場合であれば、当初の目的が達成された時点で録音データはその役目を終えたと言えますので、その時点で録音データは消去されるべきものであると考えております。

次に、無断で録音したり、個人的な目的を持って録音したりすることが職員としてのモラルに欠けるのではないかとということでございます。

一般的には、録音に先立ちまして、参加者の方、相手方の了解を得ることが望ましいとは思いますが。ただ、会議が公開である場合、あるいは傍聴が可能なものである場合には、特段の了解を得ることなく録音する場合もあり得ますので、個人的なメモのために録音する場合も含めて、会議ごとに、これはケース・バイ・ケースのところがございます。

最後に、2月26日に議会で管内視察をされた際に、谷和集会所において議員の方と地域住民の方との意見交換の場があって、その際の録音データが非公開となっており、それについてはどうなのかということでございます。

これまで一般論として答弁をさせていただいております。今回の疑義が生じている案件は、議会の管内視察の際の案件でございます。その取り扱いについては、議会において議論いただき、適切に御判断いただくということが適切ではないかと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

以上で、補足の説明を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 前後しますが、最後に御答弁いただきました2月26日の録音データの件でございます。

それぞれ判断はあるんだろうと思うんでありますが、実は、当日は総務文教委員会が谷和地区の陳情者に対して意見交換会を開催して、二十数名の住民の皆さんが参加をされた。そこでの録音データでありまして、私は総務文教委員会の副委員長であります。当然、委員長が私の隣に座っておりました。その前に腰かけを1脚出して、そこへ議会事務局の録音機と思うんですが、ICレコーダーを置かれたというのを私は記憶しとるわけです。これを確認しましたほかの同僚議員も、確かに議会事務局のICレコーダーだったということでありました。そういった形で録音をされたわけでありまして、これ、重要な録音の原稿なんであります。

今回、12月定例会に提出されております陳情書、この中で明らかにされております陳情文書表では、①で、議長の就任挨拶から2日後に陳情書が提出され、その9日後に議会の要職の3議員（議長、総務文教委員長、生活環境委員長）が、陳情書から要望書への変更要請があり、議会での審議をしない要望書に変えて、大竹市民に内容を知らせたくなったのでしょうかという記述があります。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員、詳細お話しいただいておりますが、冒頭お願いしましたように、市としては一般論でしかお答えできない部分がほとんどだと思いますので、お含みください。

○13番（山崎年一） 一般論で結構ですが、先ほど御答弁をいただいたもんですから、そのことに関連しておるんで、私が意見を一般論として述べております。

要するに、この3人の議員が陳情書を要望書にしてくれんかということ、陳情書でも請願書でも議会に出しとるわけですよ。そういった事実だけ、まず、一般論として確認をさせていただいておきます。

次の議題に入りたいと思うんでありますが、少人数学級であります。

実は、平成18年度から行われましたんですかね、30人以下学級。これ画期的な取り組みで、大竹市の教育委員会としても、ほんとにすばらしいことだったなという、私は当時伺ったときに思いました。そのときに県の施策は35人学級でありますから、それを上回って行われるということで、非常に感動したといえますか、感銘を受けたわけでありまして、いつの間にか変わっておられる。理由を聞くと、いろいろ、支援員とか教員の配置とかということで、厳しい状況があったんだということでありました。現場のことを私どもよく分かりませんので、ただ問題は、30人学級という画期的なことを取り組まれたのに、あえてそのことを交代されてまでほかのことをやる必要があったのか。もし言うならば、そのことを続けながらほかのことはできなかったのかという部分について、当時の状況が分からないんですが、画期的な施策であって、県下でもあまり進んでいなかった状況の中で取り組まれたわけでありまして、非常に評価すべきもんであったと思うわけです。そうい

ったことが変えられて、30人以上の学級になっておるといことが実際であります。

ところで、少人数学級ということは、9月定例会でも意見書を採択しております。当時、賛成討論をさせていただいたんでありますが、現在、行き過ぎた個人主義の風潮や全体としてのつながりが薄れる中で、子供たちの基本的な生活習慣や規範意識、学習意欲や社会性の育成などの課題が指摘されている。いじめや不登校問題への対応や特別支援教育の充実、地域との連携による教育の推進、保護者と家庭とのつながりなど、行き届いた質の高い授業や生徒指導を行うための教職員体制の整備は急務となっているということで賛成をさせていただきました。

ところで、玖波小学校、中学校においては、今年度も児童生徒数が少なく、36人というのが中学校3年生の学級で一学級あったと思うんですが、それ以外は皆30人以下学級ということで、非常に少なく編制をされておるようでございます。

大竹市内でこういった30人以下学級が編制されて、実際に機能してきたわけでありますから、私たちが思うのには、玖波小中学校で少人数の実践校としての教育委員会の取り組みをされてきたのかどうか。そこらあたりについてお伺いをしたいんでありますが、せっかくいいモデルがあって、実験していくためには一番いいモデル校だったと思うんでありますが、少人数学級への批判もあります。そうじゃなくて、もっと教師を増やすことのほうが先だという批判もあるようでございますが、そういったことの批判をかわすためにも、せっかくいい事例があるんですから、それを使って、そういった少人数学級への取り組み等について研究してこられたのかどうかということをお伺いしてください。

○副議長（寺岡公章） このたび、山崎議員は質問方式を一問一答で申し出をしておられます。ですので、2つの質問がただいま1回の発言の中でありましたので、まずは整理をしてきたいと思いますが、どうでしょうか。先に発言された2番目の質問通告のものからということでもいいですか。

教育委員会、少々お待ちください。答弁が総務のほうでありますか、何か。一般論を、とありましたが。

副市長。

○副市長（太田勲男） 今、質問2につきましては、市職員の服務規程についてということでありまして。質問をされてないように思います。一般論でお話しさせていただきましたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） いいですね。

では、最初のほうの質問に戻ります。

教育委員会から答弁があればお願いします。

総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 玖波小中学校、もともと少人数学級ではないかということで、我々も学校訪問等しながら、校長とも話をし、学級を回り、もったこういことができるんじゃないとか、こういうことはすばらしい取り組みですねということをお話しながら取り組みを進めております。

まず、萩生田文部科学大臣の発言がございましたけれども、我々も報道でしか聞いてお

らず、少人数学級を進めていこうという公文書は、今のところ、国からも、県のほうからも、目にはしておりません。

法的に言いますと、まず、一学級の児童生徒数の基準については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法、それから小学校設置基準並びに中学校設置基準によって、一学級40人以下と規定されてます。ただし、いわゆる標準法によって、小学校1年生は35人という基準でございます。本年度5月1日現在で玖波小学校は、通常の学級が、1年生が10人、2年生18人、3年生14人、4年生が19人、5年生が21人、6年生が24人です。玖波中学校のほうは、通常の学級で、1年生は11人、2年生が17人、3年生が20人ということになっております。その玖波小中学校を事例としまして、少人数学級の強みということであれば、大きく4点ほど上げますと、まず1点目は、先ほどの新型コロナウイルス感染症対策の観点であれば、市内の他校と比較して、教室の面積に対して少人数であるということで、1メートル以上の座席の間隔をとりやすい、これは当然のことなんですけれども、あとは図書室とか理科室とか特別教室がありますが、それぞれの教室の席の配置等は指導しながら、間隔をとるようにしております。

それから、2点目の強みですけれども、これも玖波小中学校よくできているんですけども、個に応じた指導が行いやすいということ。少人数であれば物理的に教職員が一人一人確認しやすいということで、例えば、学習面で、授業中に一人一人に自分の考えを書かすと、複雑な面積の求め方を書きなさいと書かせた場合に、きめ細かく、個に応じてヒントが出せたりとか、あるいは、この子、こういう知識を活用して考えているよと、いわゆる指導的評価ができたとか、そういった机間指導において、一人一人の考え方を把握しやすいと、指導・助言もしやすいということがまずあります。

大きな3点目として、さらに個を生かした指導が行いやすいということ。授業を展開していく中で、子供たちの意見、考えを把握しておりますので、この場面でこの子供の考えを広げて活躍させようとか、ここで対話的で共同的に深い学びができるというようなことが仕組みやすいというところがあります。

4点目ですけれども、安全面です。特に授業中でいえば、理科の実験であるとか、保健体育、技術、家庭科、校外学習など、危険も伴う学習活動において、安全に配慮した事前指導、それに伴って、活動の中の指導、こういった指導が届きやすいということがございます。

その他、例えば玖波小学校では、少人数の強みを生かして、縦割り班活動、1年生から6年生まで班をつくって体力づくりのイベントを行うというような、少人数だからできやすい取り組みも行っております。

ただ、学力調査の結果とか、いじめの発生件数とかについては、大人数か少人数かだけでなく、例えば、第2、第3、第4、第5の要因、例えば教師の力量とか、家庭環境、家庭の教育への関心の高さとか、友達関係とか、いろんな要因が考えられますし、ただ単に相関関係だけかもしれない。少人数と学力の向上が一緒に起こっているだけかもしれないので、少人数だから学力が上がったとかいう因果関係かどうかは、分析してみないと難しいところはありますので、明確には言えないところがございます。

逆に、玖波小中学校を見ていて、弱みとして2点ほど上げるとすれば、1点目は、玖波小中学校の現在の人数がやや少ない、もう少し多いほうが望ましいのではないかなと考えてます。個人で自力解決、授業中に自力解決の時間、5名程度で班での活動、それから全体の活動に練り上げていくというところを考えれば、例えば、25人から35人程度があれば適しているのではないかなと考えます。例えば、教室での学習についても、10人とか十数名ですと、多様な考え方、多様な価値観というのが出にくい場面があります。細かいことを言えば、ほかにも体育でリレーをすとか、運動会の演技とか競技とかで、少なすぎると都合が悪いというようなところがあるので、そのあたりのことは感じております。

それから、弱みの2点目としましては、玖波小中学校は1学年1学級ということですが、1学年にできれば複数学級あるのが望ましいかなと考えております。学校教育法施行規則では、小学校も中学校も学級数は12学級以上18学級以下を標準とすることが規定されております。例えば小学校であれば、平均にすると、1学年に2学級は必要ということになります。つまり、1学年1学級であるとクラス替えがないということになりますので、人間関係が固定化されるというような弊害が出てくると。例えば、脳科学的にも言われておりますけれども、人間関係が固定化すると、誰かを排除する心理が働いてくると。これは大人の世界でもそうで、心身ともに未熟な子供であればなおさらなので、いろいろな場面でいじめの防止、あるいは早期対応・早期解決の指導の中で、学校には席替えをある程度頻繁にシャッフルしていくとか、人間関係トレーニングを意図的に学級活動の中で取り入れていくとか、そういった弊害を緩和、あるいは解消する取り組みというのを指導しております。ですから、少人数学級では、クラス替えができるという学級数がより望ましいのかなと考えております。

弱みを2点申し上げましたけれども、どちらにしろ学校でできるのは、教員の力量を高めて、しっかりと授業をしていくということです。玖波小中学校の教員は、ほんとうによく子供たちを見て、よりきめ細かに指導はできております。ただ、今からどんどん学級数が30人学級ということが進んでくると、40人でも一人一人に力をつける先生もいれば、10人でもなかなか、という先生もいるかもしれません。同じ教員免許状を持って、日常的に自分の能力、資質を高めるために理論と実践を結びつけるような、そういったプロの先生でも力量に差は、プロの職業人は誰でも力量の差があると思うんですけれども、教員も同様で差があるかと思えますので、なかなか多様な考えが出ないところは、しっかり授業の中で解釈させるような発問ができる教師、多様な考えを出させることができるような教師、それを習得して、しっかり原理原則まで結びつけて、また、それを他の習ってない学習活動に応用させて説明をさせる、解かせるという、そういった力量を持った教師と、あるいは、授業中、指示をしたら確認していく、これを黒板に書いたら、すぐ教師が机間指導をして確認して回る、肯定的評価をして回る、指導して回る、しっかりと働きのできる教師、力量を持った教師が必要かなと、また、育てていく必要があるかなと考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 玖波小中学校の実例を報告いただきました。確かにいい点というのはたくさんあるようでありまして、また、悪い点も少しあるということは、今の報告の中で重々酌み取ることができたわけでありまして、弱みという点につきましては、確かにあまり少ないと、班編制とかいろいろな活動をしようとしたときに、少なすぎて弊害ということがあるかも分かりません。ただ、人数的なものについては、地域の問題でありますから、やむ得ないという部分もあろうかと思うんでありますが、そういった中で、いい点と悪い点をきちっと教育委員会としては整理していらっしゃるということは評価できることだと思っております。

それで、結局、少人数学級にはいいところもあるけど悪いところもあるということは私も認めるわけですが、ただ、全国的に今の状況というのは、新型コロナウイルスが蔓延して、ソーシャルディスタンスをしっかりととりましょうということの中で、文科省も教育界も経済界も全てが少人数学級に向けた声が上がってきておるといのが現在の状況だと思っておりますが、ただ、話を伺っていると、どうも地方の教育委員会のほうは取り組みが遅れているのかなという気がするといいますか、表現が悪いね。取り組みが遅れてるんじゃないなくて、中央のそういった教育会や文科省なんかの動きと少しニュアンスが違うなという気がします。

そういった中で、文科省や文部科学大臣も積極的に少人数学級の取り組みを進めると言っておるわけですね。教育界もしっかりと少人数学級に取り組んでいくという全国的な運動があるわけでありまして、そういった意味においては、地方の教育委員会も少人数学級に向けた研究や取り組みを少しずつでも進めてもらいたいというのが私の率直な気持ちなんです、そこらあたりについての考え方についてはいかがでしょうか。お伺いします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） まさに山崎議員がおっしゃるとおりだと、今、話を聞いて思いました。私が教師になった時代というのは45人学級の時代でした。それが30人学級ということになれば、15人子供たちの数が減ってまいります。単純に数の計算だけでいきますと、それだけ子供たちに関われるということもありますし、当然教師の本分である教材研究等もじっくりできると考えております。

また、今、教師の働き方改革、問題視されていますが、そのあたりの改善にもつながってくるのかなとも思いますが、先ほど課長からもありましたように、なかなか今、教育が多様化しております。様々な環境の中で子供たちをしっかりと育てていくということになれば、ひょっとしたら人数だけじゃないのかなというのも考えてはおります。

どちらにしましても、今後、国のほうで30人学級の実現に向けての論議が重ねられていくんだと思っております。私ども教育委員会としても、当然国・県の動向については注視をし、準備のほうはしっかりとしてまいりたいなと思っております。ただ、今のところは、先ほど申し上げた課題が山積しております。どうか御理解をいただきたいと考えております。準備はしてまいります。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 11月27日に、教育新聞の報道であります。来年度の予算編成で折衝中の少人数学級について萩生田紘一文部科学大臣は、衆議院文部科学委員会で、実施に当たっては、地方自治体が長期的な見通しを持って教員を採用しやすくなるように、定数改善計画の策定が必要であると考えていると述べられ、実現に向けて教職員定数改善計画の策定を目指す考えをはっきりされたということでありまして、この教職員定数改善計画は小泉政権の行財政改革です。2006年度予算の編成過程で策定が見送られた状況の中で、今回、萩生田文部科学大臣が復活をさせられたということじゃないかと思うんですね。16年ぶりに定数改善計画の策定を明言したことで、長期的な計画を立てて義務教育標準法の改正による30人学級の実現を目指す文科省のシナリオは一層鮮明になった。12月下旬の来年度予算案作成に向けて、財務当局との折衝が激しさを増していくとみられる。

萩生田文部科学大臣は、少人数学級を巡る財務当局との折衝状況を問われ、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備については、学校現場において高いニーズがあると確信をしているとした上で、特にGIGAスクール構想の下、1人1台の端末を活用した、個に応じた指導が可能となり、教育は変わる。と答弁されたということでありまして。このように、報道を見てみますと、非常に中央では取り組みが進んでおるということで、教育長のほうでも準備はしっかりとしていきたいということでもございましたので、期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、土壌汚染対策法違反の問題に入りたいと思います。

広島県は11月5日夜に緊急記者会見を行い、昨年10月の段階で知事が届け出先となる133件について無届けの可能性を把握していたと発表。その後、38件は届け出の必要がなかったと分かった一方で、新たに28件の無届けが判明し、差し引きで123件になった。いずれも担当職員が法を正しく認識していなかったのが原因という。とのことであります。2014年から2018年度、民間を含め460件を受付、うち4件で土壌汚染調査をしたということですが、民間に手本を示すべき立場の担当者は、弁明の余地がないと釈明されたという報道でありました。

広島県によると、他県の事例を受けて、昨年8月に内部調査を開始。届け出先が市長となる広島市、福山市、呉市以外の県知事に届け出る工事について調査をしていました。広島県警が、11月2日、広島市の発注の複数の公共工事で市職員十数人を土壌汚染対策法違反の疑いで書類送検したのを受けて、広島県はその時点で把握した実態を公表したということでありまして、この発端は、もともと市民が告発をしたのが発端でありました。市民が告発し、警察が、法令違反で書類送検をしたと。その後に発表したという、非常に市民から見れば残念な状況が報じられたわけでありまして。公表に踏み切ったのは、広島県警が広島市発注の複数の公共工事で市職員十数人を土壌汚染対策法違反の疑いで書類送検したのがきっかけで、湯崎英彦知事は、担当者からの報告を受け、早期に公表するよう指示したという。把握していながら、告発を受けて書類送検された後に公表、謝罪ということで、対応のまずさが非常に浮き彫りになった。

そういった中で、次々と自治体が発表をしてまいりました。福山市は、2014年度から



2020年度に16件あったと公表。福山市も、職員に認識が不足していた、意図的なものではなかったと考えるとされています。呉市土木部は、過去五、六年分を精査した結果、違反はなかったという発表をしておりました。私はこの報道を見て、呉市は真面目にしっかりやっとなど感動しましたが、11月27日には、2014年度から2020年度に32件あったと発表しておりました、がっかりしました。呉市の32件は、道路や港湾整備、災害復旧などの工事で、関係部署の職員が届け出の必要性を認識していなかったのが原因。都市部長は、法令遵守を徹底し、市民の信頼回復に努めたいとされましたが、隣の廿日市市は10件ということで発表いたしました。ここでも届け出が必要と認識していなかったり、単年度の工事面積が規定内なら届け出が不要と誤解したということでもあります。

市民が告発しなければ自浄能力がないということでは、モラルが問われます。こういったことのないようお願いするものでありますが、土壌汚染というのは、私たち市民にはなかなか目に見えません。有害物質を取り扱う事業者、あるいは、取扱履歴のある場合は調査報告を義務づけるなど、市独自の規制をかける条例などの制定、こういったことについてはお考えにならないでしょうか。

非常に今回、条例はいろいろと不備なところが多いという指摘もあります。広島県の条例はたしかありましたが、大竹市独自としてそういったことを規制する条例をつくってけば安心なんではないかと思うんですが、こういったことへの考えについてお伺いをいたしますので、よろしくをお願いします。

○副議長（寺岡公章） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 市が独自での条例ということでございますが、現在のところ、そのような検討は、申し訳ないですけど、しておりません。法令が守れており、県のほうが条例を制定しておられるということですので、それ以上の規制をかけようという、今、状況にはございません。現に大竹市は区域指定の状況なんですけど、要措置区域であるとか、形質変更時要届出区域、どちらも本市を所在とするものというものは今確認できませんので、そういうこともありまして、特に必要性までは今感じていないというのが実態でございます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 県の条例というのは、広島県生活環境の保全等に関する条例というのが県条例であるんだそうでありまして、ただ、この届け出の規制の法律ではなかなか不備が多くて難しいんだというような情報もあったものでありますから、それなら市で直接条例をつくって、しっかりと規制をかけたらどうなんかなと思ったもんですから、質問をいたしました。

それで、三次市は18日に広島県へ届け出を行っていた法令違反が2015年以降50件に上る可能性があるとして公表。記者会見した堂本昌二副市長は、職員の認識が不足していた、法令遵守を徹底し、市民の信頼回復に努めると陳謝。安芸高田市も、現在、工事中の案件もあるが、原因は、担当職員が届け出の必要性を認識していなかったとしております。尾道市も、法令の認識不足によるミスを反省している。研修などの周知で再発を予防すると説明をし、三原市も、同じように、認識不足が原因で深く反省している。誤った法解釈が引き

継がれないよう、県への確認や関係課内の情報共有を徹底するとされてまして、各自治体とも、今後は法令遵守を徹底し、再発防止に努める、こういった方向で、認識されていなかったというのが主要な事件の原因のような状況でありました。

本市のことについてお伺いしたいんですが、無届けの法令違反の情報を把握されたのはいつかということがまず1点。それから、その後、調査が始まったんだと思うんですが、広島県内14市の中で発表が一番最後になりました。私は、いつになるんだろうかと思って、大竹市はないのかなと期待しておったんですが、一番最後の一昨日でしたか、市の中ではそういう状況でありました。

この遅れた理由について、遅れと言うたら表現が悪いかも分かりませんが、遅くなったと言うても表現が悪いかも分かりませんが、一昨日になった原因をお伺いいたします。

それで、本市の発表は、先ほど、遡って25件とおっしゃったと思うんですが、10年からが発表された数で、いずれしても、25件という発表でありました。今回、この事案については時効があるということではありますが、時効は何年なのか。また、本市において、そういった時効の適用になった物件があるのかどうかということをお教えください。

制度の理解と管理が徹底していないことが原因だと思います。届け出を確認しなければ次の段階に進めない、そういった機能を加えるなど、システムの改善というものについては、条例が無理であれば、いかがでしょうか。今の4点お伺いします。無届けの法令違反の情報を把握したのはいつか。14市の中で一昨日になったのはなぜか。それから、制度の理解と管理が徹底しないことが原因ではないかと思うが、届け出を確認しなければ次の段階に進めない機能を加えるなどのシステムの改善、これについてはいかがということについて御意見を伺わせてください。

○副議長（寺岡公章） 建設管理監。

○建設管理監（西田耕一郎） 山崎議員、4点質問があったかと思います。いつ調査を大竹市において始めたかという点でございますが、こちらにつきましては、先ほど来、認識不足というところも市長のほうから御答弁したところではございますが、新聞報道等を受けてまして、その時点より調査をし始めたような状況でございます。

2点目の報道発表が遅くなった理由というところでございますが、規模の要件の考え方というところも含めまして、個々に状況を把握する中で、件数の把握というのが遅くなっておりました。ようやく件数把握できた時点で発表した次第ではございますが、結果として、14市、一番遅い状況になったというようなことでございます。

3点目、時効は何年かということでございます。こちら、まだ詳細については確認中ではございまして、この場でお答えすることができないような状況でございます。申し訳ございません。

それから、システムの改善というところで、4点目でございます。こちらにつきましては、先ほどお話しさせてもらいましたけれども、規模要件の考え方というところを、まだ県のほうで、個々の案件に応じたもの、細かいところを整理されている段階ということもございまして。その規模要件に合致するかしないかというところをいかに見極められるかということになるかと思っておりますので、その辺から、それ以外のところにも注意するよう

な点はございますとは思いますが、まずはそういった点を確認できるような内規と申しますか、そういうルールづくりと申しますか、職員の意識向上というところを図ってまいりたい、このように考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） それで、一般市町村も都道府県の事務処理特例条例により、知事から権限が移譲される自治事務になることで、本来、広島県知事に出さなければならない申請、あるいは、届け出の事務が市町村長へ申請届け出しなければならなくなるというような法の改正があるんだろうということを私が伺ったものですから、それでお伺いをしたんですが、事務が大竹市長に、あるいは各自治体の市長に移譲されるというような制度、このことに関してはいつ頃を予定されているのかということについてお伺いしたんであります。

ただ、そうなればなつたで、広島市、福山市、呉市が起こしたように、同じような自分の課から市長部局に上がってくるということでもありますから、そういったことから見ると、中核市や政令指定市が起こしたような間違いが大竹市で起こらんという保証はないわけでもありますんで、そうなればなつたで難しい部分があるかと思うんですが、そういった権限が移譲される可能性というのがいつ頃になっておるのかということについて分かりましたらお伺いをします。

○副議長（寺岡公章） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 権限が移譲されるのではないかというお話ですが、現在、届け出先や調査命令を発出するものを変更するという法令改正の通知はございません。また、広島県において特例条例による権限移譲というものもございしますが、その中の項目にも上がっておりませんので、現在、権限移譲というようなことで、この業務が一般市に下りてくることはないと考えております。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。それで、民間の事業者の場合でも届け出についてはどうするという判断でお伺いをいたします。

この土壤汚染対策法については、規制緩和が進む一方で、新たなリスクも持ち上がっているということのようではありますが、不動産会社が土壤汚染の事実を隠して公表しないまま販売、宅建業法違反の容疑で告発されたと、後世にまで禍根を残す、あるいは、賠償金を支払うなどの事件もあったように報道で触れた気がします。

特に工場跡地など、土壤汚染の危険性があると言われてはいますが、そもそもの原因である土壤汚染に関して、2003年2月に施行された土壤汚染対策法には問題点が多いと指摘をされているようでもあります。鉛やヒ素などといった人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害物質を製造したり使用していた工場、または、事業所跡地を宅地へ用途変更する際に都道府県知事が土壤汚染のおそれがあると認めた場合、当該土地の所有者の管理者、占有者は土壤調査を求められ、汚染が確認されると、その除去等の処置、浄化を講じなければならないというものであります。最近と申しましても数年前ですが、テレビで東京都の豊洲市場の土壤汚染がかなり問題になりました。これは報道も毎日のようにやられま

したので覚えておるわけですが、工場はもちろんのこと、大学病院跡地なんかでも、過去に漏れ出した有害物質が土壌を汚染したと見られる事件もあるようです。

本市においても、市が買収した工場の跡地が汚染されているとかいないとかいうお話も以前伺ったことがあります。ところで、そういった土壌汚染の危険性のある土地というのは、工場、あるいは、先ほど申し上げました病院跡地、そのほか、どのような場所が汚染の可能性あるのかということについて、私がなかなか合点がいかないのが、道路工事からの盛土で汚染が出たとかいうような話も出ておりますんで、この土壌汚染の危険性がある土地というのはどういったところがあるということを最後にお伺いして終わりたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 現在、地区の指定がないということは、形質変更をしない限りは特に問題になっている地域はない、これは現状でございます。先ほど、どのような施設が特定施設になるのかということですが、カドミウムであるとか、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質というのが28項目上がっているんですが、そういったものをつくっているとか、使用しているとか、処理しているとか、先ほど議員が言われたとおりで、そのような工場とかそういったものがあれば、そこがもしなくなって、次に開発をされるときは可能性が出てきます。ただ、この施設がどこにどれだけあるのかというのは、市のほうでは把握はしておりません。

以上です。

○副議長（寺岡公章） もう5回終わりましたよ。

一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は午後3時15分を予定いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

15時02分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） くろがねの山本孝三でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市長の手に通告をいたしております課題について率直な質問をさせていただきますので、御答弁のほう、分かりやすく親切にお願いいたします。

これまで水道事業の広域化、県単位で事業を進めるということが提起をされて、この数年間、各市町村の協議の場を持たれて今日に至っておると思うんですが、その過程で私は何度か、水道事業の広域化、民営化につきましては、市が独自に市民の命なる水を守るべき事業として、広域化、民営化については批判的な意見を述べて、担当者をはじめ市長のほうにそのことを熱い思いで申し上げてまいりました。

これまで断片的には、広島市などが広域化、民営化については批判的な態度をとってお

るとか、最近では世羅町もそうした姿勢を表明するというふうなことで、県内市町の各自治体の動向というのは、我々の手元には情報としては断片的にしか伝わってきておりません。

そこで、本席で、現在、この水道事業の広域化、民営化という課題についてはどのような状況にあるのか。また、市の方針としても、年内にはこの問題については方向性を定めたいという説明なり、その思いが議会にも表明されておりますけれども、現状について、まずお聞かせを願いたいと思います。

それから、2つ目の新型コロナウイルスの感染を防ぐためにということで、私も機会あるごとに、このことについては、できれば市としてPCR検査の実施を行うというところまで、積極的な対応をされるように求めてまいりました。今、全国的な状況を見ても、この新型コロナウイルスの感染問題というのは、決して下火にはなっていないです。むしろ患者数は毎日のように記録を更新するという状況で、感染者が増え続けているというのが現状だと思います。そのことは、市長をはじめ担当の職員の皆さんもよく御承知であろうし、議場の皆さんもよく御存じだと思っております。

そこで、一番心配なこの時期、新型コロナウイルスの感染問題が年明けを迎えるこの時期に、さらなる広がりを見せるだろうという、専門家をはじめ、また、県にしても、国にしても、そういう心配から防止対策をどうするかということが議論をされておるのが現状だと思います。

そこで、大竹市として、インフルエンザの予防と併せて、PCR検査の実施のために具体的な施策をお考えなのかどうか、このことをまずお聞かせ願いたいと思うんですが、広島県のほうでは、PCR検査については、県内の医療機関をはじめ市町に対してどうするかという意向調査を始めたとか、これは11月の段階ですね。それで、県の意向調査というのは、大竹市に対してもそのことが具体的にあったのかどうか。あったとすれば、市としてはどういう意思表示をされたのか。このこともお聞かせを願いたいと思うんです。

それで、今、一番問題になっておるのは、このPCR検査を面的なところでやるという前に、介護施設、あるいは障害者施設、お年寄りを収容している施設、そこで働いておられる医療従事者、こうした皆さんの検査を優先的に実施をして、施設内での感染が広がらないようにするというのを防止対策の一義的な位置づけとして取り組みが進められておると私は感じておるんですが、それで、例えば広島県の話では、重症化しやすい高齢者や障害者が入所する施設の職員、475施設、1万8,607人に月1回の抗体検査を9月議会で既に決定しておる。呉市では13施設で開始され、残りの施設も今月中に実施される見通しだと。呉市以外の市町はいつ開始されるのか。こうした問題について、地域福祉課の課長は、現在は、先ほど申し上げましたように、市町の意向を確認中で、確認でき次第、12月から順次始めると説明をされております。ですから、重症化しやすく、感染しやすい高齢者や障害者が入所する施設、そして、その職員、こういったところから優先的にPCR検査を実施するということが県段階でも具体的に進められ、また、進められつつあるということになります。

それで、私はさらにそうしたことを踏まえて、PCR検査を実施している、これは新聞

紙上での情報なんです、鳥取県に琴浦町というのがあります、ここでも今言うような、医療機関、介護施設等の検査を職員を含めて無料で実施するというので、予算化をされた。この町内では、医療機関とか介護施設等で32施設、680人が働いておられる。12月1日から来年2月28日まで、1人当たり2週間に1度のペースで計5回検査をする。検査費用は3,000万円を見込んで、その予算化をした。こういうふうな自治体独自の取り組みとしての紹介がありますけれども、大竹市でもぜひそのことを手がけながら、早い将来、面的な検査にまで、ひとつ対応策を拡大してもらいたい。それに併せて、インフルエンザ予防注射は家庭の構成によると大変な負担になりますね。そういったことを解消して、できるだけインフルエンザの予防注射が広く行われるような、援助としての対応をやってほしいということを重ねてお願いを申し上げまして、登壇しての質問に代えたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 人類、これまでも疫病との闘いを続け、全てに打ち克ってまいりました。市民の皆様、国民、そして、全人類の英知を結集して、正しい知識と行動をもって、新型コロナウイルスを一日も早く克服する日が来るのを期待しております。希望を持って、明るく過ごしたいと思います。

それでは、山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の水道事業の広域化についてでございます。

平成30年4月に、広島県企業局が主導して、広島県と県内21市町を構成員とする広島県水道広域連携協議会を設置し、県内水道広域化について協議し、本年6月に広島県が県水道広域連携推進方針を策定いたしました。その後、広島県は県内各市町に、統合による連携、または統合以外の連携を決定し、令和3年2月までに文書で回答するよう依頼しました。

統合による連携を選択した場合、準備組織への職員派遣及び来年度予算を措置する必要があります。また、令和3年1月には、統合による連携に参画する市町と広島県で基本協定案の策定を始めるスケジュールとなっています。そのため早急に、統合による連携、または統合以外の連携を選択する必要があります。

しかしながら、現在、正式に文書で広島県に回答している市町は3市町で、統合による連携が世羅町、統合以外の連携が広島市、福山市となっています。各市町それぞれ独自に課題があり、統合による連携、または統合以外の連携を決定するのに時間を要しているものと考えます。

本市においても、県内の大規模自治体が統合による連携に参画しない中で、本市が県内水道広域化に参画するのは難しいと感じており、各市町の状況を見ながら、統合による連携、または統合以外の連携の選択について、議会に報告させていただきたいと考えています。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染防止についてでございます。

新型コロナウイルス感染防止については、国及び都道府県が中心的・主導的な役割を担

っており、市は広島県の方針に沿って、感染拡大防止などに取り組んでいるところでございます。現在、全国各地で第2波を超える勢いで新型コロナウイルス感染症が再び拡大しています。引き続き、感染拡大防止に向けた取り組みの継続・強化が求められています。

広島県では、国の示した感染状況レベルに照らし合わせて、感染状況、医療提供体制を分析していますが、県内でも再び感染者数の増加傾向が見られることから、予断を許さず、十分な警戒を行っていく必要があるとの専門家からの意見を受け、11月30日にステージⅠからステージⅡへ引き上げております。ステージⅡは、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある感染が次第に増えている状態をいいます。医療提供体制にゆとりがない状態のステージⅢに移行させないため、感染拡大を最小限に抑え込む行動を県民や事業者に要請するものでございます。

また、冬場は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が心配されます。どちらも風邪の症状と同じであり、判別は難しいものと思われまます。インフルエンザにつきましても新型コロナウイルス感染症の感染予防対策と同様の日常生活を送ることが大切です。

市としましても、新型コロナウイルス感染拡大防止とインフルエンザウイルス感染予防について、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

御質問の、インフルエンザ予防接種の費用助成やPCR検査体制の充実について、市独自の取り組みを検討してほしい、という点につきましては、県が11月から広島積極ガード宣言として、検査体制の拡充に加え、これまでよりも検査対象を拡大することで、より広範な調査を行い、新規感染者の早期発見に取り組んでいます。取り組みの1つとしまして、県医師会や民間の検査機関の協力を得て、身近な医療機関での唾液によるPCR検査を可能にすることにより、早期の新規感染者の把握及び入院などの措置の徹底を図ることとしています。11月30日現在、県内1,005カ所の医療機関の協力が得られています。当然大竹市にもあることが推察されます。ただし、診療に混乱を来さないよう、施設名や市町ごとの施設数は非公表とされていますので、御理解をいただきたいと思ひます。

このように、広島県として感染拡大防止の取り組みが新たに進められていることから、市として独自に検査体制の整備などを実施することは、現段階では考えておりません。

次に、インフルエンザ予防接種の費用助成についてでございますが、罹患すると重症化のおそれがある高齢者に対して、重点的に接種勧奨を行うとともに、費用助成をしております。なお、定期予防接種対象者以外の接種の費用助成は、希望する方全てに対しての助成とはならず、一部の方のみへの助成となる可能性が高く、公平性が担保できないため、現段階では考えていません。まずは、国・県の取り組みをはじめ、医師会など関係機関とも情報を共有し、市民の皆様の安心につながるような情報を都度お知らせしていくとともに、感染拡大防止のための周知・啓発をしっかりと行ってまいります。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） それでは、最初の問題ですが、水道の広域化、民営化について、市としての基本的な考えというのはどういうことになるんですか。状況は、県内の24市町、足

並みがそろわないということで、さらに時期的には、令和3年2月末までにそれぞれの市町の考えを報告するなり態度表明をするという、期限としたんですが、市としての基本的な考え方というのはどうなります。県内の市町の多数が、広域化、民営化に賛同して体制が整うなら、大竹市もそれに流れるということになるんですか。どうなります。そこのところをはっきり、市としての考え方なり、令和3年2月までの対応をどうするかということにも当然なるわけですよ。聞かせてもらいたいと思います。

それから、新型コロナウイルスの問題ですが、それはもちろん市長がおっしゃるように、国や県が主導的に新型コロナウイルスの感染防止の施策を効果的なものを打ち出して、主導的に対応するのが当然のことだと思うんです。ところが、そうであっても、国は国なりに、それぞれの施策の意義なり効果について説明をしたり、実施に当たっての予算措置もしたりするけれども、感染が収まらない。だから、地方の自治体が独自にでも、そこを補ってでもやらなければ、そこに住む人たちの命に関わる新型コロナウイルスの問題に対処できない。先ほど、全国の市町の段階で、紹介もしましたような取り組みをやっておる。こないだ、テレビの放映の時間帯に私も見たんですが、福岡では面的なPCR検査までやり出して、感染者が減ってきて、大きな効果を上げておると、こういう成果を上げた実例を全国に波及するように国が積極的な対応をすべきだということを、出席された自民党の議員も、あの番組では自民党の議員と共産党の議員2人でしたが、2人ともそういうふうにおっしゃっておいりましたよ。だから、政府も今、これで万全だということは言ってないんよね。効果があるものについては対応をすべきだし、それなりの予算措置もしなきゃならんということは表明はされるけれども、それが効果のあるものとして、実際には動いてない。だから、市町の段階で、国だけの責任だと言いつつも、実際に住民と接触し、暮らしや命を守っているのは、その接点を持つ市町村ですから、私は市町の段階での一歩踏み込んだ対応が取られてしかるべきだと、また、取るべきだと。インフルエンザの流行の時期でもあるし、インフルエンザの防止対応としてのそれなりの援助も含めて考えてほしいと思うんですが、インフルエンザの予防注射を打つのに援助すれば不公平だということをおっしゃるけれども、そういう援助をやっている市町は不公平であるという批判を受けながらやっているんかと言や、そうじゃないですよ。私はそんな理屈は通らないと思うんですよね。インフルエンザの注射代の財政援助をやれば、受けるものと受けないもんがおるけ、不公平になる、そんな理屈が通りますか。もう一度答弁してください。

○議長（細川雅子） 業務課長。

○上下水道局業務課長（小田明博） まず、山本議員の質問の水道の広域化について、大竹市の基本的なスタンスについて御回答させていただきます。

まず、これは全国的なものですけど、基本的には、人口が減少して、給水人口が減る中、当然収入が減ります。そうした中、長期的に大竹市の水道について、安定的に供給する。また、料金についても、できるだけ安くということは当然あるかと思います。ただ、今、そういったものを、県が6月に策定しました基本方針に基づきまして、大竹市が独自に一分析した資料と、大竹市が現在、単独で水道をやっていく長期ビジョン、経営戦略ですけど、こういったものを一部切り取った形で、8月の生活環境委員協議会にお示しさせて



いただいたとおり、ちゃんと比較して分析する中で、どちらが大竹市にとっていいのか、大竹市にとってどちらが長期的に見通しが立つ、または大竹市の特色を出せるのかという点を勘案して、統合による連携、または統合以外の連携を選択していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） インフルエンザ予防接種の助成についての御質問がございましたので、私のほうから御説明いたします。

インフルエンザの予防接種ですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大ということもありまして、全国で昨年より12%多い、約3,178万本、これを供給するというので、国のほうも生産、供給されているところではございますけれども、この数が接種を希望する人全員に予防接種できる数ということではないものです。昨年より12%多いというだけで、希望する人全員に予防接種できるという数ではないと言えます。

また、ワクチンの卸業者、あるいは医療機関に照会しましたところ、去年の実績をもって配られるということをお願いしておりますので、昨年予防接種をしていない方についてのワクチンというのは、なかなか確保が難しいということを実際に聞いております。最近の話ではございますが、私の周りでも、二、三軒回ってやっと接種できたという方もございますので、実際にもう既に少なくなっているという医療機関もあるようでございます。

ワクチンのほうは、一度に供給されるものではなく、数回に分けて検定を受けて出すということですので、3月までに順次は出のですが、希望したいときに接種できるかというところ、そういうわけではないということをお察しいただけたらと思います。

一応そういうことが理由で、希望される方全員に届けることは難しいということもありますので、私どもは重症化を予防するということをお考えまして、高齢者を重点的に行うということにしております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 業務課長の今のお答えも、市長のお答えも、結局市としては、水道事業の広域化、民営化については、大勢がそっちに流れるんならついていくということですか。市の基本的な考えなり、来年の2月末までには回答をするという、この回答の内容をどうするのかということをお願いするんですよ。はっきり、こういう場ですから、市としての考え、示してもらいたいと思うんですね。その上で議論を深めていきたいと思うんですが、市の考えが明確でないのに、憶測だけであれこれ言うても議論がかみ合わないので、ちゃんとそこところを答えとしては明確に示してもらいたいと思うんです。

それから、PCR検査の問題もそうなんですが、インフルエンザの予防接種への援助をすりゃ不公平になるじゃないようなことで、既に援助している市町は、不公平という声を受けながらも、市民の生命を守る上で、自らおやりになっているんでしょうね。

それで、具体的に聞くんですが、インフルエンザの予防接種を受ける場合に、75歳、私

みたいな高齢者の負担は、実際に私も注射を打ちましたから、分かるんですが、例えば、小学校1年生から6年生までの子供が仮に1人いて、中学校1年生から3年生までの子供が1人いる、それに高校生が1人いるという家族構成の場合、インフルエンザの注射代は幾ら負担するのでしょうか、5人家族。

○議長（細川雅子） 水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 大竹市が広域化に参画するか、統合以外の連携を選ぶかということにつきましては、大竹市が今、鋭意策定しております経営戦略等見極めまして、最終的に大竹市が決断させていただくことを考えております。ただ、市長答弁で申し上げましたとおり、選択をしたことについて、そこら辺をしっかりと議会の皆様にご説明させていただかなければならないということで、いましばらくお待ちいただかなければと思っております。近々決断し、その説明も含めまして、報告させていただければと思っておりますのでございます。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） もう一度お願いします。

上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 申し訳ございません。大竹市が今、策定を進めております経営戦略が近々出来上がると思っております。大竹市が単独で水道を維持していき、8月の生活環境委員協議会でも資料を出させていただきましたけれども、水道料金、正直な話、今後、値上げをしていかざるを得ない状況というのがあると思っております。ただ、こういった形で施設を更新していくか、そういったものを細やかに説明させていただく場を今後設けさせていただき、その場で、統合による連携、または統合以外の連携をこういった形で大竹市が決断したかということをご説明させていただきたいと考えておりますが、現段階では、この場で説明できる資料になっておりませんので、いましばらくお待ちいただければと思っております。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） インフルエンザワクチンの接種料金についての御質問でした。65歳以上の方は定期予防接種ということで市のほうが行っておりますので、委託料という形で、ワクチン料を含めたもので金額が決まっておりますけれども、それ以外の方は自由診療となりますので、医療機関がそれぞれにワクチン代を含めた接種料金を決めておりますので、5人家族で幾らというのは私どものほうからは回答はできないと思っております。ただし、13歳未満の方は2回接種となっておりますので、その分は1人当たり2回分ということになります。申し訳ありませんけれども、料金につきましては、医療機関ごとにそれぞれ違うということがございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） だから、市の考えとしては、水道の広域化、民営化については、独自では維持が難しいという判断ですか。そこをはっきりしてもらえれば。仮に、県内の今の市町の足並みがそろっていないから、市としての意思表示を差し控えるという思いなのか。

そうじゃなくて、もう来年の2月末の段階では、市として、広域化、民営化には参加するというお決めになった上で、県内の状況を見守っておるといことなんですか。そうであるなら、もう時間がありませんから、広域化、民営化の問題点について、いろいろ私なりの意見を述べたり、これまで先進国の実際におやりになった国の実情などを紹介するいうことができないんで、これはまた別の機会に譲らなしょうがないんですが、一旦、民営化、広域化した先進諸国では、現在、再度、公営化に戻しよるんですよ。なぜかというたら、企業がやるわけでしょう。まず、採算性を重視して、もうかるかどうかが基準ですからね、企業が引き受ける場合。だから、一旦、民営化したけれども、企業が採算が合わんとすれば、人も減らす、技術者も減らす、水質の保全も十分見ないということだから、水質の汚染は進む、施設は十分に整備されない、こういうことが広がって、今は再公営化の方向に戻りつつあるんですよ。そういうことを、担当のほうも情報収集は我々よりかよっほど、十分な機器なり広範な情報源を持っておられるんですから、そういう情報も手に入れて、またの機会に議論をさせてもらうことにします。

それから、今の新型コロナウイルスの問題ですが、市長、どうですかね。国や県が主導すべきだとおっしゃっても、しかし、実際に市民の命を預かっているのは市町の行政ですからね。ですから、大竹市も、今で我々が知り得るのは、2名の感染者しか出てないということで、市民の皆さんの手洗いから3密を避けるということでの協力、努力をされている、市のそういう啓蒙活動も浸透しているということの反映だと思うんですが、このインフルエンザとか新型コロナウイルスの感染経路もなかなかつかみにくいという状況なんで、ぜひ、PCR検査を大竹市内で実施できるように、また、インフルエンザの予防接種に対する援助もしてあげるような、配慮を持った対応をしてほしいと思うんです。今からインフルエンザも流行期ですから、新型コロナウイルスと相乗的に悪いほうに感染が広がる、また、そのことがさらなる市民への悪い影響を与えるということがないように、ぜひ、市としての取り組みを、一步踏み込んだものとしてやってほしいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続きまして、3番、原田孝徳議員。

〔3番 原田孝徳議員 登壇〕

○3番（原田孝徳） くろがねの原田孝徳です。地域福祉の視点から、コミュニケーションの場の確保と環境整備について、本市の現状と課題を聞きたいと思います。

最初に、地域福祉について、少し触れておきたいと思います。

地域福祉とは、社会福祉における新しい考え方、新しいサービスと支援の仕組みであり、各地域の地域福祉実践の下に生まれ発展した国産の概念とも言われております。ここでは地域福祉の定義を、住み慣れた地域の中で、家族や近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限に発揮し、誰もが自分らしく誇りを持って、家族及び地域社会の一員として、普通の生活、暮らしを送ることができるような状態をつくっていくものとしますが、地域福祉とは、このような考えの下に、幸せ探し、幸せづくりを、誰が誰とどこでどのように行うかというものにこだわったものであり、もちろん結果も大切ではありますが、その方法とプロセスをより大切にするものであります。

また、地域福祉において、参加と協働、協働というのは、複数の主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することではありますが、この参加と協働は切っても切れないものであり、参加と協働がないということは、想定ができないものと言ってよいでしょう。

しかし、このような地域福祉の推進、実現に向けては、時代の大きな変化とともに幾つかの問題点が浮上してきました。その中でも、急速な少子高齢化や、地域や自治会組織の脆弱化、人のつながりの希薄化、そういった現代社会の象徴ともいえるべき問題は避けては通れない大きな壁となっております。このような社会状況や生活様式の変化などから、地域福祉の理念について、今後、改めて全体像を見直し、修正をする場面に私たちは今立たされているのかもしれない。

そこで、今回は地域福祉の視点から、その根本にあるコミュニケーションの形成について考えてみたいと思います。逆に言えば、コミュニケーションが失われれば地域福祉も成り立たないわけで、本市として、コミュニケーションの場の確保とその環境を整備するということが、今後の地域福祉を考える上で重要な問題であるという認識から、本市の現状と課題について、次の3つのことをお尋ねいたします。

まず、穂仁原小学校の廃校に伴う代替施設についてであります。穂仁原小学校が廃校となりました。それまで小学校は川手地区の皆さんの地域コミュニティの拠点とも言える場所であり、このような場所が失われることは、そこで構築してきたコミュニティに少なからず影響を及ぼすことが予想されます。

川手地区は、御存じのように、複数の集落で構成されており、特異なコミュニティの形態である点において、そこに地域の人が集まる場所をつくるということは、協働という視点からも行政が取り組むべきものではないかと考えます。

今後、急速な高齢化をしていくからこそ地域福祉を、そして、この特異で貴重なコミュニティと支え合いの環境を守るためにも、できるだけ近くに地域の人が気軽に集まれる場所を確保する必要があるのではないのでしょうか。このことから、小学校の代替施設は必要なものであると考えます。

2つ目は、障害をお持ちの方の公共施設におけるW i - F i 環境についてであります。今回は特に、視覚や聴覚に障害を持たれている方を例に取り上げてみたいと思います。

それらの方にとりまして、これまでは点字や手話、そして、口話、口話というのは、口の動きで相手の言葉を読み取るものでありますけれども、そういったもので情報を入手したり、コミュニケーションを図ってきました。しかし、最近では、スマートフォンの進化に伴い、様々なアプリが開発され、情報が音声や画像などで瞬時に見たり聞いたりできるようになったことで、災害のときはもちろんですが、日常生活において、スマートフォンは必要不可欠な、人によっては命綱ともなっている現状があります。そして、障害者基本法の中に手話が言語としてようやく明記されました。今後は、スマートフォンによるコミュニケーションが新たなツールとして、その役割を果たすことが予想されます。しかし、スマートフォンを使用するに当たっては、まだ制限のある方も多く、皆さんがそれを安心して使える現状にはありません。

そこで、公共施設にWi-Fi環境が整備されれば、障害をお持ちの方にとって、出会いや交流の場として機能する可能性が増し、それが私たちにとっても触れ合いの機会となり、障害をお持ちの方々とコミュニケーションをより身近なものにしてくれると思います。このことから、公共施設にWi-Fi環境を整備することは必要であると考えます。

3つ目は、より利用しやすい公共交通の整備についてであります。自治会組織の脆弱化や、人のつながり希薄化が顕著であるということは冒頭にも述べました。一方で、コミュニティが多様化しており、自治会や町内会という圏域でのつながりは薄れてきていても、職場の職縁などやサークル活動などのコミュニケーションは、まだまだ盛んであるとも言えます。

そこで、より利用しやすい公共交通について、ここでは特に大竹・栗谷線を取り上げてみますが、人口減少、中山間地域の高齢化の問題はあるものの、コミュニティの多様化に対応しようと思えば、栗谷地区や松ヶ原地区の住民が、将来にわたり、快適かつ安心して外出活動ができる交通環境の整備は必要であり、そのことで今あるコミュニケーションが持続されるのであれば、それは単なる移動手段としての公共交通ではなく、まさにコミュニティバスの真骨頂を発揮するものになるのではないだろうかと考えます。

本市は小さなまちですので、狭い地域のコミュニティに限定するのではなく、移動が容易にできることによって、新たなコミュニティが生まれ発展するのであれば、そのための公共交通の整備は必要であると考えます。

以上、3つの問題につきまして、現状と課題について、本市のお考えをお聞きしたいと思います。御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地域福祉の視点から、コミュニケーションの場と環境整備について御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えをいたします。

地域福祉とは、分かりやすい言葉で言えば、助け合い、支え合いでございます。段階に応じて、自助、互助、共助、公助などと使い分けられることもありますが、地域やコミュニティの中で支えたり支えられたりしながら、誰もが自分らしく、幸せを感じながら暮らしていける社会を実現するためのものがございます。とりわけ、高齢者が増えていく世の中であって、核家族化などもあり、今後はその必要性がより一層求められます。本市では本年3月に第3期地域福祉計画を策定しており、様々な御縁を生かし、それがつながり、全体へと広がっていくことで、地域福祉を推進していくこととしています。

本計画では、大きく8つの分野において、それぞれの施策の方向性や活動の方策を掲げていますが、その中に集いの場づくりや社会参加への環境づくりといったものも含まれており、議員の思いにも合致するものと思います。地域福祉の推進に向け、具体的に御質問をいただきましたので、順にお答えいたします。

まず、1点目の穂仁原小学校の代替施設についてでございます。

地元の自治会である川手地区自治会連合会と、本年8月12日及び9月28日に防鹿集会所

において協議の場を持ちました。この協議では、初めに、今後予定されている国道186号改良事業のスケジュール及びこれに伴う穂仁原小学校校舎の解体撤去について説明しました。協議の中で校舎の解体撤去については御理解をいただいておりますが、同時に代替施設に関する御意見、御要望をいただいております。多額の維持管理費が必要となる施設は希望されていませんが、川手地区の住民が集まることができ、地域で行われているひな流しにも対応できるような広場やトイレ、流しなどの水回りや倉庫などが備わった公共施設の設置を希望されています。今後とも、地元と協議を深めていながら、代替施設について検討していきたいと考えています。

次に、2点目の公共施設のW i - F i 環境についてでございます。

現在のパソコンやスマートフォンは、例えば、視覚障害者が利用しやすい音声化ソフトや画面拡大ソフトが充実し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の1つである要約筆記でも使われるなど、障害を持つ方が社会参加するために必要な道具の1つとなっています。

原田議員の御指摘のように、公共施設のW i - F i 環境を充実することは、障害を持つ方のさらなる社会参加の創出につながり、障害のある人もない人も共に支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会を実現するための大事な要素だと考えます。今後、各施設の利用状況、要望などを勘案し、W i - F i 環境の整備を検討してまいります。

続いて、3点目のより利用しやすい公共交通についてですが、本年9月定例会でも御質問をいただいております、そのときの回答と重なるところもあると思っておりますが、御了承願います。

本市の地域公共交通は、大竹市地域公共交通活性化協議会での協議を経て策定した大竹市地域公共交通網形成計画に基づいて運行しています。

計画策定時に実施したアンケートなどから、大竹・栗谷線及び坂上線は市民の暮らしに不可欠な移動手段であると判断し、運行維持を基本としています。令和5年度までは現行計画に沿って運行サービスを維持しながら、サービス内容が利用実態やニーズに適していない場合は、地域公共交通の担い手である交通事業者と必要な改善について検討してまいります。

これまで中山間地域における地域公共交通の在り方について、様々な議員の皆様から御質問を受けているところでもあり、市としましても、地域の御意見を伺いたいと考えているところでございます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域に出向いて地元の方と意見交換ができていないのが実情でございます。今後、まずは地域の代表の方から意見を伺うなどしたいと考えています。いただいた御意見については、交通事業者とともに実施が可能か、次期計画策定に向けて検討させていただきます。

最後に、これまで申し上げたような物理的な環境を整えていくことも地域福祉を推進していくためにはもちろん重要ではありますが、何よりも大切なことは、互いに支え合う、困ったときはお互いさま、という意識を市民の皆様一人一人が当たり前のこととして、お持ちになれることとでございます。

第3期地域福祉計画では、これを我が事と表現していますが、御近所の方の困り事や地

域の課題を我が事と捉え、御自身ができる範囲のことを実践していただくことが、地域福祉、地域共生社会の根幹をなすものと思います。

本市には既にこうした活動に熱心に取り組んでいただいている方が数多くいらっしゃいます。本当にありがたいことだと感じています。これが起点となり、必要に応じて関係する団体や公的機関と連携するなど、支援の輪を広げながら、様々な状態にあっても、できるだけ長く、住み慣れた地域で生きがいや希望を持って暮らしていくことができるよう、一歩ずつ取り組んでまいります。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 御答弁ありがとうございました。市長のおっしゃるとおりだと思います。ハード面も非常に大切です。環境整備は大切なんですけれども、人と人とのつながりというソフト面が、本来、地域福祉においては一番大切なものであると私も考えております。

ただ、穂仁原小学校の代替施設に関しましては、先ほど少し、要望らしきものが聞こえたんですけども、地域福祉においては、主体となる住民と、それから行政とがどのようなものをつくっていくかという、そういう話し合いとか、お互いのコミュニケーションというものが大事になってくると思うんですけども、先ほど市長のほうからの答弁の中にもあったんですが、申し訳ないですが、もう一度、具体的に川手地区のほうからどのようなものがあればよいというような要望や意見が出ているかということ、もう一度お願いいたします。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） それでは、私のほうから、8月並びに9月に地域のほうでお話をさせていただいた内容につきまして説明をさせていただきます。

今、いただいておりますのは、市長の答弁のほうで述べさせていただいておりますように、基本的には、地元の維持管理費がかからないような形での施設の整備をお願いしたいというのが根底にあると認識しております。その中でキーワードは、地域の人が集まることができるような場の確保で、これも繰り返しになりますけど、地域におきまして、ひな流しというのが2回、8月、9月、話をさせていただいておりますけど、そこで、その時期になったら、この地域で今まで伝統的な取り組みをしてるので、それにも対応できるような機能があるようなものをお願いしたいと聞いております。その中でありましたのが、先ほど言いましたように、例えば、人が来たときに集まるような広場、あるいは、水回りとか、トイレとか、地域行事でそのときに使う物を収めていくような倉庫とかというものを御意見として聞かせていただいております。

8月と9月の末に話をさせていただいておりますが、話につきましては、その時点でも継続して、地域の皆さんと話をさせていただきながら、形あるものをまとめ上げていきたいという話をさせていただいておりますし、具体的なものという形ではまだないんですけど、12月入っておりますけど、今年の、12月中に、また、地域の方と防鹿集会所で集まって、その辺の代替施設についてお話をさせていただくということとしております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 今のお話を聞いてますと、何か新しく公共施設的なものを建てるとかというような発想ではなくて、今ある場所、何か皆さんで集まるような適当な場所に簡易的な建物を建てるとか、そういう感じのイメージに聞き取れるんですけども。今まであったような、小学校みたいな広い場所があった屋内で何か簡単なスポーツができるようなものとかいうことではなくて、外で公園のような感じのイメージを私は抱いたんですが、そういうものを地区の方が望まれているということによろしいのでしょうか。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 地域のほうからは、例えば、校舎がありましたんで、人が集まれるような集会施設という話をされる方もおられます。こちらについても、いろんな御意見等をいただいておりますんで、どういうものが地域全体としての御要望といたしますか、御意見という形になるのか。それによって、今後の話の中で、そこら辺については、また、固まってくるものであろうかと思っております。建物といたしますか、人が集まる、そういうお話はお聞きしてはおります。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 分かりました。少し形式ばった言い方になるのかも分かりませんが、この地域福祉というのは、先ほど登壇して述べたとおり、結果というものが大事なんではなくて、方法であるとか、プロセスであるとか、そういうものが大事だと言われております。今、少しそういう話もあったと思うんですが、これから川手地区の皆様方と、どういうものが必要で、皆様方どういうものを望んでいらっしゃるか、行政としてどういうものができるのかということ、今からいろいろな要望を聞いたり、意見交換をしたりだと思んですが、これはこれからどのような方法で、プロセスはどのような形で進んでいくのが望ましいとお考えでしょうか。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 今、8月、9月、お話をさせていただいているということを説明させていただきました。川手地区自治会連合会長、あるいは、川手地区の各単位の自治会長等とお会いしてお話をさせていただいております。基本的には、今のお話をしている、そういう地域を代表されるような方との集まりですね、こちらのほうでいろんな先方のお話をお伺いさせていただきながら、あるいは、そのことに対して、大竹市として、例えばこういうことはどうでしょうかという、やり取りのほうはやってきたいと思っております。集まって協議をする場を持ちまして、そこでお互いにいろんなお話をさせていただきながら、まとめ上げていければと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員、これは5回目の最後の質問ですので、よく頭に入れて、お願いします。



○3番(原田孝徳) 分かりました。ありがとうございます。皆様それぞれいろんな意見があると思います。時間がかかっても、それはよいと思いますので、ぜひ地域の皆様方の要望を聞いていただいて、できるだけ希望に合ったようなものができれば一番よいと思いますので、しっかりその方法、プロセスを踏みながら、ぜひ地元の皆様のお声が反映できたものがつくることが望ましいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、Wi-Fi環境についてのことなんですけれども、大変前向きに御検討してくださるということで、少しいろいろ質問を考えておったんですけれども、ぜひWi-Fi環境については、今回は視覚障害者の方であるとか、聴覚に障害を持っておられる方とかを例に挙げたんですけれども、これから先、携帯の料金が少しずつ安くなったりとか、いろいろな面で使い勝手はよくなってくる環境は今の流れとしてあるのかなと感じてるんですが、やっぱり現場で、そういう方に接してますと、そうはいつでも、例えば携帯を持っているだけで、契約はしてないからWi-Fi環境でしか使えないんだという方もたくさんいらっしゃるし、そういう現場の声からすると、少なくとも公共施設にはそういうものは必要ではないかと思えてなりません。地域福祉の視点からいっても、我々が障害をお持ちの方と接する機会というのはなかなかありません。もちろん福祉関係の仕事をしている方はまた別ですけれども、一般の方がそういう方とお話する機会ってというのはないんじゃないかなと思われまます。ですから、公共施設のほうにそういうWi-Fi環境の設備があつて、仮に少数かも分かりませんが、そこでコミュニケーションが生まれて、お互いが理解できるような何かができるのであれば、それはすごく小さいことなんですけれども、大きな一歩なんではないかと考えます。

ここは私の個人的な意見なのかも知れませんが、障害者福祉というのは、多くの方が生まれてからずっと障害を背負ってらっしゃいまして、本人に何か責任があるかという点、そうではないという点におきまして、高齢者福祉のそれとは少し意味合いが違うんじゃないかなと思います。これが担当課の方と同じ意見であれば大変うれしいことなんですけれども、彼らが地域の社会の真ん中で生き生きと暮らしていくために、また、いろんな場所に出かけてもらいたいし、いろんなものを見てもらいたいし、いろんな方と触れ合ってもらいたい、そういう意味で、できるだけそういう制約とか、障壁とか、そういうものがなくなれば一番よいと思つてます。ただ、行政のできることはそんなにたくさんないのではないかと思いますので、その中でこのWi-Fi環境というのが公共施設のほうに少しでも整備ができるようであれば、市長も言われました共生社会であるとか、ノーマライゼーションの推進というものにも私はつながるのではないかと考えるのですが、こういう考えでWi-Fi環境があつたほうがいいんじゃないかという意見なんです、担当課の方としてどのような意見を持ってらっしゃるかというのを少しお伺ひしたいと思います。

○議長(細川雅子) 福祉課長。

○福祉課長(神代 亨) 失礼いたします。共生社会やノーマライゼーションの実現のためにどのような施策が必要なのかという御質問と理解いたしました。

原田議員もおっしゃいましたし、市長の答弁にもありましたように、そういった公共施

設のWi-Fi環境を充実することは、障害者の方がこれまで以上に社会参加をしやすくなると思いますし、ひいては、健常者の方とのコミュニケーションの機会も増えるということで、共に理解し合い、お互いが支え合える社会を実現できる1つの要素だと考えております。自立支援協議会などに代表される障害者やその保護者の方、関係者などが集まる機会に、そういった要望は聴取しまして、施設管理の担当部署に伝えていくようにはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員、5回終わりましたので、質問の機会はこれで終わりです。

この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、12月4日の本会議に継続したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、12月4日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

明日、12月4日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時36分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月3日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会議員 中川 智之

大竹市議会議員 小田上 尚典

令和2年12月  
大竹市議会定例会（第7回）議事日程

令和2年12月4日10時開会

| 日 程 | 議案番号    | 件 名                                               | 付 記                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|---------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名                                        |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 2 |         | 一般質問                                              |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 3 | 議案第84号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について                           | 即 決                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 4 | 議案第85号  | 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について                          | 生活環境付託<br>総務文教付託<br>生活環境付託<br>(一 括)<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>(一 括)<br>生活環境付託<br>生活環境付託<br>総務文教付託<br>総務文教付託<br>総務文教付託<br>(一 括)<br>総務文教付託<br>総務文教付託<br>生活環境付託<br>(一 括)<br>生活環境付託 |
| 第 5 | 議案第96号  | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）                            |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 6 | 議案第97号  | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）                       |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 7 | 議案第98号  | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）                     |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 8 | 議案第99号  | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）                         |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 9 | 議案第100号 | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                      |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第10 | 議案第86号  | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                              |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第11 | 議案第87号  | 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について                      |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第12 | 議案第88号  | 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について                        |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第13 | 議案第89号  | 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について                       |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第14 | 議案第90号  | 大竹市総合市民会館条例の一部改正について                              | 総務文教付託                                                                                                                                                                                                               |
| 第15 | 議案第91号  | 大竹市火災予防条例の一部改正について                                | 総務文教付託                                                                                                                                                                                                               |
| 第16 | 議案第92号  | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について | 総務文教付託<br>(一 括)                                                                                                                                                                                                      |
| 第17 | 議案第93号  | 指定金融機関の指定更新について                                   |                                                                                                                                                                                                                      |
| 第18 | 議案第95号  | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                             | 総務文教付託                                                                                                                                                                                                               |
| 第19 | 議案第94号  | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について                      | 総務文教付託                                                                                                                                                                                                               |
| 第20 | 議案第101号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）                        | 生活環境付託<br>(一 括)                                                                                                                                                                                                      |
| 第21 | 議案第102号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算                             |                                                                                                                                                                                                                      |

(第2号)

- |     |           |                                  |        |
|-----|-----------|----------------------------------|--------|
| 第22 | 令和2年陳情第1号 | 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情 | 生活環境付託 |
| 第23 | 令和2年陳情第2号 | 議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情       | 即決     |
| 第24 | 令和2年請願第3号 | 議事録黒塗りに関する請願                     | 議会運営付託 |

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第84号(説明・表決)
- 日程第 4 議案第85号から日程第9 議案第100号(説明・付託)
- 日程第10 議案第86号(説明・付託)
- 日程第11 議案第87号から日程第13 議案第89号(説明・質疑・付託)
- 日程第14 議案第90号(説明・付託)
- 日程第15 議案第91号(説明・付託)
- 日程第16 議案第92号から日程第18 議案第95号(説明・付託)
- 日程第19 議案第94号(説明・付託)
- 日程第20 議案第101号から日程第21 議案第102号(説明・付託)
- 日程第22 令和2年陳情第1号(付託)
- 日程第23 令和2年陳情第2号(質疑・討論・表決)
- 日程第24 令和2年請願第3号(付託)

## ○出席議員(16人)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日城究   |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

## ○欠席議員(なし)

## ○説明のため出席した者

- |               |       |      |
|---------------|-------|------|
| 市             | 長     | 入山欣郎 |
| 副             | 市長    | 太田勲男 |
| 教             | 育長    | 小西啓二 |
| 総             | 務部長   | 中村一誠 |
| 市             | 民生活部長 | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 |       | 豊原学  |

建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
産業振興課長併任農業委員会事務局長  
市民税務課長  
土木課長  
都市計画課長  
上下水道局工務課長  
生涯学習課長

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

山本茂広  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三上健  
前田新吾  
岡崎研二  
廻本実  
山田浩史  
中司和彦  
三井佳和

田中宏幸  
加藤豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、賀屋幸治議員、  
8番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。  
12月3日の一般質問を継続いたします。  
2番、藤川和弘議員。

〔2番 藤川和弘議員 登壇〕

○2番（藤川和弘） おはようございます。2番、新和会の藤川です。  
一般質問の前に、まずコイちゃんクーポン券について言わせてください。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の店舗等支援のために、市民全員に1人当たり1万円のクーポン券を配布していただき、ありがとうございます。市民の方から、ありがたい、生活が助かる、500円のクーポン券は使いやすい、との声をよく耳にします。今では281店舗の取扱事業者が加入されており、事業者からの話では、美容院の例を1つ挙げさせていただきますと、日頃カットのお客様が、クーポン券を使ってカラーやパーマをしてけると。ほかの店舗さんからもたくさんの喜びの声を聞きます。これも職員のおかげだと思います。ありがとうございます。

新型コロナウイルスは、全国的には感染の第3波と言われるようになっています。今後大竹市にも何があるか分かりません。今後とも大竹市民、店舗等支援のためによりしくお願いいたします。

それでは通告書に基づいて質問させていただきます。

平成29年3月につくられた小方地区のまちづくり基本構想を見せていただきました。たくさんの章に分けて、問題点や課題、実現プログラムが書かれておりました中に、小中学校跡地や小方港と宮島を結ぶフェリー運航についてを取り上げさせていただきます。少し偏った見方をしておりますが、御了承ください。

まず、2017年1月18日に、小方地区まちづくり議員ワークショップを開催しておりました。内容は、小方地区の強み・弱み、小方地区のまちづくりのコンセプト・まちづくりの方向性は、先輩議員がたくさんの御意見を出されている中、小方地区の強みの中に、交通結節点になっている。小方小、中学校跡地がある。弱みの中に、地域に目玉となるものがない。とございました。

続いて、1月19日には第1回市民ワークショップを開催。議題は小方地区の強み・弱み、小中学校跡地の活用方策。小方地区の強みに、海・山・川がある。広島西の玄関口。世

界遺産の宮島が楽しめる。海が近く漁業など観光に活用できる。レモンはまちがある。弱みでは、市場が欲しい。海の活用。とございました。

続いての議題、小中学校跡地の活用方策では、クルーズセットとして広島～宮島～小方港への定期船。道の駅と亀居城で連携イベントや交通ネットワークの構築。市場、魚、阿多田島。がございました。

続いて、2017年2月11日には、第2回市民ワークショップを開催。議題1つ目は、小中学校跡地のレイアウトと整備の検討。レイアウトを基に、2つ目の議題が小中学校跡地を整備したらどんな暮らしがおくれるだろう。レイアウトの中に、道の駅、広場という枠がありました。その中の御意見は、道の駅で買い物をする。人が増えてにぎやかになる。2号線沿いに道の駅があるので、特産品を買ったりカフェを楽しみたい。魚市場もいい。海産物中心の買い物ができる。大江戸温泉物語みたいな温泉。と書かれてございました。

続いて、2017年3月11日に、小方地区のまちづくり基本構想、ゆめタウン大竹にてオープンハウスを実施されておりました。小方地区のまちづくりについて御意見をいただいております。御意見は、人がたくさん集まる場所が欲しい。人がいっぱい来てほしい。宮島行きフェリー。との御意見がありました。

2016年11月23日、宮島口駐車場にてアンケート調査表を用いて、対面の聞き取り調査をしておられます。大竹市小方港から宮島へアクセスについて、小方港から宮島までフェリーが運航された場合、利用したいと思いますか。岩国方面から来られた方に利用したいと思いますか伺ったところ、半数の50%がぜひ利用したい。と回答しており、37.5%が利用すると思う。と回答しておられます。

次に、小方港周辺にあるとよい施設は何だと思いますか。小方港周辺にあるとよい施設は、お土産屋が50%で最も多く、次いで飲食店41.7%、宿泊施設とその他がそれぞれ20.8%となっており、お土産屋と飲食店を望む御意見が多かったです。

平成29年12月12日には、気になる大竹、気に入る大竹、～小方宝箱構想～として、小方中学校跡地のにぎわい交流ゾーンを中心とするエリアについて、地域活性化の核となる施設の方向性を検討するため、公募により民間事業者等との意見交換会を実施されておりました。参加者は14者で、意見交換の内容の中に、にぎわい交流ゾーンの候補機能・施設(案)に対する意見、要望の項目がございました。

御意見は、温浴施設に対するニーズはアンケートを見ても多いことが分かるので、集客力があるのではないか。温浴施設に併設するものとしては、飲食施設、子育て施設など、また、フィットネス的な要素を加えることは考えられる。立地条件がよいため、道の駅としての機能は考えられる。インバウンドの観光客が泊まれる宿泊施設が併設できればと考えている。観光地に挟まれているので、休憩地として道の駅に立ち寄れるとよい。道の駅・海の駅として、市の特産品を販売できるとよい。阿多田島や晴海臨海公園と一体的に考え、連携することも考えては。にぎわい交流ゾーンを駅前とすべき。にぎわい交流ゾーンが駅前があれば、寄ってみようという気持ちになる。住居にした場合はそれ以上の発展はないが、にぎわい交流ゾーンとすれば将来的にも発展の可能性はある。温浴需要は施設投資を考えると今後厳しくなると考えられるが、大竹市からの要望である場合は検討する。



宮島航路の可能性を感じる。このように、民間事業者から前向きな御意見もいただいております。

小方地区のまちづくり基本構想最後の章、第9章に、年次別実現プログラムがあります。施策及び事業の中に、新駅設置の早期実現。小方港と宮島を結ぶフェリー航路の検討。国道2号に隔てられた小中学校跡地の往来のしやすさ確保。県有地へ、晴海臨海公園や既存施設と一体的なにぎわいを生み出す企業誘致の促進。こちらは職員の方で、報道等でもございましたように、晴海の県有地であった土地4.6ヘクタールに美術館やレストランが入る施設ができると、完成すれば大竹市に大きな動きと流れが出てくると思います。

4年前の宮島口アンケート、3年前の議員ワークショップ、小方地区のまちづくり市民ワークショップ、ゆめタウン大竹でのオープンハウス、民間事業者との意見交換会、どれも大竹市をにぎわいのある町にしようという御意見が多かったように思います。

そこで問わせていただきます。大竹市民の要望の詰まったまちづくり基本構想、中でも特に目立った小中学校跡地の活用方策、小方港と宮島を結ぶフェリー航路の検討、現在どのようにお考えか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） いつも地域に目を向けられ、もっと大竹市を元気にできないか、魅力向上に向かえないか考えていらっしゃる中での、今回は小方地区のまちづくりについて、小方地区のまちづくり基本構想をしっかりと御覧いただき、御質問と御提案をいただきました。ありがとうございます。

それでは藤川議員の御質問にお答えをいたします。

小方地区のまちづくり基本構想は、平成25年度の小方学園の開校により、旧小方小中学校の跡地が遊休地となったことを契機に、小方地区に新駅設置を前提とし、晴海臨海公園、亀居公園、小方港などの周辺施設との連動による旧小方小・中学校及び市民プール跡地の有効活用を進め、本市全体の魅力向上を図るため、平成29年3月に策定をいたしました。

策定に当たっては、議員からも御説明がありましたように、市民ワークショップ、議員ワークショップで、小方地区の強み・弱みについてや、小中学校の跡地活用についてなどをテーマに意見を交わしていただきましたほか、小方港の活用方策を検討するため、宮島口でアンケートを実施したり、ゆめタウン大竹で小方まちづくりについての意見を伺うオープンハウスを実施したりするなど、様々な形でニーズや課題を把握いたしました。

これらのニーズ、課題を踏まえて、小方小・中学校跡地を新駅、居住、子育て支援、にぎわい交流、レクリエーションの5つのゾーンに分け、民間活力による活用を中心に整備を目指すこととしました。

そのうち子育て支援ゾーンにつきましては、現在、当初のゾーン分けした場所とは異なりますが、市役所敷地内に新たに子育て支援施設を整備中であり、令和4年度には利用開始となる予定でございます。

その他のゾーンにつきましては、JR新駅の位置が厳密に定まらないことや、市が期待

する民間活力による整備と民間事業者の参画意向・ニーズの不一致、さらには近年大型事業が連続していることによる財政面の事情も絡み、活用に向けた動きがなかなか取れない状況です。現在は利活用にあたって、地籍の整理や民間動向の情報収集や、官民連携の可能性を探るなど、事業化に向けた課題や情報の整理をしているところでございます。

御指摘のとおり、基本構想の策定から3年が経過しましたが、小方地区では晴海臨海公園の整備が進み、子育て世帯を中心ににぎわいを生み出しています。また、先ほど説明しました新たな子育て支援施設の整備、さらには、晴海臨海公園に隣接する県有地に民間資本による美術館が建設される予定があるなど、小方地区の魅力向上につながる施設整備が各所で進んでいるところでございます。今後、各ゾーンの整備に取りかかるにあたっては、これらの基本構想にはなかった新たな魅力とも連動した整備を考慮しながら進める必要があると考えています。

次に、小方港と宮島を結ぶフェリーの航路の検討についてでございます。

平成28年11月に実施した宮島口でのアンケートは、自動車で来訪した宮島口駐車場利用者100人弱の方に、宮島までのアクセスなどについて、聞き取りにより調査をしたものでございます。

対象者のうち岩国方面から来られた24人の方に、小方港から宮島までフェリーが運航された場合、利用したいと思うか伺ったところ、半数の12人が、ぜひ利用したいと回答されました。母数が少ないため、統計的には有効な数値とは言えないかもしれませんが、世界遺産である宮島の観光需要の高さから見ても、岩国方面から宮島を訪れる観光客の新たなアクセス方法の一つとして、大変興味の湧くルートだと考えます。

しかしながら、その実現には、旅客船や運航事業者の確保、発着する港や利用者用の駐車場の整備、航路や運航形態の検討、さらには、宮島口発着の航路を考慮した運賃の設定など、採算面の検討も要するなど、非常に困難な課題があるものと認識しています。

単なる宮島口からの乗船者の分散獲得ではなく、将来、整備された各ゾーンと周辺施設との連動により、小方地区の魅力が高まり、さらなる連動として宮島が視野に入ったときに実現性が出てくるものと考えています。

以上、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 市長の答弁、ありがとうございます。

大竹市民の要望の詰まったまちづくり基本構想、前向きに大竹市民の未来につながる小中学校跡地の活用方策、小方港と宮島を結ぶフェリーの航路の検討をどうかよろしく願いいたします。

2017年1月19日の第1回市民ワークショップ、小中学校跡地の活用方策での意見交換の中に、バーベキューができる公園とありました。こちらは晴海臨海公園デイキャンプ場にて実現してござっております。ありがとうございます。

また、御意見の中に、交流スペースとして夏の避暑空間、人工の川という御意見もございました。晴海臨海公園には陰がありません。水で遊ぶ場所もありません。今年の夏、何度も晴海臨海公園を見に行きましたけど、猛暑の夏は利用される方がほとんどいらっしゃ

いません。

廿日市市は今年3月に佐伯総合スポーツ公園に大型遊具ができました。岩国市は愛宕山にローラー滑り台、大型遊具もある子供の遊び場が、2021年3月に完成予定です。和木町の蜂ヶ峯公園では、公募で決まったB e e + という名のイベントスペース、遊具、イルミネーション広場、レストランなどを配置する新エリアが、2021年4月に完成予定です。

大竹市は晴海臨海遊具広場を造っていただけたことで、ただいまたくさんの方が立ち寄ってくれておりますが、さらに大竹市に立ち寄ってもらえるようにするために、委員会等で話が出てきております移動販売車の設置は、試験的でよいのでぜひお願いしたい。夏に弱い晴海臨海公園遊具広場、年間通して遊んでいただける場所にするために、水で遊べる場所をぜひお願いしたいのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 晴海臨海公園の整備に関しまして御意見いただきまして、ありがとうございます。

1点目、2つ今御質問ございました。移動販売車の取り組み、それから水遊びのできる場所の整備に関してお答えさせていただきます。

まず、移動販売車の取り組みでございます。コロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となることも想定いたしますが、当課としましては来年度の春と秋に試験的に移動販売車の取り組みができるよう、希望者の募集方法などを検討しているところでございます。

2点目の、水遊びのできる場所の整備に関してです。水遊びのできる場所につきましては、地形上の問題から人工的な川の整備はなかなか難しいと考えます。また、よく言われるじゃぶじゃぶ池とか噴水のようなものにつきましては、維持管理面等を考えますと大変厳しいと思っております。

しかしながら、当課としましては子育て世帯の意見などを聞きながら、夏にも楽しめる施設を検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 移動販売車、前向きな御答弁ありがとうございます。

近隣に同じような大型遊具ができる中で、利用者の減少を防ぐために、他の施設と差別化を図るため、他にない水で遊べる場所等もぜひつくっていただいて、晴海臨海公園、このすばらしい公園が今後廃れていかないように、新しいものをどんどん取り入れていってほしいと思います。

最後に質問させていただきます。

晴海地区の県有地だった場所に、来年春頃ですか、美術館やレストランが入る施設が建設開始と聞いております。工事が始まりましたら、大型トラックや重機、工事車両の出入りが多くなると思います。御家族連れや子供たちが集まる公園でもありますし、商業施設もあります。安全面を初め、市との連携はできていますでしょうか。

また、これは分かればいいんですが、美術館やレストラン、完成予定が分かれば教えてください。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 美術館の工事に関しましての御質問にお答えさせていただきます。

工事中の安全対策でございます。美術館の建設計画につきましては、現時点で具体的な内容は把握しておりませんが、事業者のほうから伺った車両の出入りについては、計画敷地の北側、工業団地のほうから入るということを聞いておまして、公園利用者への安全には影響ないものと判断しているところでございます。

続きまして、完成予定の把握でございます。これも今聞いております公表できる情報としましては、令和3年春から工事に着手し、令和4年11月に工事を完了、それから令和5年の2月頃に開館したいという意向を持っておられると聞いております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。子供たちを初め、人が集まる場所です。しっかり安全対策を訴えていってほしいと思います。

もう完成予定、オープン予定が分かっているみたいですね。美術館やレストランが入る施設が完成すれば、晴海地区がこれから大きく変わると思います。人の集まる所にはさらに人が集まると思っております。にぎわい交流ゾーンを中心とするエリアについて、民間事業者との意見交換会で出た御意見の中に、先ほども言わせていただいたんですが、にぎわい交流ゾーンが駅前があれば寄ってみようという気持ちになり、住居にした場合はそれ以上の発展はないが、にぎわい交流ゾーンとすれば将来的にも発展の可能性はある。私も同じ意見です。

大竹駅が令和5年に完成した後は、基本構想に基づいて新駅の話が出てくると思います。ネット検索で鉄道の駅に道の駅、検索いたしました。道の駅と鉄道の駅一体タイプは、全国的に見てもかなり珍しいようです。新駅と一体の道の駅があれば、廿日市市には世界文化遺産厳島神社があり、宮島の来島者数年間約400万人、岩国市は錦帯橋があり、空港もあり、岩国市の観光客数年間約300万人。そのうちの約50%の方が広島市内、宮島から岩国市へ、もしくは岩国市から広島市内、宮島に移動されております。

大竹市を通過しております2号線沿いには、大竹インターチェンジがございます。今の大竹市には小中学校跡地、これほどの立地条件のよい広い土地はありません。今後も出てこないと思っております。今がチャンスだと思います。ぜひ大竹市を素通りの町から立ち寄る町に、にぎわいのある町にするための小中学校跡地活用をお願いして、質問を終わります。

○議長（細川雅子） 次の一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、大竹市議会会議規則第62条に、議員は市の一般事務について議長の許可を得て質問することができるものと規定されております。

次の日域議員の発言通告書において、議会内部に関する項目があり、市長に対する一般質問の内容として適当でないと思われまます。議会内部に関する項目については別の機会に質問させていただきますようお願いいたします。

続いて14番、日域究議員。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） トリを務めさせてもらいます。くろがねの日域でございます。今の議長のお言葉も考慮しながら、通告に従って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

では最初の1問目です。会議録から削除された市議会本会議における議員発言についてです。

市議会の会議録について、一般質問の対象になるのか、市全般についてに含まれるのか否か。前例がありませんので、そういったところは正直ありました。しかし、他にこういうことを言う場がなければ受けていただきたいなと思って通告しました。

今の議長のお話も含めてですが、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

議場において議員には発言の自由があり、その発言は逐語的に会議録に記録するとされています。議員が議長の許可を得て行った発言が、事後になって議員本人からの申し出もなく、一方的に取り消され、会議録上も削除されるということがあるのか。また、あるとすればどのようなケースがあるのか、お尋ねしたいと思います。市政全般を預かる方は市長ですから、そういう意味でぜひそのあたりをお示してください。よろしくお願いいたします。

2問目に行きます。国土調査の成果が感じられない公図と、課税図面との多過ぎる不一致。

土地はその1区画を筆って呼ぶんですね。それを単位として登記簿が作成されます。そこには面積、そして、宅地とか畑とかそういう地目、そして、所有権など、抵当権とかですね。そういう土地に関する様々な権利が記してあります。そして、登記簿と対になるのが、正式には地図と呼ぶんですが、いわゆる公図です。土地の場所や形、位置を図で示したものです。登記簿と公図はセットで初めて意味を持ちます。そして、土地には境界があります。お互いに確認し合っこそ、土地の有効活用に結びつきます。

国は土地利用を円滑に推進するために、大きな補助金を出して市町村に国土調査をさせています。それが済んだ場所は登記簿と公図の精度が高く、取引を行う上でも大きな助けとなります。しかし、国土調査の進捗率は、全国的に見てまだ50%くらいですから、済んでないところは正確性に問題があるということになります。調査が済むまでの我慢だろうと思います。

ところが大竹市は違うんですね。昭和30年代に大竹市の市街地は、国土調査が済んでいるんです。しかし、登記簿も公図も、国土調査が済んでいない自治体と同じレベルだと思います。

たまたま2週間前に偶然分かった具体的な例を申し上げます。すみません。資料を表示してください。タブレットに資料が表示されたと思いますが、そこに図面が2つありますね。左側が公図です。この時期が若干違って、この公図はもう何年か前に私が取ったもので、タイムリーじゃないんですけどね、細部がですね。でも、この肝心な部分は変わっていないと思います。

左側が公図で、右側が市民税務課の課税図面です。赤い線を入れた392の4、これは公

図上ではどこにあるか分かりません。しかし、市民税務課の課税図面には載っていて、多分ですけども、固定資産税は課されていると思います。この土地が文筆されてこの地番が生じたのは昭和31年ですが、なぜ公図に反映していないのか、私には分かりません。それともう一方の51の7ですけども、公図に地番は入っています。しかし、当然大きさが違って、そういう意味で正しくはありません。

これは、日常生活では特に困らないと思います。しかし、自分の土地所有を証明する公的資料がないということになりますから、何かのときには少々面倒くさいことになります。

2週間前に偶然知ったこのケースは、単純なケースですからまだいいと言えるかどうか知りませんが、分かりやすいですね。今回のように登記だけがあって公図に地番が載っていないもの、公図には地番があるのにその地番の登記簿が存在しないものなどが、大竹市のあちこちにあるということです。

課税図面はある意味で、課税目的で便宜的に作ったものです。しかし、課税までできるのであれば、一歩進めて市が公図を訂正すべきではないか、そう思います。もっと踏み込んで言えば、公図にない物件には課税をすべきではないとも思います。

ここで質問ですけども、地番が公図に記載されていないのは、土地を所有している個人の落ち度でしょうか。所有者の責任かどうかということですね。その点お答えください。少なくとも大竹市は高い率の補助金を受けて、国土調査をした自治体です。その結果、満足な成果を出すことに失敗したのは大竹市であって、市民は被害者だと思うのです。和木町や岩国市はほぼ完璧のようですから、一体大竹市は何をしてきたのか。せめて分かっていることぐらいは、機会を捉えて公図の訂正をしてほしい。そのぐらいの市民に対する償いはあってもよいように思いますが、お考えをお尋ねいたします。

3番目に行きます。

昭和30年代の雑な市政が、今の大竹市を苦しめる。国土調査も含めてですけども、昭和30年代に原因がある問題点ってたくさんあるような気がします。今年の夏の議会報告会で、雨水排水の問題がかなり目立ちました。大竹地区の雨水排水はもともとが農業用水らしくて、そのまま雨水幹線などと立派な呼称をつけていますけれども、実態は昔と余り変わらないのではないかと考えています。

流れが悪いことの象徴として、新町雨水排水ポンプ場が未完成であるということが言われますが、果たして本当にそうでしょうか。人体に例えれば、心臓を治しても血管が傷んでいれば、血液はうまく流れません。農業用水のままの水路ですから、ポンプ場までがうまく流れなければ、ポンプも活躍できないです。

そこに新たな問題が見つかりました。正直言いまして信じられないんですが、再度資料を御覧ください。水路の写真です。これは大竹2号雨水幹線がJRにかかる直前の道路下の写真です。昔ペットショップがあって、店頭で猿がいたお店の前です。雨水幹線の水路を横切っているのが、汚水と雨水と一緒に流す合流管だそうです。水の流れをまるでダムのようにせき止めてしまうような構造です。こういう合流管を設置したことについて、正直言って無責任にもほどがあると感じるのは私だけでしょうか。

大竹市の最初の公共下水がこの合流管だと聞いています。私が小学生の頃の記憶として、大竹小学校裏の白石地区は広い田んぼでした。大雨のときは稲が水面下に隠れ、一面が湖のようになっていました。そのことへの対策が最初の下水道で、当時は雨水に重きを置いた合流管だったということなんでしょう。とはいえ白石地区さえよければではなくて、白石地区の水もこの新町地区の水路を流れて、海へ行くわけですね。そういう意味では右足で左足を踏んでいるような、その流れを邪魔したんでは何のための合流管か分からないんですけれども、なぜこんなことになったのか。今さら分からないかもしれませんが、もし理由が分かれば教えてください。

こういう明らかに人為的な、市が行ったことの、行為の結果ですからね。こういうものからまず直していかないと、ポンプ場とかいう新規のもの前にやっぱりこういうものは直してほしい。新町雨水排水ポンプ場より先にこの部分は改善する、そういうことを明確におっしゃっていただきたい。そのように思います。

以上、3点が今回の私の質問です。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本市にとりまして積年の課題でもございます公団、そして、雨水排水の問題につきまして、改めて御質問をいただきました。

これらの課題につきましては、私が市長に就任する際に解決すべきものとして位置づけておりましたが、残念ながら現在も解決には至っておりません。解決には時間と大きな費用がかかりますが、解決に向けて一步一步でございますが、進めてまいりたいと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは日域議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の市議会本会議における議員発言についてでございます。

御承知のとおり、地方公共団体の行政運営の仕組みとして、地方公共団体には長及び議会が置かれ、いわゆる二元代表制という形が取られています。私は大竹市の長として本市を統括し、代表するという立場にあるとともに、本市の事務を管理し執行するという役割がございます。

一方で大竹市議会は議員の皆様16名の合議による運営がなされており、皆様方の真摯な協議、そして、活発な議論を経て、大竹市の重要案件につきまして議決されるという、大きな役割を果たされております。

昨年の12月市議会本会議での議員の発言や会議録の取り扱いにつきまして、大竹市の事務かどうかと問われれば、広く捉えた場合には大竹市の事務と言えるかもしれません。ただ、議会の運営につきましては、地方自治法第120条に、普通地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないと規定されていることから、それぞれの地方公共団体の議会が会議規則を定めた上で、その規則にのっとり、運営をされていると認識しております。議会の運営のあり方、即ち議員の皆様が主体性を持って決めるべき事柄に、市長の立場でどこまで言及することができるのか、大変疑問がございます。

したがって、御質問の件につきましては、私自身は言及することを差し控えさせて

いただきたい、そのように考えております。大竹市議会の中で十分に議論を尽くされ、適切な取り扱いを判断していただくことを願っております。

次に、2点目の公図、課税図面についてでございます。

固定資産税は通常、台帳課税主義の原則にのっとり、賦課期日において登記簿に記載されていれば、課税されることになっています。市では改善するに当たって、土地を評価するため、現況に合わせた土地の大きさ、形状などの必要な情報が分かる、大竹市地番図を課税資料として備え付けています。この地番図は、土地の配置を示してはいますが、あくまで課税を目的とした図面であり、土地の権利関係を示すことを目的とした図面ではございません。

議員から御提案いただいた課税資料を基にした公図の訂正の申し出ではありませんが、土地所有者から相談があり、市の明らかな間違いが原因で、公図と実際の土地の位置及び形状の相違が判明したものにつきましては、公図の訂正の申し出を行ったことはあります。また、本市からの要望で、広島法務局に主導していただき、平成26年度に南栄2丁目・南栄3丁目の全域、西栄3丁目の一部及び東栄1丁目の一部で、平成27年度に新町2丁目・新町3丁目の一部、本町1丁目の一部及び本町2丁目の全域で、精度の高い登記所備付け地図を作成いたしました。

引き続き市独自で地図混乱地域の公図の訂正をしようとしたこともありますが、実施には至っておりません。公図の訂正には、測量などの費用、人員、時間がかかります。しかし、地図混乱地域を解消することは私の政策課題でもあり、前向きに検討してまいりたいと考えております。

3点目の昭和30年代の市政についてでございます。

市街地の浸水対策として、新町雨水排水ポンプ場の整備だけでなく、水路の改良が必要であると御提言いただきました。議員が示された新町1丁目地内の大竹2号雨水幹線水路内にある下水道管は、汚水と雨水と一緒に流す合流式の下水道管で、一本の管で雨水排除と水洗化が行われるようになっているものでございます。

本市では昭和30年代から下水道事業を実施しており、早くに下水道事業に着手した都市で、この合流式の下水道管が採用されています。通常は水路の下に下水道管を通しますが、御指摘の箇所では水路の下に既に企業の600ミリメートルの大きな工業用水道管が通っていたため、下水道管を埋設することができず、水路内を下水道管を横断する形で施工しました。水路の中を下水道管が横切っていることで水の流れを遮っていることは、御指摘のとおりでございます。水路の水を流れやすくするために、下水道管の下を掘り込むなどの改良を行ってはおりますが、完全な解消には至っておりません。

水路の沿線の冠水などを軽減していく上で、課題の箇所であるとは認識しており、ほかにもどのような解消方法があるか検討していきたいと考えています。

以上で日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 御答弁ありがとうございます。

最初の会議録の件は、再質問しません。



2番目の国土調査、公図のことですけれども、実際問題として今御答弁にありましたけど、大竹市内でも随分手を加えるというか、やっている部分はあって、いわゆる14号地図っていうんですかね、一番精度の高い本来の地図ですけれども、そういうものが用意された場所が大竹市内にも何か所かあるって聞いて、私正直驚いたんですけれども、面積から見ればごく一部なのかなって感じがします。

公図ということと課税ということがリンクしているわけですね、国の制度の中で。公図自体は土地の所有権とかそういう土地の政策ですよ。それに乗っかって、それを台帳課税主義という言い方もありますけれども、その公図に基づいて課税をするというのが今の税制だと思うんですけれども、例えばさっき示した例ですよ。シンプルな例ですけれども、公図と課税図面に違いがある。この公図に載っていない方に対して課税図面に載っているということは、課税してるんだと思いますが、それは同意を得てしているのですかね。

実はこの質問、9月にもしようかと思って、ヒアリングだけして終わったんですけれども、あのときは同意を得てやっていますということではあった感じがしますが、それともう一個、仮に同意がない場合に、じゃあ諦めるんですかっていうのがありますけれども、それともう一個は、現況課税ってありますよね。宅地になっても、そこに柿の木が一定の条件で植わってれば宅地扱いにしないとか、それは見て、その場で決めるわけですから、その現状がどうなっているかっていうことは非常に大事なんですけれども、こういう公図にない土地についての現況確認ですがどうなっているのかなという感じがします。

それともう一つお尋ねします。岩国大竹道路の用地買収、大分昔の話ですけれども、不明地がたくさんあって大変だったという話をある人に聞いたことがあります。大変だったっていうのは、ある意味では大変だったけど、そのことによってそのあたりは地図が訂正されたということなのかなと思うんですけれども、大型開発とか公共事業があればそれを機に地図が訂正されるのかなという気もしますけれども、大竹市が土地を買収したりするときにそういう不備があれば、その場で訂正するんでしょうか。そこを教えてください。

○議長（細川雅子） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） まず、公図にない地番の課税についてで、同意を得ているかということだと思います。

まず、議員がおっしゃるとおり、固定資産税は台帳課税主義を原則としております。そのため土地に対する固定資産税は、原則として登記簿上の所有者に課税されるということになります。公図に地番がない場合でも、課税対象となるということになります。その場合、土地の所有者情報とか土地の分合筆の経緯、地番の並び方、そういったところから推察して、公図上筆界が未確定ではあるんですけれども、例えばこの敷地の中に含まれるのが妥当というような推定ができる場合、課税図面、正式には地番図というんですけれども、地番図に公図で明記されている地番の土地の筆界線の中に併記する形で明記して、課税するということになります。

そういったことから、同意を得ているかということになれば制度上こういったことが認められておりますので、特に同意を得てはいないんですけれども、例えば、所有者の方から御相談等がありましたら、過去の経緯やその周辺の土地の使用状況を所有者に伺うなど

して、例えば賦課期日において事実上存在しない土地ということが十分調査しても認められる場合は、課税することはできませんので、所有者から土地所在不明申請書を提出していただきまして、課税保留といったケースもございます。

それと現況課税を伴っていますかということなんですけれども、年1回市街化区域におきましては、地目認定をするために現況のほうを調査しております。

それと、地番図等の所有者の方から御相談があって、地番図等の修正等が結果的に至るケースというのがほとんどですので、そういったことでは所有者の了解を得ていると考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 公共事業等で土地買収するケースについて、公図と現地が合わないということも多々見られました。

近年大きく整理した例で言いますと、市道の青木線と、名前を言いますと三興化学工業株式会社のあたりから小瀬川に向かっていく道路ですけど、拡幅する部分は少しであったんですけど、周辺の土地に形、面積とかが違うところがありましたので、そういうところについては公共事業に関する修正ということで、大きく修正した部分はございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 税っていうのは本人が同意したとか同意しないとかありませんから、所得税払いとないけんと言うても、ええよって言うわけじゃないですか。これは国民の義務であって、上からがんと来るものですからね、そこに本人の意向を聞くとかいう要素が少しでもあれば、これは税の本質をなしてないという気がいたします。

土地所在不明申請書。私、今ああいう言葉を初めて聞いたんですけども、要は何番地っていう登記簿があって、それが例えば使用者が私になっているとしますよね。でも、自分がはっきりしない、その所在地をよく知らない場合に、悪いけどわし、自分の土地どこにあるか分からんのじゃけどという書類を市に出すわけですね。そして、そうであると認めたら、それは課税を要はお預けにするということなのかなと思いますけれども、そんな書類があるんだったら、またの機会で結構ですから見せてください。

さっきから課税図面とかいろんな言葉が出てきますけど、あの右の上に、法的根拠を持ちませんっていう表示がしてありますよね。そもそもあれ、コピーすることがあるときから始まったんですけど、私今でも覚えてますけれども、油見の地区懇談会があったときに、市長もおられましたけど、元議員の方が、ほかの町は課税図面コピーしてくれるのに何で大竹市はしてくれんのやって、不便でしょうがないって。そのときに市長が、じゃあ考えようっておっしゃって、それからしばらくしてそうになりました。

結局そのとき私、深いことは理解なかったんですけども、やっぱり出しづらかったっていうのは正直あるんだと思うんですね。手で写すなら、誤差がありますから、問題が少ないということだと思いますが、ぜひ併せて公図に近づけてほしい。本当に大変なのかどうなのか分からないですけども、少しずついいですからね。

まず、言いますね。公図にないところに税金かけちゃいけないっていうような判決が、

現に裁判所でありますね。で、地方税法第381条がありますけれども、そこにざっとあって、第7項かな。要するに、課税上必要があるところは市のほうから法務局に訂正を申し入れよってというわけですよ。でも、大竹市の場合は公図の訂正なしに課税してますから、困らないわけですが、本来地番を地図の上に振っていく仕事は、法務局の仕事なんです。大竹市が地番を振る権限はどこにもないはずなんです。地番を振って、それで適当に所有者らしき人といよいよねって言って合意を取ってそこに課税をするっていうことは、それをやったら手が後ろに回るわけじゃもちろんありませんけれども、今の国が考えている課税の仕組みとは違うんですね。

だからこの課税、地方税法第381条第7項ですね。課税上支障があると認める場合、市が、課税上困るといときには、法務局に言いなさいと。そしたら法務局がそれをちゃんと受け止めて対応してくださいねというのがこの条項なんですけれども、大竹市はその、余りに多いからかもしれないませんが、公図を直さないまま課税をしていると。だから困らないわけですよ。道路交通法無視して走れば、どこに車を置いても自由ですからね。わしゃ困らんよってというのと一緒ですけども、それはルール違反なんですね。そこを、すぐには無理かもしれませんが、少しでも前へ進めてほしいと思います。

もう一個、これ土木課の方にお尋ねしたいんですけども、さっきの公図がありましたけれども、私が示したやつですね。登記簿にない土地を売買するとかで、あの分で言ったらそばに里道があるんですけども、登記簿に載ってない土地を、境界立会したいって言ったら、どのように対応されますか。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 個人でお持ちの土地で、登記簿に地番が載っていない場合。当然道路とか水路に接する場合には市のほうに境界立会の申請を出されてくることはあります。

現在、申請を受ける中で、民地と官地との境については大竹市のほうもそこを確認するんですが、民地の中に、多分個人の土地の中に二筆、記載は1つですが、二筆、三筆ある場合、ここについては中の整理については、こちらのほうは特に求めることはありません。境界立会については、官地と民地ということでの決定のほうは、今、市で決定をしているという、手続を行っています。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 公図に地番がないところは課税をしてはいけないという判例があると言われたんですけど、それは私が存じ上げてないんですけど、私たちの解釈は、台帳課税主義ということで、まずは登記簿に地番があれば課税します。ただ、現地にも、現地というか実態として土地が存在しない場合は、これは課税できません。そういうふうに解釈しております。

○議長（細川雅子） 日域議員。4回目です。

○14番（日域 究） 私も、裁判の判決って簡単に書いてあって、読みにくいんですけども、さっき最初に私が壇上で話をしましたけど、土地っていうのは区画があって、それを筆って言うんですね。筆には番号が1個ついているのが当たり前なんですけれども、そこに2つついているっていうことは、2つの地番に1つの筆でかけてるわけですから、こ

れは二重課税だって。これは不動産鑑定業者なんかの一番まともな組織ありますよね、一般財団法人日本不動産研究所かな。そこのホームページに出ています。そこに一回電話かけたら、地番が不正確な場合は鑑定を断ることがありますって言われましたけど、それはさておいて。

だから、今やっていることをやめろという気はもちろんないんですけども、要するに公図をちゃんとしようというのが国の考えですから、それをなしに取りあえず済まそうという便宜的なことはやめなさいということだと思っんです。じゃあ困ると言ったら、じゃあ公図を直しましょうよと。

それでさっき市長が答弁でおっしゃいましたけど、意外に大竹市もあちこちやってるわけですよね。そんなに大変なのかって、大変ですけども、やったらいいと思いますし、それとこれ考えてまして、筆界と所有権界っていう難しい言葉あるんですけども、ここがもともと土地の境界だったとしても、いつの間にか自分がこっちまで使ってたとか、使っているということあるわけですよ。でも、筆の境はこうなんです。ここです。出っ張って、出っ張ったまま、20年、30年使ったら、境界はここですけど、ここまで自分の土地ですからね。おまえ引っ込めということはないですよ。これは民法にありますから、20年以上ですよ。たとえ自分がそれを知っていたとしてもですよ。平穩かつ公然と所有というか、占有していたら、自分の物になる。これは私、裁判で受けましたから、実際に。あるんです、あの民法生きてるんです。

だから、この筆界っていうことと所有権界は別だということを言えば、この地籍調査っていうのは、私はもっと楽になると思いますよ。それ、すごく難しくてなかなか理解してない人が多いと思います。皆さん方もそこを分かってないんじゃないかと思いますが、それも含めてもう一回勉強してほしいと思います。

さっきの立会のことですけど、よく聞こえなかったんですけども、その所有者が誰か分からないけど、民地と官地の間はこうですよとやるんだっていうことですか。もう一回お願いします。

よく土地家屋調査士の方がやりますよね。棒を持って写真撮ったりしますけど、誰か分からん、公的にはですよ、大竹市の文書には法的根拠を持ちませんって書いてあるわけですから。税金を払ったらその人のものですか。そういうことはないですよ。私の知ってる人が、自分が借りた家に勝手に増築をして、それを市民税務課に言って、わしが増築したって言うわけですよ。そして、僅かなことですけど、家屋の固定資産税をわざわざ払うんですよ。それで払ったその領収を持って、あれわしんじやって言う人がいましたからね、私の知った人に。ある弁護士からそういう書類をもらったことがありますけど、知りませんって返したら終わりましたけど。

だから、課税をしたから本人のもんだっていうのは、これは全然理論は違いますから。誰か分からない者との間で境界立会するのかということ、もう一回お答えください。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 官地と民地の境界立会でございますが、申請者は名前を書き、住所を書き、登記簿を出しということでございますので、市も誰と分からない方と立会する

ということをごさいます。ただし、代理人として土地家屋調査士であったり司法書士、そういった方と立会することはごさいます。ただ、相手はあくまでも明確であり、そして、現地で境界の1点、1点、官地と民地の確認をいたします。そういう状況で行っております。

○議長（細川雅子） 次、5回目です。日域議員。

○14番（日域 究） 立会するからには官地があつて、それに隣接する土地の持ち主から申立てがあつたりするんじゃないんですか。私があさつてのほうを、あそこの立会したいって権利も何もない人間が言ったら困るでしょ。ここで結論は出ないかもしれませんが、やはりいろんな意味で土地がはっきりしないということは、まちづくりとかまちおこしとか活性化とか言いますけれども、物すごく難しいわけですよ。それを土地買って、じゃあ宅造して転売しようっていうそういう開発業者から見たときに、公図が見られていたら、いつ売却できるか分からんわけですよ、売り出せるか。その後、避けますからね。そういうところが大竹市にいっぱいあるということは、大竹市はもう地雷原かもしれないわけです。

だからそこは、地味な仕事にはなりますけれども、逆に市民に理解を求めながら進めていってほしい。隠すんじゃないで、実はこうなんだと。でも、まちのために協力してくださいって言えば、私は可能であるし、それが本来のやり方じゃないかなと思います。これはいいです、終わります。

さっきの次の3番目ですね。水路の問題は、あの現場は川の中に入って私が写真を撮ったんですけども、面白いとしか言いようがありませんけれども、もともと川の流れは自然流下ですから、重力で流れるような川ですよ。それで公共下水道も基本的にポンプじゃないから自然流下ですよ。だからあの設計をするときに、邪魔なものがあつたら下に潜ろうとかいうことは、普通じゃ考えられませんから、相当前からここからここまで物を流すのであれば、そこがどうなっているか調べないとできないと思うんですけども、しかもあの川は大昔からあると思いますけど、工業用水もどっちみちあの時代でしょ。戦前からあるのかどうか知りませんが、それで工業用水は水圧があるんだと私は思ってますから、工業用水はどうかすると、そこでかわしても、それは水圧で流れていきますけれども、自然に流れていくものは水平交差不可能ですから、そのぐらいのことは土木に関わった技術のある方であれば当然分かってるわけで、多分その辺も大急ぎでやったということなんでしょうね。

正直言って、どういう思考回路であんな図面書いたのかなっていうのがあるんですけども、何か一言。もう一步踏み込んだ御答弁が欲しいなと思います。

○議長（細川雅子） 上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 正直、当時どういった細かな経緯で、あそこに公共下水道の合流管を設置したということにつきましては、詳しく御答弁できる資料を持ち合わせておりませんが、支障になるものがあるということで、市長の答弁でも申し上げましたが、水道管の下を掘る等の解消措置を途中で取らせていただいているところでございます。

また今後も、市内何カ所か支障がある下水道管があるところにつきましては、ほかにど

のような方法、この場所においては追加でどのような対策が取れるかということを検討していきたくて考えているという答弁しかできないことを、お許しいただければと思います。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 本当に考えたら考えるほど面白いんですけども、とにかく公共下水道っていうのはポンプで押ししたり、上げたり下げたりっていうことがあるのかどうか知りませんが、工業用水道は当然、水圧がかなりあると思います、知りませんが、多分そうだと思います。

それで考えてみたら、下水道管をこうするわけにはいきませんよね。上げたり下げたり、ポンプで押しせば別ですけども、上げたり下げたりするわけにはいかない。川の水も自然に流れているものですから、あそこで川を上げるっていうわけにもいきません。

工業用水道はどうにでもなる、お金さえあればどうにでもなりますけれども、でも工業用水道は地下に潜っているわけですから。例えば、工業用水がなかったとしますよ。工業用水道の管がなかったとして、じゃああの川の下を潜らせるはずだったんですかね。そしたら、あの高さになぜいるのっていう気がしますがね。もともと川の下を潜らせるつもりで来たらここに工業用水管があったのであれば、ぶつかって終わりのはずなんですけれども、あそこだけ上げたんですかね。工水の管をかわすために、あそこだけ上に上げて川にぶつけたんですかね。

その当時の人間の立場になってみたら、頭の思考回路が成り立たないわけですよ。知らなかったんじゃないかなあ位置にならないはずですから。知らなかったら工業用水道の管にぶつかるはずですよ。何で川の中に入ったかっていったら、余りにもおかしいでしょ。小説を書くとしても成り立ちませんよ、これじゃ。だから余りにも面白いんですけども、何はともあれ大変だと思いますけれども、こういうことをよろしく対応してください。お願いします。

質問を終わります。

○議長（細川雅子） 以上で一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第84号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第84号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について説明申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。

この委員のうち、前田興二氏が令和3年3月4日をもちまして任期満了となります。前

田氏は、平成21年3月5日から固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第84号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって議案第84号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第9〔一括上程〕

議案第85号 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について

議案第96号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）

議案第97号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第98号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第99号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第100号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第4、議案第85号延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理についてから、日程第9、議案第100号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る6件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第85号及び議案第96号から議案第100号までにつきまして、一

括して説明申し上げます。

初めに、議案第85号延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律による延滞金の割合の特例の改正に伴い、延滞金等の割合の特例等について所要の改正をするため、関係条例を一括して改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条から第10条までの各条例につきまして、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改める等の字句の修正を行うものでございます。

また、延滞金または遅延利息の額の計算において、加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%とすることを規定するものでございます。

施行期日は、地方税法の一部を改正する法律の施行に合わせて令和3年1月1日としており、経過措置として、令和3年1月1日以前の期間に対応する延滞金または遅延利息については、改定前の規定を適用するものとしております。

続きまして、議案第96号から議案第100号までの各会計補正予算につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに31ページからの議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7,194万5,000円を追加し、予算総額を215億5,721万2,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により39ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、2,216万円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、各種証明書のコンビニ交付を実現するためのシステム構築委託料3,378万4,000円を計上するものでございます。また、特別定額給付金給付事業の終了により、不用額を整理するものでございます。

第3款民生費は、1,492万8,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費として、公立保育所の消耗品費200万円、私立保育所等への支援として350万円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、8,073万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、院内感染を防ぎながら患者への診察が適切に行えるよう、医療機関への支援として2,214万円、健やか安心基金積立金5,859万円を計上するものでございます。

第6款農林水産業費は、214万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、漁業集落排水特別会計への繰出金を計上するものでございます。

第7款商工費は、1,651万7,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、広島県における



緊急事態措置等による休業等の要請に協力し、休業期間中に雇用を維持等した事業者への支援金について、大竹市の負担額が確定したため減額するものでございます。

第8款土木費は、2,945万6,000円を減額するものでございます。

主な内容といたしましては、恵川橋歩道整備工事1,350万円、御園集会所解体工事650万円を計上するものでございます。また、今年度内の整備が困難となった晴海臨海公園整備事業に要する経費を減額するものでございます。

第10款教育費は、204万4,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、中学校費に小規模工事95万3,000円を計上し、新型コロナウイルス感染症拡大により延期となった事業に要する経費を減額するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、37ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、第2次交付分の2億4,836万5,000円を計上するほか、歳出を計上しております事業に対する国庫補助金を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県補助金844万2,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について、市営住宅基金の繰り入れ及び財政調整基金による財源調整などを予定しているものでございます。

第21款諸収入は、62万5,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大により事業が延期となったことに伴い、スポーツ大会参加料の減額をするものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて620万円を増額するものでございます。

34ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

35ページの第3表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

35ページの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

続きまして、47ページからの議案第97号令和2年度漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ214万4,000円を追加し、予算総額を3,603万1,000円にするものでございます。

主な内容といたしましては、管渠施設改修工事110万円、処理場改良工事104万4,000円を計上し、歳入として一般会計繰入金を計上するものでございます。

続きまして、51ページからの議案第98号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ36万2,000円を追加し、予算総額を6,775万円にするものでございます。

内容といたしましては、令和元年度の決算剰余金について、一般会計への繰出金及び県への納付金をそれぞれ18万1,000円計上し、歳入の前年度繰越金で調整するものでございます。

続きまして、55ページからの議案第99号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ588万4,000円を追加し、予算総額を29億2,742万6,000円にするものでございます。

内容といたしましては、報酬改定等に対応するためのシステム改修委託料を計上し、歳入として国庫支出金及び一般会計繰入金を計上するものでございます。

続きまして、59ページからの議案第100号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ732万6,000円を追加し、予算総額を5億1,423万2,000円にするものでございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金につきまして納付額が確定したため、保険料等負担金を652万1,000円、税制改正に対応するためのシステム改修委託料を80万5,000円計上し、歳入として国庫支出金及び一般会計繰入金を計上するものでございます。

以上、議案第85号及び議案第96号から議案第100号までの提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細川雅子) これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第96号は総務文教委員会に、議案第85号及び議案第97号から議案第100号に至る4件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第86号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

○議長(細川雅子) 日程第10、議案第86号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長(三原尚美) 議案第86号大竹市役所支所設置条例の一部改正について説明いたします。

大竹会館改築等事業に伴い、支所機能を一時的に移転しておりますが、改築完了後に大

竹会館内に戻すため、大竹市役所支所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。本条例中、大竹市役所大竹支所の位置を、元の大竹支所と同じ敷地を示します大竹市本町一丁目9番3号に変更するものです。

また、附則において、施行期日を大竹会館内の事務所で業務を開始する令和3年2月15日と規定をしています。

以上で、議案第86号の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第86号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第13〔一括上程〕

議案第87号 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

議案第88号 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について

議案第89号 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第11、議案第87号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてから、日程第13、議案第89号大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第87号から議案第89号までにつきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第87号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

大竹市総合福祉センター設置及び管理条例第6条の規定に基づき、大竹市総合福祉センターの指定管理者を指定しておりますが、令和3年3月31日をもって、指定管理期間が満了いたします。これに伴い、新たに指定管理者を指定するのに先立って、本条例第6条の指定管理期間を3年から5年に改正するものでございます。

大竹市総合福祉センターは、条例に基づき、3年を指定管理期間として指定管理者を決定してきました。この施設は市民の福祉の推進を図るため、在宅福祉及び地域福祉推進の拠点であり、施設の性質上、専門的な知識や豊富な経験を有する職員等により、継続的・安定的な運営を行う必要があります。

このため、指定管理期間を延長することにより、受託者がより人材の育成と確保をしやすく、安定的なサービスの提供や事務の合理化が期待できると考え、指定管理期間を

3年から5年に変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第88号大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

大竹市地域福祉会館設置及び管理条例第6条の規定に基づき、大竹市地域福祉会館の指定管理者を指定しておりますが、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了いたします。これに伴い、新たに指定管理者を指定するのに先立って、本条例第6条の指定管理期間を3年から5年に改正するものでございます。

大竹市地域福祉会館は、条例に基づき、3年を指定管理期間として指定管理者を決定してきました。この施設は広く市民に開かれた地域福祉推進の拠点であり、施設の性質上、専門的な知識や豊富な経験を有する職員等により、継続的・安定的な運営を行う必要があります。

このため、指定管理期間を延長することにより、受託者がより人材の育成と確保をしやすくなり、安定的なサービスの提供や事務の合理化が期待できると考え、指定管理期間を3年から5年に変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第89号大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例第10条の規定に基づき、大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者を指定しておりますが、令和3年3月31日をもって、大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理期間が満了いたします。これに伴い、新たに指定管理者を指定することについて、本条例第8条の指定管理期間を3年から5年に改正するものでございます。

大竹市養護老人ホームゆうあいの里は、条例に基づき、3年間の指定管理期間とし、指定管理者を決定してきました。当該施設は老人福祉法に基づき市が行う措置業務を行う施設であり、施設の性質上、専門的な知識や豊富な経験を有する職員等により、継続的・安定的な運営を行う必要があります。

指定管理期間を延長することにより、受託者における人材とその育成期間の確保による安定的なサービスの提供や事務の合理化が期待できると考え、指定管理期間を3年から5年に変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第87号から議案第89号までの説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

日域議員。

○14番（日域 究） すみません、1つだけお願いします。一斉に期間が5年になるんですけども、何か法律の改正とかあったんだったら教えてほしいんですが。そうじゃないんだ

ったらたまたまですかね。すみません、気になったもので。

○議長（細川雅子） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 提案理由で説明申し上げましたとおり、特に法律の改正とかがあったということではなくて、サービスの提供の向上であるとかそういったことを含めて総合的に判断いたしまして、3年から5年に延ばすことが必要であろうと考えて提案をしたものでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 議案第90号 大竹市総合市民会館条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第14、議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成27年9月に国において勤労青少年福祉法等の一部が改正され、勤労青少年福祉法が青少年の雇用の促進等に関する法律に改められたことに伴い、勤労青少年ホームの設置の規定が削除されました。また、会員も著しく減少しており、総合市民会館3階の勤労青少年ホームを活動場所としているサークルはない状況でございます。

時代背景の中で、本市が勤労青少年の活動のための施設を設置し、勤労青少年の活動を支援することの役割は終えたと判断し、勤労青少年ホームは廃止した上で、実態に即した形で、勤労青少年ホームとして使用していた場所を中央公民館に転用するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の具体的な内容について御説明をいたします。

本条例の勤労青少年ホームに関する規定を削除し、及び勤労青少年ホームの使用料を中央公民館の使用料に移行するものでございます。

また、3階の音楽室及び軽運動室について、1時間までごとに中学生以下の者は30円、その他は100円とする個人使用の区分を新設するものでございます。

その他、娯楽談話室を談話室に、料理講習室を料理講習室（2階）及び料理講習室（3階）に名称を変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第90号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第90号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15 議案第91号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第15、議案第91号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 佐伯和規 登壇〕

○消防長（佐伯和規） 議案第91号大竹市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

令和2年8月27日に、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、対象火気設備等のうち、急速充電設備に関する基準を、国が定める基準に合わせ変更しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、電気自動車用急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大し、併せて火災予防上必要な措置を講じるため、急速充電設備本体その他の部位等に応じて、それぞれ安全対策に関する規定を定めようとするものでございます。

また、全出力50キロワットを超える急速充電設備の設置に関し、事前の届出が必要となる規定を追加しようとするものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日とし、施行の際既に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備には、改正前の基準を適用する経過措置を定めております。

以上で、議案第91号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第91号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 6 ～日程第 1 8 [一括上程]

議案第 9 2 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

議案第 9 3 号 指定金融機関の指定更新について

議案第 9 5 号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第92号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてから、日程第18、議案第95号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る3件を一括して議題といたします。提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 中村一誠 登壇]

○総務部長（中村一誠） 議案第92号、議案第93号及び議案第95号につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第92号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。

広島県市町総合事務組合は、現在、8市、9町、9一部事務組合、1広域連合の合計27団体により組織されています。

このたび、本組合の構成団体である世羅三原斎場組合が令和3年3月31日をもって解散し、同年4月1日から本組合を脱退することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第93号指定金融機関の指定更新について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本市の公金の収納及び支払い事務を取り扱う指定金融機関として、株式会社四国銀行を指定しておりますが、その指定期間が来年3月31日をもって満了することになっております。

このため、昭和39年に指定金融機関制度が始まり指定されて以来、事故なく56年間公金収納及び支払い事務を遂行してこられた実績から、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定することが本市の実情に適していると考え、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、指定期間を更新しようとするものでございます

続きまして、議案第95号大竹市マロンの里指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として施設の利用促進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。この間、この施設の設置目的でもあります農村と都市の交流を初め、地域製品の販売促進等、円滑な管理運営が図られてきており、このたび引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定したいと考えております。

なお、指定管理期間につきましては、現在、3年間の複数年契約としているところですが、現在、県内の農業協同組合において合併の協議が進んでおり、令和4年度以

降の体制が不明瞭なことから、指定期間を令和3年度の1年間とし、地域全体が一層活性化されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議案第92号、議案第93号及び議案第95号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第19 議案第94号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第19、議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、9番西村議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例第7条の規定に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。

この結果、休憩所内での自主事業の開催など施設の活用が図られております。また、建物の維持管理につきましても、適切に管理されています。

指定期間は本年度の3月31日までとなっており、引き続き令和3年度から令和5年度の3年において、三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議案第94号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第94号は総務文教委員会に付託いたします。





日程第20～日程第21〔一括上程〕

議案第101号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第102号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第20、議案第101号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第21、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 議案第101号及び議案第102号につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第101号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出の修繕費の増額及び企業債償還金の増額を行うものでございます。

まず、修繕費の補正につきましては、本年7月から8月にかけて発生しました、県道乙瀬小方線・御園橋付近で工業用水道管の漏水補修費用として、約510万円の修繕費を支出しました。緊急を要する工事であったため、予算については流用で対応させていただいておりますが、今後の緊急漏水工事等に対応するため、営業費用中、給配水費の修繕費を300万円増額し、総額を4億7,406万円とするものでございます。

次に、企業債償還金の補正についてでございますが、過去に借り入れた企業債のうち、令和2年中に利率見直し時期が到来したものについて、借入れ先から提示された見直し後の利率が想定していた利率よりも低く、当該企業債の償還方法が元利均等方式であったため、令和2年度の利息支払い額が下がった分、元金償還額が増加し、予算額を超過したため、企業債償還金の不足見込み分15万3,000円を増額して、資本的支出の総額を4億9,301万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

このたびの補正予算は、資本的支出中、建設改良費の管渠工事費の増額を行うものです。管渠工事については、市内の新築住宅等への下水道取付管及び公共ます設置のため、予算計上しているものです。本年度は、新築住宅等の建設に伴う下水道取付管及び公共ます設置の件数が、例年と比較して1.5倍以上に増加しており、当初予算額では不足する見込みであるため、資本的支出の建設改良費を、今後の不足見込み分1,800万円増額し、資本的支出の総額を7億4,339万3,000円とするものでございます。

また、この資本的収入及び支出の補正に伴い、業務の予定量の主要な建設改良費を増額しようとするものです。

以上で、議案第101号及び議案第102号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承

認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第101号及び議案第102号は、生活環境委員会に付託いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は13時を予定しております。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 5 5 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に続いて会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

**日程第 2 2 令和 2 年陳情第 1 号 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情**

○議長（細川雅子） 日程第22、令和2年陳情第1号大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和2年陳情第1号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第 2 3 令和 2 年陳情第 2 号 議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情**

○議長（細川雅子） 日程第23、令和2年陳情第2号議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和2年陳情第2号は、会議規則第141条第1項のただし書の規定により、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 山崎でございます。

ただいま議題となっております、受付番号第120号大竹市栗谷町谷和甲218番地谷和自治会二井博文ほか510名の、議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情について、この陳情について陳情文を議会で朗読しない、しかも即決ということではありますが、本陳情については510名にも及ぶ地域住民の皆様が署名をされて、印鑑までつかれて陳情者として提出されたものだと思うわけでありまして。そういった住民の声を議会で、実質的

に審議もしないで即決で決めてしまうということについて、私は非常にこんな議会運営をしとったら大竹市議会は住民から見放される、大竹市議会自らが政治不信をつくっていくと、そういった危機感を持つわけであります。

そういったようなことから、この陳情文についてはきちんと陳情文書表を朗読し、そして、510名のことをしっかりと審議すべきだと考えるわけですが、即決になる理由についてお伺いをしたいんですが、どういうふうに御答弁をいただけるんでしょうか。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（細川雅子） この取り扱いについては、先般行われた議会運営委員会においても説明を事務局からいたしておりますが、昨年9月に提出された陳情書は、今年3月の定例会で不採択と決まっております。また、陳情事項から付託先は常任委員会、議会運営委員会ともに適当でないと考えられるために、大竹市議会会議規則第141条第1項のただし書規定により、委員会付託を省略して即決とするものでございます。

以上です。

山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま御説明をいただきましたが、昨年12月議会で諮られ、3月議会で否決された陳情につきましては、谷和地区における太陽光発電建設計画に反対を決議してほしいという陳情書でありました。

今回の陳情書は、この陳情の中にありますように、議会基本条例をしっかりと守ることを誓うこと、大竹谷和大規模太陽光陳情書を議会基本条例に沿って再審議して、広島県に対して大竹市議会として以下の3つの理由で建設場所にふさわしくないと意見書を送ってほしいと、こういった陳情でありますから、3月に否決された陳情書の内容と全然違うわけであり、あのときには陳情書に反対してほしいということであったんですが、今回は意見書を採択して県知事に送ってほしいということでありまして、全然質が違うわけで、しかも同一の会議、例えばこの12月議会で同じ議案を2回出したらいけんということはあるけれども、今回の陳情ははるか9カ月前に不採択になった陳情と全然質が違うわけでありますから、これは私は真摯に審議し、市民の前に明らかにすべきだと思います。

この陳情文書表を朗読されんということの中で一番大事なのは、2ページ目の中段にあります、就任あいさつから2日後に陳情書が出され、その9日後に議会の要職の3議員（議長、総務文教委員長、生活環境委員長）が陳情書から要望書への変更要請があり、議会での審議をしない要望書にかえて、大竹市民に内容を知らせたくなかったのでしょうか。と、こういった議会に対する不信と言いましょうか、疑問点を投げかけておるわけであります。

だからこそ私は議会として、議会基本条例にのっとって審議すべきだと。住民の皆さんは議会基本条例に期待をされているわけですよ。いい文章でいいものができておる。しかし、それは中身が伴ってないじゃないかというのが、この陳情の趣旨だと思うんです。

そういったことから考えると、議会議員自らがもう一度原点に立ち返って、住民の皆さんの意見をしっかりと審議するという姿勢が必要だと思うわけです。

そういったことの、本当に議会基本条例に立ち返って審議するという姿勢について、議長としてどのように思われていらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいんですが。

○議長（細川雅子） まず、陳情文書表を読み上げなかったことにつきましては、いつからそうになっているかと私も正確には記憶がございませんが、既に皆さんに陳情文書表を配付しております。そういうことで再度読み上げる必要はないであろうということで、このところ読み上げさせていただいておりません。そこは御理解ください。

もう一つ、陳情項目は議会基本条例をしっかり守ることを誓うこと、これ1点目でございます。これに関しては付託先はなかなか現実的に見つかりにくいと。どこに付託するかというのがはっきりしないということです。

2点目につきましては、前提として再審議をしてと書かれております。それにつきましては既に今年3月の定例会で結論が出ているという解釈でございます。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） ただいまの同僚議員が再審議をするべきだという意見がありましたけれども、今、自分の思いを語られただけで、私たちは内容は同じと考えております。それでまた議会運営委員会でもそのような意見もございませんでしたので、これは適当な判断だと思っております。

○議長（細川雅子） よろしいですか、山崎議員。

山崎議員にお尋ねいたします。先ほどから付託すべきだといったことをおっしゃっていますが、それは動議として意見を言われているのでしょうか。そこをまずお願いいたします。

○13番（山崎年一） 質疑はございませんかという問いかけでしたから、今質疑をしておると私は認識をしておるんですけども、質疑は3回までということで、もう一回ありますので、もう一度お願いします。

陳情ですから住民の陳情である以上、しっかりと議会で審議すべきだというのが私の意見です。同時に再審議と言われても、3月に否決された谷和地区太陽光発電建設計画に反対の決議をしてほしいという陳情だったんです。今回はその陳情じゃなくて、冒頭にあります議会基本条例を遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情ということでありますから、内容は全然違うということをお願いして、ぜひ審議すべきだと思っておりますが、そういったことについてもう一度お願いをいたします。

○議長（細川雅子） 議会運営委員会ですっきりと検討されたということでございます。

以上です。

他に質疑はございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 基本的には陳情者の思いを議会が真摯に受け止めて、所掌の委員会なり十分な審議が保障できるような運びにするのが、非常に大事なことだと考えております。

それで本題に入る前に市長にお尋ねするんですが、市長も今回谷和から出るとる陳情書の中にも、市民の飲み水が汚染される心配があるとか、あるいはその河川の災害につながる心配があるとか、天然記念物のオオサンショウウオの生息が心配されるとかということも

盛り込まれておるんですが、市長は県が許可する過程で、いろいろ市として心配になるものもろの事柄について、意見も述べ、要請を含めた市としての対応を求めてこられました経緯は私もよく知っておりますし、その文書なるものも読ませていただきました。

それで今回改めて谷和の皆様からの陳情を議会としてどう受け止めるかということが今、問われておるわけですが、そこで市長として改めてこの谷和の皆さんの心配についての基本的な事柄として、事業の進行状況等についての立入検査権を県に求めるという意思はありませんか。改めてそのことをお伺いしておきたいと思います。答弁できれば答弁してください。

それから2つ目に、なぜ我々が所掌の委員会で十分な審議をするべきだということを強く主張し、議会の皆さんの同意を得たいと思うのかということの第1に、開発業者が事業の執行に当たって、その計画書の末尾に、水質は悪化しますという数値まで上げて計画書を出しておるんですよ。恐らく執行部の、市長を初め担当の皆さんは、目にこれは留まったと思うんですね。そういうことは今まで審議の対象になっていない。

それからもう一つは、事業実施の許可条件。これは県の宅地開発要綱に基づいてやることを許可しとるんですよ。あれだけの大規模なメガソーラーという開発事業をやるというこの事業実施に当たっての要綱は、ないんですよ。ならば宅地開発要綱なるものは、どういうものなのか。そういうことを議会で審議したことはありませんよ。

そういうことを踏まえれば、改めて今回出された陳情を我々は素直に受け止めて、十分な審議を尽くすというのが道理じゃないですか。それは議会としての誠意ある対応じゃないですか。私はそういうふうに思っております。

したがって、この場で既に1回審議をして否決したんだと、県も許可しとるんだということで、即決だという扱いをすること自体が、市民から負託を受けて議席を得させてもらっている我々として、それでいいのかどうか。このことを改めてお互いに考えてみて、皆さんの声が生かされるような議会としての役割を果たすと、そういうことでこの陳情については所掌の委員会に付託をして、十分な審議が進められるようにするべきだということをお願いもし、そうしてもらいたいという思いを述べさせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員にお尋ねいたします。

最後をお願いしますという言い方をされてましたが、これは委員会付託をするべきという動議でございましょうか。

〔発言する者あり〕

○16番（山本孝三） 動議じゃろうが何じゃろうが、趣旨を聞いたら分かるでしょうがね。そんなことを形式ばって言わんでも。動議でなけりゃ機会ができん言うんなら、動議で。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） 分かりました。

ただいま山本議員より動議が出されました。今、動議とおっしゃいましたよ。

それでは動議としての取り扱いの前に、1点目に市長に質疑がございましたので、市長のほう、いかがでしょうか。事前通告と違う内容なので、答えられるかどうかですが。

市長、お願いします。

○市長（入山欣郎） 今回の件については、許可権者は広島県でございます。広島県がちゃんと計画どおりにやっているかどうか、また、実行しているかどうかということについては、立入りする権限は県でございます。大竹市のほうでは、県が立入検査するときには同行をさせていただき、ということをお願いをいたしております。

大竹市職員の間では、十分に水質検査等いろんなことに、その他のことにつきましても判断する知見を十分に持ち得ていないということもあります。だからその辺は県の知見をしっかりと見せていただき、その中から判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 市長に、重ねてお願いを兼ねた質問をさせていただくのは僭越かも知れませんが、御承知のように、地所は違うが廿日市市が県の許可を受けて、嵐谷というところでメガソーラーの開発工事をやっとならうでしょう。あれの許可要件は、岩が出張ると、その岩を取り除いて、木とか、樹木などを山肌から剥ぎ取って工事をするパネルを貼りつけるということを許可をしてないんですよ。出張っている岩を取り除いて山肌そのままでもパネルを貼るという許可要件になっているんですよ。それを業者のほうは、山肌も全部剥ぎ取って、それで雨天の場合にはシートを張って、土砂が下の川や道路に流れ込まないように対策を取るといことも工事要件になってるんですよ。そんなこと一切やらない。誰も立入検査もしない。規制もかけない。これが嵐谷の実態ですよ。

それから高祖谷もそうですよ。我々が現場に行くと、どのような工事をおやりにならうかということ現場でも見たいと思って行くと、工事をやりよる人たちが、何しに来たんじゃと言うて、追っかけ回すんですよ。現場に立ち入ることさえできんですよ。じゃあそういう現場に許可を出した県や廿日市市が一度でも立入調査を実施したかと言ったら、してないんですよ。

そういう実態が現に大竹市民にも迷惑をかけ、あの弥栄の湖に大量の土砂が流れ込んで、飲み水を汚染している一因にもなっているという現実があるじゃないですか。そういう実態を踏まえて、我々は谷和の皆さんが心配されることについては、同じように将来にわたる飲み水の汚染を心配し、河川の災害を心配しているんです。天然記念物のオオサンショウウオの保護についても、工事をやるエリアの中のことしか県は文化庁に意見を上げてないんです。周辺の水路に生息している今のオオサンショウウオの保護対策については、県も何ら文化庁にその対策なり保護についての意見を上げてないんですよ。だから文化庁は、今から3万数千のパネルを貼る工事エリアだけのことしか答えを出してない。それをもってオオサンショウウオの保護は大丈夫だということを、よく言うと思うんですよ、私は。

そういう今の行政の在り方についても、実際の今住んでおられる皆さん、将来にわたっての子供や孫、それに責任を負う行政の在り方、議会の在り方がどうかということが今、問われとらうでしょう。そういうことをよくお互いに考え、皆さんの心配が払拭できるように、行政も議会もその役割を果たしていくべきではないかということ私には、私自身にもそのことを言い聞かせるとともに、皆さんにもそのことの理解をぜひしてほしいということをお願いをして、私の意見にさせていただきます。

○議長（細川雅子） 市長、ありますか。どうぞ。

○市長（入山欣郎） 県も廿日市市も立入検査してないかと言いますと、立入検査をし、不備があったところについては嵐谷のことについては訂正をさせ、今違う形での申請をされ、そのことが多分許可が下りてきているんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（細川雅子） 先ほどから山本議員、意見をおっしゃっておりますので、動議ではなかったという判断をいたします。

他に質疑はございませんか。

原田議員。

○3番（原田孝徳） このたびの陳情の趣旨というものは、昨年9月の陳情が提出された際に、先ほど山崎議員のほうからもお話がありましたように、陳情文書表の内容を読まれてお話がありましたように、非常に不誠実な行動及び対応があったということは、事実であるのではないかと思います。それに陳情者に対して丁寧な回答がなかったということで、陳情の審議過程に問題があったのではないかとということで、今回陳情が出されているものだ、私は理解しております。

今回、特に議会基本条例というものをしっかり守った上で、改めて審議をしてくださいというものでありますから、前回出されたものとはまた別のものであると、私は解釈しております。

陳情の不採択からもう9カ月たっておりますし、その後、工事がどのようになっているのかとかいうのも、状況も随分と変化しているんじゃないかと思われまますので、そういう現状の情報提供をまずしっかりしてもらったり、そういうことも必要ではないのかなど。谷和ですから、大竹市の中で行われている事業ですから、そういうところは今どうなっているのかというのを改めて聞く機会っていうのを設けても、私は問題ないのかなと感じております。

今回、特に議会基本条例ということを書かれておりますけれども、まさに今この議会基本条例について、議会の姿勢が問われているんじゃないかと思えますので、結論がどうであれ、少なくとも即決ではなく総務文教委員会のほうに付託して、そのあたりのことをしっかり審議すべきではないかと思います。

○議長（細川雅子） 今のは御意見ですね。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けているので、発言を許可します。

小中議員。

○4番（小中真樹雄） 私は、この陳情第2号、再審議に反対の立場から討論いたします。私はこの陳情書に書かれてありますように、3月議会で水質汚染の危険性ということに

鑑みて、県が許可したにもかかわらず抗議の意思を込めて採択すべきだと主張しましたが、賛成少数で否決されました。大変不本意でじくじたるものはありましたけれども、議会政治の中で考えて、それは私は、くろがねグループとは全く別で、個人の良心に従って採択に賛成して否決されましたが、その出た結果に対してはそれこそ、これをこういう手法でひっくり返そうとするのは、もう議会政治の否定というか、今までやってきたことというか、今までの議論の否定につながると思います。

私は、否決されたけれども、その議決の経過及び結果に瑕疵があるとは思いませんし、認識しませんし、新たな事実が出てきたとも思われませんし、さらに一部の議員に対する根拠のない誹謗中傷に近いものが見られることから見ても、私は採択に反対します。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま議題となっております、議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情について、私は賛成の討論をいたします。

本件陳情については即決という提案であります。本陳情の趣旨は市民が提出した陳情審査において、議会基本条例を遵守して基本条例に沿った審査をしてほしいというものであります。大竹市議会には議会基本条例が制定されております。その条例の前文では、議会は市民から直接選挙で選ばれた大竹市議会議員による合議制の機関である。私たちはその使命を達成するために、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指し、ここに議会及び議員の活動原則を定めると前文で書いてあります。本件陳情を審査することなく即決とすれば、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指すことに反すると思うわけでございます。

住民の皆さんは、この議会基本条例の制定された経緯や条文に期待をされ、議会基本条例の精神にのっとり審査していただきたいとの期待を持って、陳情を届けられたのであります。510名にも及ぶ近隣住民の皆様の期待を裏切る即決などは、すべきではありません。委員会付託をされ、真摯に陳情の審査を行うべきと考えます。住民から提出された陳情を委員会に付託することなく即決することは、住民の願いを踏みにじるものに当たります。

議会基本条例の第1条では、市民福祉の増進と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。とされ、第2条の第2項では、議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努め、まちづくりの活動に取り組むものとされております。第3項では、議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決または運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。第4項では、議会は、市民の議会への関心が高まるように、分かりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとするなど、議会基本条例の条文は、今回の陳情の即決と相入れないものとなっております。

このような行為が平然と行われれば、議会は住民から見放され、議会不信、政治不信を招くことは明らかであります。いま一度振り返り、市民の信頼を取り戻すために陳情を真摯に審査すべきと申し上げて、即決に反対をいたします。失礼しました。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。



北地議員。

○8番（北地範久） 私は今回の陳情第2号については反対の立場で討論いたします。

本陳情は、昨年9月に提出された陳情の再審議という内容の陳情となっております。この陳情は先ほど市長のほうが言われたように、広島県知事の権限に関する谷和地区の林地開発許可申請に関するものでございますけれども、これも既に許可が下りております。これは大竹市の権限外ということもあり、既に3月議会において不採択の採決がされているものでございます。

今回の陳情書の内容におきましても、指摘事項として、丸5つあるんですけれども、その中でも1番の陳情書から要望書への変更要請があったと書かれてございますけれども、私も現地に行った当事者でございますが、西村議員も以前討論されたとおり、そのようなことをその場で言った覚えもなければ聞いた覚えもございません。その2番目にも、研修が行われていないと書かれておりますけれども、昨年の10月11日ですか、講師を招いて議員のコンプライアンスをテーマに、研修会も開いております。欠席はあったものの、ほぼ全議員が参加したと記憶をしているものでございます。

3番目にもございますけれども、受付時の対応とその後の早い返送とありますけれども、議会事務局長におかれましては、具体例も含め説明も十分し、返送につきましては事前に自治会長に連絡をして、了解の上で返送したものでありまして、手続的には何ら誤りはないと思っております。このような思い違いや事実誤認もあるようでございます。

また、意見書案の中には、許可の取消しを要望されておりますけれども、決算特別委員会の答弁にもありましたが、現地はまだ動いていないような状況でございます。現地が動いており、飲料水に影響を及ぼすことの科学的根拠やオオサンショウウオに影響があるという根拠を示す状況にもございません。

冒頭申し上げましたように、開発事業者も正規の手続きを取り許可を取得したのもでもあり、不採択となった陳情でございます。現状といたしましては、今回の陳情においても不採択の立場を取らざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 今回出されておる陳情のその集約として、議会がやっぱり許可権者である県に対してしっかりした意見を上げてほしいと、こういう思いが陳情書の中にも述べられとるし、それから意見書を上げるとすれば、その意見書なるものの趣旨なりその文言の構成なり、きちんとしたものを出しなさいという議長の要請を受けて、地元では鋭意その意見書なるものをつくって、そのことも陳情書に併せて議会に提出されとるわけやね。

それで私はここに書かれとるように、大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光ソーラーパネル発電所建設計画を反対に書かれた内容は全て問題があり、そのため大竹市議会は現地視察を2月26日に行った。その日の感想は、山が急峻で谷は深く、建設場所にはふさわしくないとの意見が、その場では大半であったと。視察2日後の2月28日には、県議会は建設の許可を出しましたが、まだ、大竹市議会が審議中と知りながら許可を出された。全

く大竹市民の声を無視し、また、大竹市議会を無視したものだと思う。

県の許可で大竹市議会の審議はなくなった。この谷和地区を現地視察すれば、すぐに建設にふさわしくないと分かるのではないのでしょうか。百聞は一見にしかず、ぜひ湯崎広島県知事にも視察をお願いし、関係職員や議会の皆さんも、あの急峻な山へのパネル設置工事は山崩れ、土砂流出につながり、パネルは有害物質が含まれていて、土壌汚染につながります。約30万人もの飲料水の水源である弥栄ダムに流れ込み、弥栄ダムの飲み水が汚染をされる心配が大きいのですと。安心安全を目指す大竹市民にとっては黙っておけない問題であります。安易に同意できないし、この工事には強く反対の思いを表明します。近隣の廿日市市大野嵐谷の大規模太陽光発電建設現場は、谷和地区と同じ真砂土で雨に弱く、山崩れ、土砂の流出で何年も前から工事中断。廿日市市は困惑しております。

被害を受けている栗谷の皆さんの告発によって現在は工事が中断しておりますけれども、あの二の舞にならないように改めてこの陳情については慎重に審議をお願いをして、我々の思い、そして、子や孫の代にまで安心な飲み水、安全な地域での暮らし、そして、天然記念物等の保護育成に努めていただきますよう改めてお願いをし、陳情をするものでございます。

こういうふうに言われておるわけですが、私も全くここに言われるようなことについては、同じ思いでございます。そういった意味で、ぜひ議場の皆さんの理解ある同意をお願いをして、私の討論に代えたいと思います。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 私からは、不採択とすべきではないかという立場で発言させていただきます。

まずは議会基本条例についてお褒めをいただいているということは、議会の一員としては大変喜ばしいことであると受け止めながら、中身のほうを拝見してみますと、問題点として幾つか挙げていただいております。

ほかの議員からも発言がありましたように、少々不明瞭・不確実な点というのが散見されておるかなというところ。そういった上で、当時の総務文教委員会に付託されて本会議で採決に至る流れというものについて、本陳情で表現されているような手順、現行の手順について反しているとは言い難いと捉えております。

陳情項目、2つあります。これらそのものについて、1については議会に対するメッセージ、叱咤激励と受け止めたいところではあるんですけども、2について、この議会基本条例そのものに、議決された議案の再審議に関する規定がありません。そういったことから、議会基本条例に沿って再審議というのは、実現は難しいと思われま。

また、これが仮に採択されて再審議になったとして、再審議の結果、採択、不採択、意見書を送る、送らないというところが、特に言及がありません。失礼、再審議でされたときに陳情が採択になっても不採択になっても意見書を送ることになるのかなと、そういうふうに取り扱われますので、そのあたりは県への意見書送付、要望しておられるというところと、陳情の再審議、このあたりが整合性に疑問が残ります。こういったあたりから、不

採択とせざるを得ないと考えます。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

日域議員。

○14番（日域 究） 皆さんいろいろおっしゃってますけれども、議会基本条例っていうものがほかの条例とか法律と趣を異にしてまして、そのあたりがこういう陳情を生んでいるような気がいたします。

書いた文章がありますので、読んでみます。

このたびの陳情は3月定例会で不採択となった前回の陳情に、議会基本条例をかぶせて再陳情したものだと思っております。再陳情の採択は大変厳しいと思っておりますが、そのようにしてしまったことの責任の一端は、議会基本条例を軽視した大竹市議会の陳情の扱いにもあったと考えます。その最たるものは、公正性の欠如です。議会基本条例の第2条にあります、公正性、透明性及び信頼性を重視して、行政運営を監視という部分には、陳情の審議も含まれると私は思います。

どういうことかと言え、谷和地区のメガソーラーについて最初の段階で公正性や透明性を持って審議することができていなかったと感じるからです。16人の議員が本当に公正に判断する気があれば、もっと好奇心を持って調べる方がいるなど、16通りの対応があるはずなんです。

そもそも谷和地区のメガソーラーの問題点は、ソーラー発電自体の問題ではなく、山を開発することの是非なんです。そうであれば、総務文教委員会が枚方市の山と関係のないタイプの異なる太陽光発電を視察対象にしないはずなんです。それは違いうだろうって言わなかった、または言えなかったとすれば、何かの流れに気を遣ったのだと思われたい。

つまり陳情者の目線ではなく、もちろん一般市民の目線でもありません。最初から陳情はしてほしくない、メガソーラーに反対してほしくないという思いの議員がいたとすれば、その方に付度して公正性を欠く目線で考えていたように、私には見えるんです。

では基本条例の言うところの公正性とは何か。分かりやすく言えば、議長や委員長、もちろん他の議員もですが、その個人的都合を離れて考えるということだと思っております。議会審議で議案に直接的に利害関与している議員は、議場から出ます。要するに除斥ですが、この場合は議会基本条例で言うところの公正な審議とは、少し似てるんですが、言わば内面的な除斥とも言えるんでしょうかね。前回のケースでは、少なくとも陳情の最初の場面、そして、上程後の審議の遅さなどにその欠如を感じます。公益を基準に真正面から公正に審議するのではなく、できれば受理しない、無理なら不採択という誰かの都合が反映しているように見えたのは、公正性の面からは残念な結果です。

もちろん議員にも個人的事情はあります。問題はそれをいかに抑えるか。安っぽく言えば、いかに隠すかでもいいと思っております。あからさまに見えてしまつては、信頼される議会とは言えません。残念なことです。

今回の再陳情は、議会基本条例を遵守することを誓えと言った上に、既に開発許可を出した県へ許可の取消しを求める意見書を出せというものです。まず2つに分けて、議会基

本条例をしっかりと遵守せよという部分については、採択しませんか。ここを不採択にしたら、大竹市議会の自己否定になります。

次に、意見書提出は難しい面があり、その表現も大きく変わる必要を感じますが、私の立場とすれば反省の意味を込めて、採択したいと考えております。

さっき、3月定例会の手續に瑕疵はないと言われました。そのとおりです、瑕疵はありません。そもそも議会基本条例というものは要らないんですよ。議会基本条例がなくても、物事が決定できるように、ちゃんと法整備されています。その上にこういうものが入ってくると、この扱って非常に難しいんですよ。多数決で決まったら、それで終わりなんです。それを説明しろとかいうことが難しいので、でもそれを大竹市議会としてそういう条例をつくってしまった以上、この議会基本条例と今まであるいろんなルールとが上手になじむようにやらないといけない。だから3月、この条例さえなければ、幾ら何があっても、賛成多数で決まったことはもう厳然たる結論なんですね。

だからそういう意味で、3月定例会のほうが間違いだと、私は思いません。ただ、議会基本条例という心構えを決めた条例ですから、それがあがために非常に難しくなってるんだと。昔、平成15年に住民投票条例っていうのがはりました。日本中でつくりましたけど、この議会基本条例もある意味ではやりもんですから、中が悪いんじゃないですよ、すごくいいんですけども、難しさを持ってますよっていうことを申し上げて、私は一応採択の側の人間ですから、採択してほしいという意見にします。

○議長（細川雅子） 採択ですね。

他に討論ございませんか。

西村議員。

○9番（西村一啓） 私は今回の陳情について、3月の総務文教委員会での取り組みに沿って、不採択の立場で討論をさせていただきます。

確かに議会基本条例、議員としては当然の守るべきものでございます。昨年9月に総務文教委員長に就任して以来、突然降って湧いたような陳情が出ました。正直なところ、私は経験がございません。ましてや新人に少し毛の生えた程度の議員ですので、どうしたらいいのかということで、谷和地区、また周辺の地区、いろんな人の意見も伺いました。そして、9月11日でしたが、こちらに住民の方が陳情に来られて、その席ではっきり文書についてはよく分からないので、事務局のほうに指導してもらいたいというふうに受けました。しかしながら同席していませんので、あくまでも事務局内の話です。そして、18日、改めて提出したこの経緯が、一部誤解、紆余曲折、針小棒大につながっているのが原因ではないかと私は思います。

と申しますのは、議会の事務局に出して、そこでこういう書き方をしてくれと、こういう指導をしてくれというのは事務局はできません。当たり前のことなんです。自分らがこういう趣旨を持って陳情というのがルールです。そして当然、昨年9月に就任した細川議長が、何か地域の住民の力になりたいので、ついて来てくれないかというのが実情です。私と北地議員が一議員としてついていきました。

そうした中で、昨年9月定例会ではこの陳情を上程するのが時間的にも間に合わない

いうことで、12月定例会に上げますが、12月まではということ、その期間いろいろ地域とか、いろんな人の意見、また我々の会派の中でもそうですが、ソーラーについての勉強会もさせていただきました。そして、12月定例会から審査されたのが真実でございます。

上がった中でいろいろいきさつがあります。議長不信任案も出たり、いろんなことがあるんですが、12月17日の本会議で総務文教委員会の継続審査と決しました。それ以来いろいろやりましたけど、全国的にお正月というムードの中では、やはりもう少し後にということで、副委員長の山崎議員にも、また、他の6名の議員にもいろいろ相談をさせていただきました。

まずは委員会等で視察に行こうと。先ほども議員の中から言われました。山につくるのに、枚方市に視察に行った。そうじゃないんですよ。我々が行った理由は、ソーラーを設置し、5年、10年たった後、万が一台風とか地震とかそういうときにソーラーが壊れたときの実害はどうなんですかという目的で行きました。大阪府枚方市議会のほうも、丁寧に説明をしていただきました。そして、持ち帰りまして、今年2月6日でしたが、総務文教委員協議会を開きました。そしたら、今日もいろいろ言われました、議員の中に現地の声を聞こうと。委員長、現地の声を聞くのが一番ということ、私も賛成をし、現地に出向いていくことを自治会長の二井さんに事務局から連絡を取らせていただきました。ただ一方的に意見を聞くのではなく、業者も呼んで聞こうではないかということ、2月26日に日程を調整し、出向いてきました。

その中で、1つは現地の視察は我々、総務文教委員会が8名の議員が行って、現地の住民の声を聞こうというのが事実です。しかしながら地元の方は、来るときに高租川の土砂の流出状況、あるいは先ほどから出てきました廿日市地域にあります嵐谷の開発の分も見てくれと。確かにそれは参考になりました。しかしながらそれで谷和地区のほうに出向いていきまして、地域の住民と話をしました。中身については昨日も言われたと思うんですが、音源がどうだこうだと言いましたけど、委員会としては音源を録音する予定はありませんでした。ただ皆さんの雰囲気、後から万が一ということ、音源を録音させてくださいというのは、私自身が会場にお集まりいただきました24名の方に許可をいただきました。ただし、総務文教委員会の議事録でなくて、単なる記録ということでお願いしますということで始まった意見交換会です。

正直なところ、私も初めてでしたが、本当に私の気持ちは針のむしろに座ったような質問をされました。意見を聞きに行ったのに何でそういうことを言われるのか、当時は分かりませんでした。だけこの結果、2月26日、あるいはまた予想だにできなかった2日後に、広島県が林地開発許可を出した。これには驚愕いたしました。分からないままでと申しますのも、大竹市からも、県のほうに意見を二度、三度送って、そのキャッチボールはしとるんです。行政側がそのようにしながら、我々も委員会を開くことができるのに、今日まで詳しくはこの9カ月間、委員の方から総務文教委員会を臨時に開いてくれ、あるいは協議会を開いたらどうかという意見は誰も言うてきませんでした。分かりますか。もう県が許可をしたものを審議してどうするんかという気持ちが、皆さんの心の中にあったものと私は判断しております。

ましてや9カ月間ほっとかれたように書かれた文書が、町中に出回っております。議長も北地議員も私も、当事者です。行って住民の声を聞いた3人しかいません。その中で、いかにも陳情書を要望書に変更してくれと、そういうことのように書かれた文書でございました。決してそんなことはありません、私自身。というのは、そういうように捉えられるという説明不足もあるやも分かりません。ただしそれは現地の人の取り方でございます。現地の人が悪いわけじゃないんです。一生懸命反対したいという気持ちは十分伝わりました。それについて私も一生懸命応えてあげようという気持ちがありましたが、それとは真逆の行動が、先日、郵送で送ってきました。

個人的な意見ですが、私は家内に怒られました。何でこんな文書が配られるのか。我々はそういう意味では、総務文教委員会の一人一人の皆さんにもお願いしたい。これこそ議会基本条例を守る我々の責務、責任ではないでしょうか。そういう意味で、今回のこの陳情再審議をお願いしたい、その中で県に意見書を委員会として出してもらいたい、あるいは議会として出してもらいたいということは、私はこのたび必要ではないと考え、反対の意見といたします。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 私は令和2年陳情第2号議会基本条例に遵守して陳情書の再審査をお願いする陳情について、不採択の立場で討論を行いたいと思います。

3月定例会において、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情が、不採択となりました。

今回の陳情では再審議して、ということですが、前回も申しましたが、総務文教委員会において谷和地区に足を運び、意見交換会を行い、その後、開発事業者とも会わせていただき、計画等の説明を自らの耳で聞き、自らの足で歩き、行動し、結論を出しております。このことは議会基本条例に沿った行動だとも、私は思っております。

広島県が林地開発許可をしたのも一つの原因、要因ではあります。また、広島県が林地開発許可をするということは、住民の皆さんが心配をしておられる災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全を満たさないと許可はできません、前回も申しましたけど。

また、今回の許可には、ほかに14項目の条件がつけられておりまして、その条件に従わなければ開発行為の許可を取り消すことがあるとも書かれておる文書でございました。事業者側も林地開発許可基準を満たし、許可を受けておる以上、私が反対する立場ではないと考えております。

谷和自治会長二井博文氏ほか、510名もの市民の皆様からの陳情ではございますが、今のような理由から、不採択とさせていただきたいと考えております。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

原田議員。

○3番（原田孝徳） 私は採択すべきということで討論させていただきます。

先ほど日域議員のほうから話がありましたけれども、陳情項目1番の議会基本条例をし

っかり守ることを誓うことということに関しては、しっかりと市民の方から政策提言をいただいておりますので、この部分に関しては採択すべきなんじゃないかと思います。

2番目のことに関しても、先ほどから太陽光発電のことについていろいろ皆さんから御意見出ておりますけれども、谷和地区の場合は、やはり急傾斜地であることと、それからそういう太陽光発電にはふさわしくない場所であるのではなかろうかということで、なかなか太陽光発電の一般論というものが通用しない場所であるのではないかと感じておりますので、少なくとも先ほど言った1番に関しては採択すべきで、2番に関してはやはり審議を尽くすべきだと感じております。

先ほどの討論の中で、誹謗中傷というような、表現があったと思うんですけども、私は実際その場所で発言した人間ではありませんけれども、むしろその不穏当であると発言されたこと、これもある意味発言者の名誉を傷つけるものであると私は感じておりますので、ここは意見が分かれるところかも知れませんが、私はそう感じております。

西村議員が今、討論されましたけれども、いろいろ発言されましたが、私もはっきり事実を確認して、それに基づいていろんな発言なり、それから表現をしているものがありますので、それは決して間違っているものではないということはお誓い申し上げて、討論とさせていただきますと思います。

○議長（細川雅子） 原田議員にお尋ねします。採択でよろしいんですね。

○3番（原田孝徳） 採択すべきです。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

賀谷議員。

○7番（賀谷幸治） 私はこの陳情に不採択の立場で、即決をするという立場で、討論に参加をさせていただきます。

今までこの陳情案件につきましては、ずっと去年以来皆さんで真剣に議論を重ねてきたところでございます。現地にも行きまして、あるいは地元の声を聞きまして、そういう中で最終的に3月に1回目の陳情の不採択があったわけでございますけれども、私は今までの過程の中で、一番スタートのときでございますけれども、これは谷和地区の方がこの太陽光発電の開発を事業者のほうから持ちかけられたときに、そのときの事情が全く分かりませんけれども、通常開発事業者がこの地元こういうものをやりたいと言って説明に来たときに、皆さんがその説明をどんなことをするのかというのを聞いて、その中で不安に思うこと、疑念に思うこと、そういったことを直接本来事業者のほうに、あそこはどうなるんやと、こんなところにこがんなものを造るなんてできやせんわと、そういう具体的な説明を聞く中で議論があってもいいんじゃないかと思ったかと思うんですけども、そういう中で事業者と地元としっかり話し合いをして、それでもなお事業者のほう聞き入れてくれんと。だから我々は不安だから、これをやめてほしいと、反対なんだということでの結論も出して市なりあるいはこの議会なり、そういう陳情なりの行動になったという経緯があるんであれば、一つの筋は通るかなと思うんですが、これは聞くところによりますと、事業者のほうは地元のほうにしっかり説明したいということで、1年半前ぐらいから地元のほうに申し入れをして説明会をさせてくれという形で何回も足を運んでも、一切受け入れ

てくれなかったということで、実際にその過程の中で当事者同士でしっかり話をすれば、ここまでならずには解決もできたのかもしれない。そこのところははっきり分かりませんが、そういうところは大変疑念に思っているところでありまして、なおかつこの林地開発というのは、先ほども話が出ましたように、非常に厳しい許可基準、審査をされます。

当時大願寺であるとか小方山であるとか、大竹市でも山を開発して宅地にしたという経緯がずっとあるんですけれども、その林地開発の許可というのは本当に審査が厳しくて、何回も何回も足を運んでも、なかなか許可までならないと。結果的に許可になるということはそういった厳しい基準を通過して許可をされたということですから、水質の問題、あるいは工事中の土砂災害の問題、防災の問題、それから環境の問題、そういったものを全てクリアをして、初めて許可になるということで、市のほうも当然、先ほどありましたように14項目の意見を出して、それに対して何回も業者のほうとやり取りをして、それで結果的にその判断をされて許可になるということでございましたので、そういうことも含めた今までの審査の過程が総務文教委員会のほうでもあったように思います。

そういうしっかり審査をした中での県の許可、あるいは陳情の不採択ということにつながっているわけでございまして、これまた同じような内容をこの意見書に出せというのは、とても状況が変わらない限り、この意見書の提出というのはできないのではないかと考えますし、地元のほうに対して議長を初め、西村総務文教委員長、北地生活環境委員長の、三者が行ってこの陳情のことに話をしてということがずっと問題になっておりますけれども、私の主観では、この3名の方は決して陳情を受けたくない、あるいは要望にしてくれという思いで行かれたんじゃないかと、とにかくどういう形であれば陳情を受けられるのか、そういう地元のためにわざわざ行かれたんだらうと理解をしております。特に西村議員は谷和地区を初め、栗谷地区のそういった開発に関して、地元のサミット、集会にも何回も夜遅く出られて、皆さんと意見交換をし、地元の一番理解者であると思っておりますので、その西村議員が地元の意向に反するようなそんな行為をするというのは、とても考えられません。

それと、開発に関してですけれども、やはりしっかりした審査をして、それで許可になっている以上、条件が変わらない限りそれを見直せとか取り消せとか、そういうことそのものに議会として権限がありませんので、何か状況が変わればその辺の申し出はできるかと思っておりますけれども、今は全くそういう条件の変化がないと聞いてますので、この時点でこの陳情を審査するというにはならないんだらうと、そういう思いでこの陳情については不採択とすべきだと思います。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

小田上議員。

○6番（小田上尚典） 先輩議員、同僚議員が討論されました。これ、3月定例会で総務文教委員としても審査、参加させていただいて、もちろん谷和地区のほうにも足を運ばせていただきました。

今までの討論を聞いてると、住民の方に分かってもらえないのかなというところは少し



あります。議員も人間なので、しっかり心を持って、それはもちろん自分たちの近く、山を切り開かれて何かができるっていうのは、大歓迎というわけではないというのは分かっています。自分の家の隣に何かすごく大きな建物ができて日当たりが悪くなる、法律上は問題ないけど嫌だな、そういう想像はみんな、議員だけじゃなく市民の皆さんと同じ考え方で審査に当たっていたはずです。

ただ、公平性を確保するということに、先ほど先輩議員方もおっしゃられましたが、県のしっかりとした基準をクリアして、かつ条件を付されて監視もされていくと。であればしっかり監視してもらって、もし万が一のことがあった場合には許可を取り消すと、しっかり見てほしいという思いで不採択という結論に至っている。そこでまたこのタイミングで再審査をしてくれとおっしゃられても、気持ちは分かります。みんな気持ちは分かっているはずですが、ですけど、また同じことしかできないということで、不採択にすべきという討論があったんじゃないかなと思っております。

なので私も不採択の立場で、そういう思いでおりますので、住民の方々の思いを無視したり、全く考えずに形式ばって物事を決めていくわけではないですよという思いをつけて、不採択の立場での討論とさせていただきます。終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） はい、結構です。起立少数と認めます。

よって本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第24 令和2年請願第3号 議事録黒塗りに関する請願

○議長（細川雅子） 日程第24、令和2年請願第3号議事録黒塗りに関する請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

令和2年請願第3号は議会運営委員会に付託いたします。

なお本件について発言の通告がありましたので、発言を許可いたします。

山本議員。

○16番（山本孝三） 私は請願につきましては、やっぱり所掌の委員会なり議会としても今、議会改革の効果的な執行に当たる願いを込めた議会改革特別委員会も設置をされておるわけですから、こういう機関に委ねてしっかりした議論を尽くして、より議会基本条例が効果的な模範の基準となるように、これからの議会活動なり住民の負託に応えるような議会の役割が果たせるようにすべきだと思っておりますので、議会運営委員会に付託ということに今なっておりますけれども、むしろ議会改革特別委員会なり総務文教委員会に付託をすることのほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そのように議長のほうでひと

つ取り計らってもらいたいと思うんですが。

○議長（細川雅子） 今のは御意見でしょうか、それとも動議でしょうか。

○16番（山本孝三） 意見です。

○議長（細川雅子） 御意見ですね。といった御意見がございました。

他に通告は出ておりませんが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） それでは繰り返しますが、令和2年請願第3号は議会運営委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月5日から16日までの12日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって12月5日から16日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。12月7日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、12月8日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、12月9日は午前10時から議会運営委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。

12月17日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

14時20分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月4日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 賀屋 幸治

大竹市議会議員 北地 範久

令和2年12月  
大竹市議会定例会（第7回）議事日程

令和2年12月17日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名   | 付 記    |        |
|-----|--------|---|--------|--------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名  |        |        |
| 第 2 | 認 第14号 | 令和元年度大竹市一般会計決算                                    | 決算特別   |        |
| 第 3 | 認 第15号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算                              |        | (認 定)  |
| 第 4 | 認 第16号 | 令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算                              |        | (認 定)  |
| 第 5 | 認 第17号 | 令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算                              |        | (認 定)  |
| 第 6 | 認 第18号 | 令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算                            |        | (認 定)  |
| 第 7 | 認 第19号 | 令和元年度大竹市土地造成特別会計決算                                | (認 定)  |        |
| 第 8 | 認 第20号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計決算                                | (認 定)  |        |
| 第 9 | 認 第21号 | 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算                             | (認 定)  |        |
| 第10 | 議案第90号 | 大竹市総合市民会館条例の一部改正について                              | 総務文教   |        |
| 第11 | 議案第91号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について                                |        | (原案可決) |
| 第12 | 議案第92号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について |        | (原案可決) |
| 第13 | 議案第93号 | 指定金融機関の指定更新について                                   |        | (原案可決) |
| 第14 | 議案第95号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                             |        | (原案可決) |
| 第15 | 議案第96号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）                            |        | (原案可決) |
| 第16 | 議案第94号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について                      | (原案可決) |        |
| 第17 | 議案第85号 | 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について                          | 生活環境   |        |
| 第18 | 議案第86号 | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                              |        | (原案可決) |
| 第19 | 議案第87号 | 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について                      |        | (原案可決) |
| 第20 | 議案第88号 | 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について                        |        | (原案可決) |
| 第21 | 議案第89号 | 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について                       |        | (原案可決) |
| 第22 | 議案第97号 | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）                       |        | (原案可決) |
| 第23 | 議案第98号 | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）                     |        | (原案可決) |
| 第24 | 議案第99号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（                             |        | (原案可決) |

|     |           |                                  |               |
|-----|-----------|----------------------------------|---------------|
|     | 第2号)      |                                  |               |
| 第25 | 議案第100号   | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)     | (原案可決)        |
| 第26 | 議案第101号   | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)       | (原案可決)        |
| 第27 | 議案第102号   | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)       | (原案可決)        |
| 第28 | 令和2年陳情第1号 | 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情 | 生活環境<br>(採 択) |
| 第29 | 令和2年請願第3号 | 議事録黒塗りに関する請願                     | 議会運営<br>(採 択) |
| 第30 | 議案第103号   | 令和2年度大竹市一般会計補正予算(第11号)           | 総務文教付託        |
| 第31 |           | 議員派遣について                         |               |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認第14号から日程第9 認第21号(報告・質疑・討論・表決)
- 日程第10 議案第90号から日程第15 議案第96号(報告・表決)
- 日程第16 議案第94号(報告・表決)
- 日程第17 議案第85号から日程第27 議案第102号(報告・表決)
- 日程第28 令和2年陳情第1号(報告・質疑・表決)
- 日程第29 令和2年請願第3号(報告・質疑・討論・表決)
- 日程第30 議案第103号(説明・付託)
- 追加日程第 1 議案第103号(報告・表決)
- 日程第31 議員派遣について(表決)

#### ○出席議員(16人)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日域 究  |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

#### ○欠席議員(なし)

#### ○説明のため出席した者

|   |   |   |      |
|---|---|---|------|
| 市 |   | 長 | 入山欣郎 |
| 副 | 市 | 長 | 太田勲男 |
| 教 | 育 | 長 | 小西啓二 |

総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
監査委員

中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
山本茂広  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三上健  
薬師寺基夫

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

田中宏幸  
加藤豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において9番、西村一啓議員、  
10番、和田芳弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第9

- 認 第14号 令和元年度大竹市一般会計決算
- 認 第15号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算
- 認 第16号 令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算
- 認 第17号 令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算
- 認 第18号 令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算
- 認 第19号 令和元年度大竹市土地造成特別会計決算
- 認 第20号 令和元年度大竹市介護保険特別会計決算
- 認 第21号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（細川雅子） 日程第2、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算についてから、日  
程第9、認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題と  
いたします。

本8件に関し、報告を求めます。  
決算特別委員長、小田上尚典議員。

決算特別委員会議案審査報告書

令和2年9月23日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記  
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号  | 件名                   | 審査の結果 |
|-------|----------------------|-------|
| 認第14号 | 令和元年度大竹市一般会計決算       | 認 定   |
| 認第15号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定   |
| 認第16号 | 令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認 定   |

|       |                        |     |
|-------|------------------------|-----|
| 認第17号 | 令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定 |
| 認第18号 | 令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認第19号 | 令和元年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定 |
| 認第20号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定 |
| 認第21号 | 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定 |

令和2年10月14日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

決算特別委員長 小田上尚典

〔決算特別委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○決算特別委員長（小田上尚典） おはようございます。決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月23日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第14号令和元年度大竹市一般会計決算から、認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、10月9日、12日、13日、14日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして、御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、小田上が委員長に、児玉委員が副委員長に互選された次第でございます。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位及び執行部職員の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結の後、採決を行っております。

それでは審査の内容について報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思っております。

それでは初めに、第1款議会費でございますが、「本会議はケーブルテレビにより中継されており、常任委員会はYouTubeにより中継されることとなったが、ケーブルテレビでは中継がされていない。多くの市民が行政及び議会の状況把握をし、関心を持てるような公開方法を考えるべきである。また、他市の委員会中継の状況を伺う。あわせて本



会議と同様にケーブルテレビで中継できるよう、本会議場で委員会を開催することについての考えを伺う」との質疑に対しまして、「パソコンやスマートフォン等を所持している市民の数を把握することができないので、本市の委員会中継をY o u T u b eにより視聴可能な市民の人数は不明であるが、視聴した人数を把握することはできる。他市の委員会中継の状況は、庄原市、竹原市ではケーブルテレビにより予算・決算に係る委員会中継がされており、広島市、呉市、東広島市、府中市では、各種委員会の詳細は省略するが、インターネットで委員会中継をしている。また、本会議場での委員会開催については、執行部側の説明員の待機人数を考えると難しいと考えている」との答弁がございました。

次に、「令和元年12月定例会の会議録が既に印刷製本されているにもかかわらず、いまだに配付されていないのはなぜか。また、会議録の原本と公開用の内容が異なる理由を伺う」との質疑に対しまして、「12月17日の定例会において議長に指名された会議録署名議員2人のうち、1人は署名しない旨を明言しており、もう1人は態度を保留のため配布されていないが、署名するか否か確定すれば配布・公開することとなる。また、会議録の原本と公開用の内容が異なるのは、大竹市議会会議規則第86条で会議録の配布を規定し、同規則第87条で議長が取り消しを命じた発言は配布用の会議録に掲載しない事項が規定されているためである」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、まず、「まちづくり基本構想に係る市民アンケートの回収率が24%と低い結果になっているが、今後まちづくりに限らずアンケート回収率の上がる方策を考えているのか。また、職員アンケートの回収率が76%で、大竹市の職員なら100%回答するのが当然と考えるが、このような状況で今後の大竹市を託すまちづくり基本構想がいいものができると考えているのか。あわせて、市民アンケートの回答者の年齢構成などはどのようになっているのか伺う」との質疑に対しまして、「今回から新たにウェブでの回答もできるようにしたが、御指摘のとおり、回答率については依然として低い。民間のアンケートであれば謝礼等もあるが、まちづくりアンケートではそういったこともできず、回答のモチベーションが上がらないのではないかと考えている。職員アンケートの対象者には、会計年度任用職員の方も入っており、市民アンケートと重複したことにより回答されていないケースも考えられるが、かなりの割合で回答を得たと考えている。アンケートの年齢構成については、各年齢層の人口の割合に応じて抽出するため、人口が多い年齢層に多く発送することになり、結果として、高齢者の方の回答が多いという点はあると考えられる」との答弁がございました。

次に、「地域公共交通整備事業で、乗り方のDVDを制作したとのことだが、どのような内容で、どこに何枚配布し、この事業の効果をどう検証したのか伺う」との質疑に対しまして、「こいこいバスが10周年を迎え、記念事業を考える中、あじさいタクシーは利用方法が分かりにくいいためか、利用が低迷している状況であった。そこで業者と相談して、高齢の方でも分かりやすいように利用方法のDVDをつくってみようということになり、タクシー業者、実際に利用されている市民の方に協力をお願いし、実際に順を追って乗り方を動画に収めた。このDVDは御園台自治会の全14班に配布させていただいた。その後、正確な効果は把握していないが、今年になって利用者は若干増加している」との答弁がご

ございました。

次に、「現時点で大竹市民に何枚のマイナンバーカードが発行されており、それは全体の何%に当たるのか。また、マイナンバーカードの有効期限は何年間か。あわせて、今年5月に通知カードが廃止されたが、これに伴う市民負担の有無、マイナンバーカードの交付を受けていないため市民が困ることの有無について伺う」との質疑に対しまして、「本市における9月末現在の交付枚数は5,566枚で、その時点の人口に対する比率は20.7%であり、全国平均と同等である。マイナンバーカードの有効期限は、カード自体は成年の方は10年間、未成年の方は5年間となっているが、カードの中の電子証明書機能はいずれも5年間である。通知カードの廃止後、カードに記載されている住所や氏名等に変更がない場合は、それ自体はマイナンバーの証明書類として使えるが、カードに記載されている事項に変更があって、変更の記載ができていない方については、証明書類としての機能がないため、何か申請をされる際にマイナンバーを証明するものを求められた際、その通知カードは使うことができない。したがって、マイナンバー入りの住民票を取っていただくか、マイナンバーカードを取得していただくということになる。マイナンバーカードの交付を受けていないため困ることは一概には言えないが、免許証などお持ちでない方には写真付きの本人確認書類となるため、持っておられれば便利だろうと考える。なお、今のところ行政手続の中で、マイナンバーカードを持っていないから駄目だということはないと考える」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「生活困窮者自立支援事業委託料が1,700万円であるが、事業の実施状況は、新規受付件数64件、プラン作成件数4件、就労者数2人と主要事業報告書には記載されている。その他の事業内容について伺う。また、新規受付件数64件の年齢層について伺う」との質疑に対しまして、「新規受付件数は64件となるが、そのほかにも電話相談が781件あり、訪問での対応、窓口での面談等、新規受付には至ってはいない件数を含めると、延べで年間1,813件の相談があり、1日平均で約10件の対応となる。直接、相談者の声を聞き、どのような対応が必要か協議し、プランの作成をするかしないか判断する。また、プランを作成しない場合でも、別の支援方法や見守りをしていただいている。そういった主要事業報告書の実績に表れないところも、生活困窮者自立相談支援事業に含まれている。新規受付件数64件の年齢層については、1人で二、三件の悩みを持つ方もいらっしゃるため同数とならないが、65歳以上が21件、50代が7件、40代と20代がそれぞれ6件である」との答弁がございました。

次に、「高齢者離島対策事業について、主要事業報告書では、訪問介護の利用者数は平成29年度において、延べ45名の利用がある。平成30年度以降は利用者数がゼロとなっている。利用する方がいないのか、周知ができていないのか等、理由について伺う。また、以前の一般質問で、阿多田島に住む未就学児のフェリー代無償化に関する提言があったが、その後の進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「平成29年度の45名について、実際には1名の利用であった。その方が利用をされなくなったため、それ以降はゼロとなっている。また、介護サービスを利用する方には担当のケアマネジャーが本人の状態に合わせ、どういった介護サービスを利用したらよいか助言をしてケアプランを作成している。

そのため、阿多田島にお住まいの方で、制度が分からず、本来訪問介護を使うべきなのに、使えていないといったことはないと考える。阿多田島に住む未就学児のフェリー代無償化について、福祉課内で協議し、子ども・子育て支援施策に資すると判断した。全体的な予算の兼ね合いとなるが、予算の計上についても判断していきたい」との答弁がございました。

次に、「超高齢化社会で支えなければならない対象者の増加や、消費税率の引き上げによる社会状況の変化に対し、崇敬会、民生委員・児童委員協議会、保護司会や、ボランティア連絡協議会運営の補助金額が数年間変化していない理由について伺う。また、民生委員・児童委員の報償費の金額が少ないという意見があるが、どのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「団体の補助金は各団体から申請をしていただき、大竹市が審査し、交付決定する流れとなっている。各団体から申請していただいた金額に変更がないため、数年間補助金額に変更がない。団体による差異はあるが、大竹市からの補助金以外に、広島県の補助金や、会員の会費等を収入として事業を行っている。また、民生委員・児童委員の活動に伴う諸経費の補填として、報償費を個人に支出している。報償費の金額について議論があることや、民生委員が自身の時間を割いて、様々な協力をいただいていることは認識しており、様々な意見を聞きながら、しっかり取り組んでいきたい」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「令和元年度の大竹市民の飛び込み出産の件数と発生した場合の対応について伺う」との質疑に対しまして、「1件発生があり、妊婦自身も妊娠しているということに気づかず、突然出血をして救急搬送されたというケースである。市は妊娠についての情報を確認することができなかった。通常であれば、医療機関・消防本部や福祉課と連携し対応に当たっている」との答弁がございました。

次に、「令和元年度より、廃プラスチック類処理業務を日本製紙株式会社大竹工場に委託したこと及び、可燃ごみ処理事業を廿日市市と広域化したことにより、平成30年度と比較した効果について伺う」との質疑に対しまして、「廃プラスチック類処理事業費は、平成30年度が1,719万7,943円、令和元年度が961万470円となり、758万7,473円削減できた。また、これまで16年間処理してきたRDFでは、16年間の平均処理単価は1トン当たり3万4,237円であったが、廿日市市との可燃ごみ広域処理の処理単価は売電収入の歳入も計算に入れた場合、1トン当たり1万6,043円となった。可燃ごみの処理量は、平成30年度6,547トン、令和元年度6,704トンであり、約157トンの増加。不燃ごみの処理量は、平成30年度1,826トン、令和元年度1,424トンで、約402トン減少しており、ごみ全体としては約245トン減少している」との答弁がございました。

次に、「防鹿地区での公共下水道の接続状況について伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度より防鹿地区全体が公共下水道の供用開始区域となる。防鹿地区の住民に対し年2回、土地の下水道を公共下水道に流入させる排水設備の設置について依頼文を回覧し、周知を図っている。令和2年9月末現在で、接続状況は6割弱となっており、現在35件申請中である」との答弁がございました。

次に、「以前の一般質問で、乳がんの早期発見のため、マンモグロブに関する紹介が

あった。その後、乳がん検診に関する普及活動について伺う」との質疑に対しまして、「一般質問にて紹介のあった後、保健医療課内で検討し、実際に若い方が集まる乳幼児健診で普及啓発を行うこととし、準備を整えてきた。令和2年10月からの乳幼児健診で、マンモグロブとその使用方法のリーフレット及び乳がんのセルフチェックの方法や、乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨に関するリーフレット等をお母さま方に配布する予定である」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、まず、「労働金庫預託金による融資を利用していた方が、新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った場合などにおいて、生活援助の視点で対応に取り組む必要があると考えるが、現状を伺う」との質疑に対しまして、「労働金庫においては、新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った方などに対しては、ローンの返済等に関する相談に対応している。また、状況によっては、各種ローンの組みかえ等の相談を受けるなどしており、必要に応じて適宜対応をしていることを伺っている」との答弁がございました。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国の幅広い業種において、解雇や雇い止めをされた労働者が、大勢いることが報道されている。大竹市における労働者の雇用等に関する状況について伺う」との質疑に対しまして、「まず、有効求人倍率について、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和2年2月以降の就業別の有効求人倍率は、令和2年2月の1.75倍から徐々に低下しているが、直近で公表されている令和2年7月は1.23倍であり、まだ1人につき1つ以上の就職先がある状況である。次に、雇用保険受給者数については、平成31年2月から令和元年7月までが507人、令和2年2月から令和2年7月までが498人であり、同程度の数値で推移している。これらのことから、今のところ新型コロナウイルスの影響により大量の解雇等が発生している状況ではないと考えているが、今後の動向についても注視していきたい」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「有害鳥獣駆除について、被害防除のための研修の開催状況とイノシシの捕獲の実績、また、猟友会の現状及び狩猟免許取得のための補助等について伺う」との質疑に対しまして、「平成30年度に市内全自治会を対象に被害防除のための研修会開催の要望調査を行ったが、開催希望がなかったため、令和元年度においては研修会を開催していないが、栗谷の6地区において被害防除対策状況を調査する集落实態調査を実施した。現状、被害の相談を受けた場合は状況を確認し、防除策などを指導している。また、有害鳥獣駆除委託により捕獲したイノシシの数は5頭である。周囲に放置果樹などの誘引物がある中で、箱わなでの捕獲は難しいのが現状である。本市の大竹猟友会は、17名の会員で構成されている。狩猟免許取得の支援については、駆除あるいは市が行う対策への協力が必ず得られることを目的としなければならないと考えており、本市の現状や他市町の状況を把握しながら支援策を検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「林業体験活動支援事業の内容と、効果について伺う」との質疑に対しまして、「林業体験活動支援事業は、ひろしまの森づくり事業の一環として行っているもので、ひろしま「山の日」県民の集いに対して支援を行っており、今後も山の大切さを理解し、植

樹など、山がよくなるような取り組みを継続して進めていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「迷惑電話防止装置設置業務の委託内容と設置するためのモニターの負担について伺う」との質疑に対しまして、「迷惑電話防止装置設置業務は、委託事業者が迷惑電話防止装置を設置するモニター宅に伺い機器を設置し、使用の説明を併せて行っている。また、使用方法について不明な点があった場合はコールセンターにおいて対応しており、設置することにより悪質商法等によるトラブルを回避していただきたい思いで事業を進めている。また、モニターにもこの装置のよさを広めていただきたいと考えている。設置等に係るモニターの負担については、無料で行っているが、モニター期間終了後も引き続き利用する場合は、月600円程度の費用が発生すると聞いている」との答弁がございました。

次に、「大竹地域産業振興センター運営費補助金について、及び大竹地域産業振興センターの運営状況について伺う」との質疑に対しまして、「現在、大竹地域産業振興センターは、大竹商工会議所との連携を取りやすくするために、事務所を3階から1階に移し、市内商工事業者の異業種交流を図り、各事業者の得意分野での連携により、新商品の開発や販路拡大に努めており、本市としても大竹地域産業振興センターの会議に出席し、事業活動や予算執行等の確認や、必要に応じては意見等するなどして、活動の確認としているところである。運営費については、令和元年度決算によると収入総額は1,058万2,365円であり、主な収入は大竹地域産業振興センター運営費補助金及び大竹商工会議所からの補助金がそれぞれ400万円、会員の会費80万円、施設使用料60万円等であった。また、支出総額は1,049万8,795円であり、主な支出はセンター職員人件費であり、8万3,570円は次年度へ繰り越しされた」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました第8款土木費及び第11款災害復旧費では、まず、「白石地区の市営アパートの上層階と小方地区の市営アパートの空き室が多い理由について伺う。また、大竹市内の市営住宅の空き室が106戸あり、過剰供給であると思うが、今後どのように取り組むのか伺う」との質疑に対しまして、「白石地区の市営アパートはエレベーターがないため、上層階の応募が少ないと考えられる。小方地区の市営アパートは家賃は安いですが、築年数が古く部屋面積が小さいため、応募が少ないことが考えられる。大竹市内の市営住宅の空き室については、人口減少に伴い今後も増加する傾向と考えており、今後、大竹市営住宅等長寿命化計画を見直す際には、県営住宅とのバランスも考慮し、耐用年数を過ぎた市営住宅については整理を行っていききたい」との答弁がございました。

次に、「令和元年度の防犯灯設置に関する補助金の申請件数と設置場所について伺う。また、人通りの多い道路には防犯灯が約40メートル間隔で設置されているが、路地を入った場所には防犯灯がない。防犯灯を設置する際の基準について伺う」との質疑に対しまして、「防犯灯の設置補助金についての令和元年度の申請件数は2件である。場所は後原集会所近くの栗谷町後原161番地地先及び、コミュニティサロン元町付近の元町2丁目5番10地先である。防犯灯設置に関しては、大竹市防犯灯設置基準を制定しており、第3条第3項に、おおむね40メートルという基準がある。ただし、防犯上または道路形状等の理由

によりやむを得ない場合はこの限りでない」とあり、現地を確認の上、必要と認められる場合は、設置可能となる」との答弁がございました。

次に、「大竹市では小瀬川が氾濫した場合など、河川の浸水に関するハザードマップを作成し公開しているのか。また、土砂災害の警戒区域に指定された地区の地図は作成しているのか伺う」との質疑に対しまして、「小瀬川氾濫による洪水については、1,000年に1度の水害が発生した場合、大竹市内がどのように浸水するかを想定し、ハザードマップを作成している。また、新町川と大膳川と恵川の3つの河川では、50年に1度の降雨による浸水想定図を作成しており、どちらも大竹市のホームページで公表している。土砂災害警戒区域及び特別警戒区域については、広島県が調査後、区域指定が終了しており、こちらもホームページでハザードマップを公開している。今後、指定箇所について、旧小学校区ごとに、小学校の校門近く等に地図の看板を設置する予定である」との答弁がございました。

次に、「令和元年度末時点の市営住宅使用料の滞納について、29名が合計約2,400万円滞納している。どのように管理し徴収しているのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には委託している指定管理者が、滞納整理簿を整理し徴収している。徴収の方法としては、退去されている方や長期間滞納している方については、分納誓約を結び、少額ずつでも徴収する方法や、資力のない徴収困難な滞納者に対しては大竹市が裁判所へ申し立てを行い、通帳等を調査し徴収する方法もある」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「防災メールの登録者数は、月々少しずつ伸びてはいるものの、5年半かけて3,509人という数字をどう考えているか。また、スマートフォンの普及に伴い、LINEアカウントやアプリで防災情報を発信している自治体も見られるが、大竹市ではこういったものの活用を考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「今年9月時点の3,509名という数字は、大竹市人口の約13%になる。登録者数としては少ないと感じており、しっかりと登録していただけるよう、もっと周知を図りたいと考えている。高齢の方などで、メール登録が難しいという意見もお聞きしており、そういった方には固定電話での無料サービスもあるので、いろいろな形で防災情報を取っていただくことを周知していきたい。LINEについては、現在、日本では幅広い年齢層で普及しており、これを使った防災情報の発信は、非常に有効な手段と考えているので、今後の研究課題である。また、広島県では、登録者が投稿した災害情報をLINEを使って共有できる、防災チャットボットというシステムを、今年度から試験的に運用開始している。普及には少し時間はかかると思われるが、今後、県内で対応していくことになろうと考えている」との答弁がございました。

次に、「令和元年度に購入された大型化学消防ポンプ自動車の、訓練活動内容について伺う」との質疑に対しまして、「大型化学消防ポンプ自動車は、令和2年1月22日に納車後、3月6日に旧車両からの完全切り替えを行っている。業者による説明会を消防署の各小隊に対し1回ずつ行った後、環境に影響のない訓練用の消火薬剤を積載し、運用開始に向けた訓練を開始した。それに加えて、車両に新たに加わった機能及び装備の取り扱い訓練を中心に、約20当番かけて万全の体制で切替えを行った。運用開始後も、消防署の小隊

において日々訓練を行っており、従来は企業との合同訓練を年に2回程度行っているところであるが、昨今の新型コロナウイルスの影響で企業のほうに制限がかかっているため、今年度は合同訓練ができていない。新型コロナウイルスの終息、または企業の規制が緩和できた際には、積極的に企業とこの車両を使った合同訓練をしようと計画している」との答弁がございました。

次に、「危険物保安技術協会負担金に関連し、有害物質漏れによる事故が再三にわたり報道されているが、令和元年、令和2年に企業の工場内での危険物の漏えい等による事故の発生状況はどうなっているのか。また、水質汚濁防止法で、有害物質等が河川等の公共用水域や地域に排出された場合、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるとき、事故時の処置、事故の状況等を県知事に報告することが規定されている。近年このような事例が大竹市で発生したかどうかについて伺う」との質疑に対しまして、「石油コンビナートに限定すると、令和元年度は火災件数が3件、漏えいが7件、それ以外のものとして1件、計11件上がっている。今年度は、現在までに火災が1件、漏えいが4件である。また、有害物質等が河川等に流出したという事故は発生していない。今年の3月末にある事業所内で起きた漏えいで、海上に流出した事故があったが、有害物質には該当しておらず、問題ないとの報告を受けている。県知事等への報告については、各事業所が当然行い、消防としても通報の段階もしくは情報が分かった段階で、各関係機関にファクス等で遅滞なく連絡している」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「無形文化財伝承者育成補助金で20万円を執行しているが、補助金の交付要綱はあるのか。また、大竹市指定重要文化財で無形文化財が2件しかない。神楽や盆踊りについて、補助金を交付できないか伺う」との質疑に対しまして、「無形文化財伝承者育成補助金は、大竹市無形文化財伝承者育成補助金交付要綱があり、第2条の補助金の交付の対象者は、大竹市指定重要文化財のうち、無形文化財の保持者または保持団体とする規定に基づき、大竹祭保存会と玖波やっこ保存会に1団体10万円、合計20万円を交付した。また、神楽や盆踊りは、現在、無形文化財に指定されていないので、補助金の交付対象となり得ないが、広島県や廿日市市などは、神楽を無形文化財に指定している例があるため、今後、指定の基準などを調査・研究したい」との答弁がございました。

次に、「大竹市教育委員会点検・評価報告書の教育推進事業で、評価委員意見として、小中連携を強化し取り組みを進めてほしいとある。小方学園は小中一貫教育校で小中連携が進んでいると思うが、その他の学校ではどのような取り組みをしているか伺う」との質疑に対しまして、「連携の取り組みとしては、1点目に、共通の学校教育目標を設定している。2点目に、小中合同で校長会、教頭会及び企画運営委員会を行っている。3点目に、小中共同で教育研究を行っている。4点目に、小学6年生について、改めて情報連携を行っている。5点目に、子供同士の活動として、小中合同の地域清掃やボランティア活動を行っている。6点目に、中学校の説明会で授業体験や部活動体験を行っている。最後に7点目として、大竹市教育委員会の主催する研修で、小学校・中学校の先生を集めて、実践事例等の情報交換を行っている」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費では、「財政推計を見る限りでは、年々市税収入も厳しくなり、余り明るい見通しになっていない。そうした中、新型コロナウイルス予防対策に予想外の支出を余儀なくされており、国からの財政措置が困難になるという懸念もある。結果として各分野における市民負担の増加が懸念されるが、市の財政運営の上でどのような措置を考えているか伺う」との質疑に対しまして、「今年度、多額の新型コロナウイルス対策の費用を補正予算に計上しているが、来年度以降の新型コロナウイルスによる影響を現段階で見込むのは非常に難しい。仮に新型コロナウイルスの影響等で市税収入が落ちれば、市財政の悪化に結びつくことは間違いないが、これは大竹市に限った現象ではなく、現在、国では、地方財政に影響がないように、一般財源の総額は確保するという前提で、令和3年度の地方財政の仮試算が行われている。まだ概算要望の段階なので、これが今後どうなるのか分からないが、国の動向を注意しながら、一般財源を確保していきたい。もし仮に、国の想定以上に大竹市の一般財源の歳入環境が悪化することになれば、歳出の見直し等をしていく必要があると考えている」との答弁がございました。

続きまして、13款予備費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「決算書77ページにある弁償金の額は、以前はもっと多く、何年かかけて支払われた結果、令和元年度の調定額は28万9,500円になったものの、収入額はゼロだが、どのような事情があったのか伺う」との質疑に対しまして、「これは、平成20年4月に市内の消防屯所で発生した物損事故に伴う修繕の弁償金で、当初額は114万4,500円であった。これを毎年分割してお支払いいただいていたが、仕事の都合により収入が減少し、支払いが困難になったということで、令和元年度は収入額がゼロになっている。本人とは毎月連絡が取れており、支払いの意思の確約もいただいているので、納付書を送付し無理のないよう返済いただくような形で進めている」との答弁がございました。

次に、「市税の不納欠損額が約1,000万円あるが、理由別の件数は集計されているのか。また、時効の件数が多いようだが時効停止の処理はしていなかったのか。併せて、不納欠損処理についてガイドラインとなるようなものを持っているのか伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度は、執行停止後3年経過したものが市税全体で11件、即時に消滅したものがゼロ件、時効が来たことにより不納欠損したものが223件、全体で234件となっている。滞納処分の執行停止の処理も行っているが、例えば固定資産税では、滞納者が亡くなって相続人が相続放棄をされた場合、次の相続人を探すための調査に時間を要し、さらに相続の対象となる方が全員相続放棄されれば、相続財産管理人を選任する段階に進み、相手方の事情により、財産処分などの処理を待つ期間が生じることもある。その間に執行停止できず時効が来てしまうというケースもある。不納欠損のガイドラインは特にはないが、全庁的に導入している事務マニュアルを作成し、それに基づいて処理を進めている。また、県などが実施する研修等に参加した際のテキストや、参考図書を活用するほか、本市の徴収事務を併任している県税事務所職員に、不納欠損事務の進め方についても研修を受けている。他自治体の指針等を参考にしながら、現在の事務マニュアルの精度を上げることなどについて考えていきたい」との答弁がございました。



続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「公共施設のブロック塀の改修工事は複数の款で行われていたが、全て完了したのか。また、民間ではまだ残っていると思うが、そちらのほうの対応は何かされているのか伺う」との質疑に対しまして、「平成30年6月の大阪府北部の地震でブロック塀が倒壊したことを受けて、本市でも緊急に点検をし、平成30年9月補正予算を計上して、ブロック塀の改修を順次行ってきた。令和元年度決算では、民生費と総務費に改修工事が上がっており、これで市の管理するブロック塀については改修が全て完了した。民間の危険なブロック塀については、全ての状況把握はできていないが、ブロック塀の安全管理について、平成30年8月の市広報と市ホームページに啓発記事を掲載した。また、今年度からブロック塀等除却補助事業を創設し、倒壊のおそれのある個人のブロック塀の除却に要する費用の一部を補助しており、今年度はこれまでに3件の問い合わせがあり、現在1件の実績がある」との答弁がございました。

次に、「一般会計歳出に10億円以上の不用額が生じているが、結果として執行率85%というのは妥当なのか。また、大竹市は年に何回ぐらい、執行状況を見ながら予算精査を行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「予算編成後、状況が変わって一部を執行しないことや、予算のときよりも低い金額で執行できることもあり、不用額は当然生じるものと考えている。予算が過大でなかったかはチェックする必要があると思うが、特段、多額の不用額が生じているとは考えていない。それぞれの部署の予算執行管理は、各部署で行っているものと考えているが、市全体の状況については、財政係で適宜、決算見込みにより執行状況の把握に努めている」との答弁がございました。

次に、「広島西医療センターが公立・公的病院の再編統合の対象となっていたが、その後、再編に向けての具体的な動きがあったのか伺う」との質疑に対しまして、「当初、見直し期限が2019年度中とされていたが、令和2年3月4日付の局長通知では、新型コロナウイルス拡大防止等の関連等により、厚生労働省において改めて整理の上、見直し期限を通知するとされていた。その後、令和2年8月31日付の局長通知で、再検証の時期を含めて地域医療構想に関する取り組みの進め方について、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとされている。大竹市、廿日市市を含む広島西地域医療構想調整会議は、令和元年度は3回開催されているが、令和2年度は未開催である。厚生労働省が今後、検証の時期、地域医療構想に関する取り組みや進め方を整理する予定としているので、今後出される通知に従って、広島西地域医療構想調整会議で再検証を行うものと考えている」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りました。討論では、反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場で「財政運営において、業務の民間委託等を行う自治体を高く評価するトップランナー方式が全国的に進められているが、職員の経験や技能の蓄積が薄れるとともに、サービスの低下につながるという懸念がある。令和元年度の決算の中にも多くの業務委託が見られるので、反対」との討論がありました。

次に、賛成の立場で「議員の質疑に対し丁寧・的確な答弁をいただき、決められた予算に基づきしっかりと業務をされ、次年度に向けて検証されていることが確認できた。また、

クラウドファンディングの導入など、財源確保に向けた取り組みも行われており、引き続き歳入増額に向け取り組んでいただくことをお願いし、賛成」との討論がありました。

討論を終結し、起立採決の結果、令和元年度一般会計決算は、認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を、審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

まず、「緊急通報システム管理運営委託料について、予算額は例年よりも約200万円多く、約830万円計上されているが、不用額が約500万円出ている。この理由を伺う」との質疑に対しまして、「緊急通報システム管理運営委託料については、従来の業者とは平成26年度から5年間の契約を締結していたが、期間の満了に伴い、令和元年度から新たな契約のため、入札を行った。その結果、従来よりも単価がかなり下がった。また、予算については、新たな契約において単価が上がる可能性もあると考え、例年よりも多く計上していた。以上のことから、結果として約500万円の不用額が出ている」との答弁がございました。

次に、「介護保険料を滞納して、差し押さえ処分を受けた人数が過去最多になったという報道がされているが、大竹市では差し押さえ処分の件数がどのくらいあるのか。また、介護保険料の滞納者に対する、保険給付などの取り扱いはどのようになるのか伺う」との質疑に対しまして、「差し押さえ処分の件数は、令和元年度に8件あった。また、介護保険料の滞納者に対する取り扱いとしては、要介護認定を受けている場合に、介護サービスの給付制限を行うことがある。なお、滞納の状況によっては、一旦介護サービスの費用を全額自己負担してもらい、その後に返還をする償還払いとしたり、保険給付の減額として利用者負担割合を1割負担から3割負担にしたりするなどの対応を取る場合がある」との答弁がございました。

次に、「健康づくり推進事業における健康診査の人間ドック、脳ドックの、国民健康保険分と後期高齢者医療分、それぞれの対象者数と受診率の実績について伺う。また、受診率の向上に対する取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度の人間ドック等の実績としては、国民健康保険分は定員400名に対して申込者318名、実際の受診者は304名で、受診率76%。後期高齢者医療分は、定員100名に対して申込者100名、実際の受診者は94名で、受診率94%であった。

続いて、受診率の向上に対する取り組みについては、まず、大竹市では、人間ドックの中の健康診査の部分を別枠にせず、同様に扱える仕組みにしており、特定健康診査の受診率向上のため、平成26年度から自己負担を無料にしている。また、健康診査を受診後、保健指導の対象になった場合でも、自己負担を無料にしている。他にも、申込方法を郵送、電話、ウェブと、複数設けて受け付けている。さらに未受診の方に対して、広島県と共同の取り組みとして、効果的な受診勧奨に向けマーケティングの手法を取り入れており、受診履歴等に基づきAIによる性格分析を行い、効果的な言葉を用いて7パターン程度のはがきを作成し、送付している。なお、集団健診においては、受診日に休日や「女性の日」を設け、託児があることを周知するなどしている。そして、今年度から、事前に登録をさ

れたら、申し込みをしなくても希望時期を踏まえて健診日を割り振りし、年度当初に自動的に決定通知を送付する仕組みを導入した。現在、集団健診を受診される見込みの年間約1,000人のうち、6割弱の方が登録をされている。今後、登録データの分析をして日程を押さえるなど、受診率の向上に努めることを考えている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました、大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計では、まず、「港湾管理委託料と仮設事務所等借上料の内訳について伺う。また、仮設事務所等の借上料の契約年数と契約期間の満了後はどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「港湾管理委託料の内訳は、港湾管理詰所従事者としてシルバー人材センターから2名の派遣をする契約をしている労働派遣委託料211万8,798円と、東栄地区港湾緑地に設置しているトイレの維持管理委託料17万7,420円である。また、仮設事務所等借上料の内訳は、大竹港仮設事務所のリース料27万9,360円と、大竹港仮設事務所の横に設置している仮設トイレのリース料6万3,576円である。リース期間については、仮設事務所は1年契約で仮設トイレは3年契約である。仮設トイレは昨年度末で契約満了となったので、今年度も引き続き3年契約をしている」との答弁がございました。

次に、「港湾事務所が仮設である理由を伺う」との質疑に対しまして、「当初、広島県が作成した港湾整備計画には、港湾事務所の設置予定はなかったが、大竹市が管理事務の委託を受ける際に、港湾事務所の必要性を感じ、広島県に事務所設置を要望した。しかし、恒久的な事務所の設置については費用と時間がかかることから、仮設事務所に対応することとなった。今後も、広島県に恒久的な事務所の建設を要望していく」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計につきましては、質疑はございませんでした。

以上で、特別会計7件の質疑を終結し、一括討論に入りましたが討論はなく、簡易採決により、いずれも認定すべきものと決しております。

以上が、4日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をお借りして、皆さんの御協力に対してお礼申し上げます。

また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げまして、決算審査の報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 決算特別委員長におかれましては、大変長い報告、お疲れさまでございました。

それで、令和2年10月14日の決算特別委員会最終日の最後の時点で、ある委員から私の発言につきまして発言取り消しの要求というのがあったと思うんですが、そのこと

について確認をさせていただきたいと思います。

内容は、令和元年12月17日本会議の会議録で発言取り消しをした部分と同様の内容がございました。この部分については、委員長において発言の取り消しを命ぜられることをお願いいたしますという文言だと思っておりますが、これに間違いはないかどうかを確認させてください。

以上です。

○議長（細川雅子） 6番、小田上議員。

○決算特別委員長（小田上尚典） 現在、会議録自体は作成中でございます。山崎議員の言われたところの、正確な文言というのは今のところ把握ができておりません。

ただ、そのときに発言の取り消しを求められた委員に関しまして、令和元年12月17日本会議で取り消しを求められた部分と同様のところという旨であるのは間違いはないということです。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 突然なことで、議事録がない中で非常に難しかった御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、委員長報告でもこのことについては触れられていなかったもので、そういった大きな問題にはなっていないのかなという気がします。ただ、議員は市民の負託を受けて、自らの責任でもって議会で発言しておりますことを申し上げて、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 一般会計それから国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、土地造成特別会計。この4件については反対の立場をまず明らかにしておきたいと思います。

その理由について、一般会計につきましては、既に令和元年度教育の分野で、放課後児童クラブの事業については民間委託をするというルールが敷かれました。そのことについて、目には見えないけれども内部ではいろいろその準備過程にあるだろうと、私は見ております。教育を民間に委ねるということは、今の竹市市の教育委員会を初め、教育関係者が民間の教育に携わる事業者よりか、優れた経験と能力を持ちながら、なぜ民間委託をすることがいいんだという結論を持たれるのか。そのことが不思議でなるのです。

逆に言えば、民間業者のほうが今日教壇に立ったり、教育全般にわたる責任ある指導的立場にある教育委員会を初めとした教育関係者のほうが、民間業者に比較して自らが劣っているということを認めるということになりはしませんか。

民間業者というのはあくまで利益を追求する立場が基本なんです。何で教育委員会が教

育の一環として、これまで子供たちのために維持をしてきた放課後児童クラブの問題を民間に委ねるのか。

私は、既に民間委託をした放課後児童クラブの実態が、議会報告会の席でも参加者から厳しい批判の声が出されました。実施している市町村では様々な問題が露呈をし、保護者や子供たちに否定的な影響を与えているという実態も、教育新聞、民間のマスコミ等でも報道されているのが実態ではないですか。まず、このことについて、理由の一つにしたいと思います。

それから大竹市は既に平和首長会議に参加をして、それなりの役割を果たしてこられましたし、2年前になりますか、入山市長もヒバクシャ国際署名の実施を総合市民会館やこの本庁舎ロビーの入り口において市民に署名賛同の呼びかけをされるという、積極的なこともおやりになりましたが、今ではその姿勢が、私から見れば後退をしていると。むしろ今の政権の敵基地攻撃能力を強めるという、あるいはまた憲法改悪への道筋を、既に4項目公表しておりますが、この憲法改悪に向けての政権党の執拗な動き、こういうことに遠慮されてるんじゃないかと思うんですね。

むしろ私は、先ほど触れたようなヒバクシャ国際署名の推進、市民への協力を求めるという姿勢を貫いていただいて、大竹駅前にある非核・平和都市宣言のあの標識の精神に立ち戻って頑張っていたいただきたいということを、強く願っております。

したがって平和首長会議の規約に従い、今、国際的にも核兵器禁止条約への批准国が50か国を超えました。新年度からいよいよこの条約は、核の保有国であろうがそうでない国であろうが、その手を縛られることになります。ぜひ大竹市も、こうした大きな国際的な流れに沿った行政の取り組みをお願いをしたいということが2つ目です。

3つ目には、今政権党が自助・共助ということを非常に協調して、公助をなかなか口にしない、そういう姿勢を露骨に示しておりますけれども、大竹市はこれまで教育の分野でも保育の分野でも、他市に比べれば優れた実績を持つ市でございます。政権党が半ば国民に押しつけるような制度を次から次へと打ち出しておりますけれども、公助を大事にする、そして、自助・共助ということになるのが、私は全ての皆さんが負担能力のある者が負担をし、負担の少ない者を互いに助け合う、さらには公の機関がこれに目を向けた施策を実施するというのが、政治の基本だと思っております。

こうしたことを一般会計の中でどうなのかと、私なりに見てまいりましたが、年々国の、半ば財政措置を恐れて、国に逆らえば市が必要とする予算をもらえないと、財源の蛇口を閉められるという遠慮が背景にあってのことだと思うんです。しかし、私は今言うような矛盾点があればあったで、国に対してもきっぱりとした態度を取る意見を上げてほしいと思います。県知事会でも全国市長会でも、そういう議論がなされたという、積極的な言動も報道されているところですから、大竹市もそうした意見に加わって、大いに国の在り方を見直してもらい、正してもらいたいという役割を果たしていただきたいと思います。

次に、国民健康保険の問題や介護保険の問題について意見を述べますが、ここでも能力に応じた負担、収入に応じた負担、このことを進めてほしいということで、若干介護保険等のことにつきましては、制度的には国のランク付けは7ランク程度ですか。大竹市は今、

13まで広げたんですかね、ランクを。これを所得税並みに累進性を高めれば、収入がある者、能力がある者が負担を大きくし、少ない者は軽減されるということになるんです。

そういう累進性をさらに高度なものにしてほしいということ、国民健康保険の分野でも介護保険の分野でも申し上げてまいりました。なかなかこれも実態に合うようなことにはなっておりませんが、ぜひそういうふうにしていただきたいと思うとともに、国民健康保険については生まれてきた子供を、2歳、3歳児に対する均等割をやめるということ、既に多くの自治体が実施をして、国民健康保険料を払いたくても払えない、高い悩みを解消するような措置を取っておるわけですから、大竹市もそういうふうにしてほしいということ強くお願いをしたいと思います。

それから土地造成については、この事業を始める前から終わるまで、市民には負担をかけないと。先々市の財政を圧迫しないようにするんだということで大真面目に説明してきた当時の担当者、市長以下、議事録を読んでみなさい。私は一貫して、そういうことをやれば必ず先々市民に負担がかかると、そういう手法はやめるべきだということ、本会議の一般質問でも委員会での審議でも、議論をさせてもらいましたが、その都度そんなことはしないという一点張りで、結果としてはどうです。いまだに年間8億円も9億円も、都市造成の借金の尻拭いをやっとならないですか。

しかし、これも誰も責任は取らない。責任を負わされているのは、今を生きている市民の皆さんなんだ。こういう行政の在り方や、また、そのことについて審議に加わり、予算や施策の執行に当たっての審査をし、チェックする議会がどういう役割を果たしたのか、大いに反省をすべきだということ、先ほど申し上げました一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、土地造成特別会計、以上の案件につきましては、反対の討論とさせていただきます。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

2番、藤川議員。

○2番（藤川和弘） 令和元年度一般会計決算、賛成の立場で討論させていただきます。

議員の質疑に丁寧、的確に答弁していただき、決められた予算に基づいてしっかりと業務され、次年度へ向けて検証もされているということが確認できました。

令和元年度からはふるさと納税の新しい取り組みとして、大竹駅周辺整備事業のクラウドファンディングを取り入れるなど、財源確保に向けた取り組みを初めとする努力が多く見られ、引き続き職員には貴重な自主財源の確保の取り組みをお願いし、特別交付金なども含め、今後も歳入増額に向けた取り組みをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算、認第15号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算、認第19号令和元年度大竹市土地造成特別会計決算、認第20号令和元年度大竹市介護保険特別会計決算を除く4件を、一括採

決いたします。

本4件に関する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続きまして、認第15号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続きまして、認第19号令和元年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続きまして、認第20号令和元年度大竹市介護保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第15〔一括上程〕

議案第90号 大竹市総合市民会館条例の一部改正について

議案第91号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第92号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県

## 市町総合事務組合理約の変更について

議案第93号 指定金融機関の指定更新について

議案第95号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第96号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）

○議長（細川雅子） 日程第10、議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正についてから、日程第15、議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）に至る6件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

## 総務文教委員会議案審査報告書

令和2年12月4日、第7回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名                                                | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------------------|-------|
| 議案第90号 | 大竹市総合市民会館条例の一部改正について                              | 原案可決  |
| 議案第91号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について                                | 原案可決  |
| 議案第92号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合理約の変更について | 原案可決  |
| 議案第93号 | 指定金融機関の指定更新について                                   | 原案可決  |
| 議案第95号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                             | 原案可決  |
| 議案第96号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）                            | 原案可決  |

令和2年12月7日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは12月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、12月7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、議案第94号を除く議案6件について、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。



まず、議案第93号指定金融機関の指定更新についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「県内市町の勤労青少年ホームの廃止の状況について伺う」との質疑に対し、「県内では、平成27年度に三原市、平成28年度に福山市、平成29年度に竹原市、平成30年度に尾道市因島の勤労青少年ホームが廃止されており、現在、大竹市以外で勤労青少年ホームが残っているのは、広島市、府中市、尾道市の3市のみである」との答弁がございました。

次に、「勤労青少年ホームの廃止に伴い、今後の青少年の雇用について何か大竹市として力を入れることがあるのか伺う」との質疑に対し、「現在も行っている職業体験を通して、地元企業の仕事内容を知ってもらい、地元企業に就職したいという意識を醸成していくことが大切だと思う。大竹市としては、多くの企業の協力を得て、体験できる場を設けていくことが重要である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第91号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「大竹市内に急速充電設備が何カ所あるのか伺う」との質疑に対し、「現在、50キロワット以下であるが大竹市内に4カ所ある」との答弁がございました。

次に、「大竹市内の公共施設に電気自動車用の急速充電設備がないが、今後、公共施設に急速充電設備を設置する予定があるのか伺う」との質疑に対し、「公共施設全般については全体的な方針が必要だが、大竹市役所本庁舎について言えば、来庁者の需要がどの程度あるのか定かではなく、現在のところ必要性は感じていない。設備の設置に高額な費用が必要なことから、しばらくは民間の動きなど、様子を見てみたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第92号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第95号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「今回はJAの合併に向けた協議の関係で1年間の指定期間となっているが、今回の期間満了後の指定期間は3年間に戻るのか伺う」との質疑に対し、「指定管理者である佐伯中央農業協同組合より、令和4年4月1日以降の県域統合JAに向けた動きの中で、今回の指定管理の申請を1年間として提出されたので、管理の期間を1年間としているが、大竹市マロンの里設置及び管理条例では、「指定管理者が管理する期間は、3年以内とする」とあるため、3年間に向けて協議していきたい」との答弁がござい

た。

他に質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）でございますが、本件では、まず、「2款総務費の、各種証明書コンビニ等交付システム構築業務委託料のシステム導入理由と、コンビニで交付できる証明書の種類について伺う」との質疑に対しまして、「導入理由は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用できることと、マイナンバーカードの取得が増えたことである。マイナンバーカードは、3月末時点と11月末時点を比べると約1.5倍に増え、今後もマイナポイントや健康保険証として利用できることから、取得は増える見込みである。また、コンビニで交付できる証明書の種類は、住民票の謄本・抄本、住民票記載事項証明書、戸籍の謄本・抄本、戸籍の附票、所得課税証明書、印鑑登録証明書などがある」との答弁がございました。

次に、「各種証明書コンビニ等交付システムのランニングコストが、市役所等の窓口で発行する料金に上乗せされるのか伺う。また、コンビニ事業者は何社と提携するのか伺う」との質疑に対しまして、「見積もり上のランニングコストは、年間で約730万円必要になる見込みである。内訳は、導入するシステムの保守等の約455万円、コンビニ交付システムを運営する地方公共団体システム機構に支払う負担金が約220万円、コンビニ等で証明書を発行するのに1通当たり117円の手数料が発生する。ランニングコストは生じるが、市役所等の窓口で発行する料金と同じ料金設定を予定している。また、提携するコンビニ等事業者の数は、地方公共団体システム機構が契約をしているコンビニ等事業者であれば、全ての事業者で証明書の交付ができる予定である」との答弁がございました。

次に、「8款土木費の、晴海臨海公園整備事業が繰越しではなく減額になっているが、計画自体は存続しているのか伺う」との質疑に対しまして、「地元住民に事業の御理解が得られないことで、工事の発注が遅れている。当事業は再編交付金を活用しているため、繰越しが難しく減額するものである。計画をしていた事業は来年度取り組むために予算の調整をしている。計画自体が無くなるということではない」との答弁がございました。

次に、「晴海臨海公園整備事業は、地元住民の御理解が得られず工事が遅れているが、地元住民が納得できる計画に変更する考えがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「市内外から多くの方が訪れる晴海臨海公園が県内一の公園となるよう、景観や景色を整え、地元住民の皆様や訪れる方に喜んでもらえるような計画をしている。理解を得られるように引き続き地元住民の皆様と協議をしながら、1年、2年先ではなく、50年先にも皆が誇れる公園にしたいという思いを持って、事業を進めていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上、総務文教委員会に御付託をいただきました議案6件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件を一括採決いたします。

本6件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第94号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、9番、西村議員には退席を願っておりますので御了承願います。

本件に関し、報告を求めます。

総務文教副委員長、山崎年一議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年12月4日、第7回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第94号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決  |

令和2年12月7日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教副委員長 山崎年一

〔総務文教副委員長 山崎年一議員 登壇〕

○総務文教副委員長（山崎年一） それでは12月4日の本会議におきまして、総務文教委員

会に御付託をいただきました議案7件のうち、議案第94号について、12月7日に委員会を開催し、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、西村委員長の退席後に審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、副委員長より御報告申し上げます。

議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案第94号の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は、原案可決であります。

本件は副委員長の報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第17～日程第27〔一括上程〕

議案第 85号 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について

議案第 86号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第 87号 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

議案第 88号 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について

議案第 89号 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について

議案第 97号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第 98号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第 99号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第100号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第101号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第102号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第17、議案第85号延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理についてから、日程第27、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に至る11件を一括して議題といたします。

本件に関し報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和2年12月4日、第7回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号    | 件名                            | 審査の結果 |
|---------|-------------------------------|-------|
| 議案第85号  | 延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について      | 原案可決  |
| 議案第86号  | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について          | 原案可決  |
| 議案第87号  | 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について  | 原案可決  |
| 議案第88号  | 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について    | 原案可決  |
| 議案第89号  | 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について   | 原案可決  |
| 議案第97号  | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）   | 原案可決  |
| 議案第98号  | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号） | 原案可決  |
| 議案第99号  | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）     | 原案可決  |
| 議案第100号 | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  | 原案可決  |
| 議案第101号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）    | 原案可決  |
| 議案第102号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）    | 原案可決  |

令和2年12月8日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、12月4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案11件につきまして、12月8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第86号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第85号延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理についてですが、本件では、「本議案では10の関係条例において、「延滞金または遅延利息の額の計算において、加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%とすることを規定する」という内容があるが、大竹市の延滞金の状況について伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度の延滞金の収納額は、市税分の合計が約503万円となっており、保険料分は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の合計が約382万円で、市税分と保険料分の合計としては、約885万円であった」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第87号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、議案第88号大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について、及び議案第89号大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正についての3件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「各施設の指定管理者制度の導入時、及び期間満了時における指定管理者の選定方法について伺う。また、公募等を行っていない施設の指定管理者の選定に係る考え方を伺う」との質疑に対しまして、「指定管理者制度は、弥栄周辺施設と市営住宅については、施設の類型ごとに複数契約があるが、それぞれを一つとすると、大竹市全体では18施設に導入している。そのうち公募をしている施設は市営住宅のみであり、ほかは公募をしていない。ほとんどの施設において、平成18年度に指定管理者制度へ移行する以前から維持管理などの業務をしていた者が、引き続き指定管理者となっている。各施設に特徴や運営の形態があるため、それぞれに応じて、現実的に適していると考えられる者を、指定管理者に指定している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第99号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）、及び議案第100号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「今回の補正予算では、両会計の歳入にシステム改修事業補助金が計上されており、介護保険特別会計は170万円だが、後期高齢者医療特別会計は16万円である。金額の差が大きい理由を伺う」との質疑に対しまして、「両会計のシステム改修委託料の額に大きな差があり、介護保険特別会計のほうが後期高齢者医療特別会計よりも歳出を多く計上しているの、それに伴い歳入も多く入る見込みで、補正予算を計上している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第98号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「港湾施設管理受託特別会計は毎年度、黒字で推移しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、交易、物流の関係も落ち込んでいるのではないかと、収入の見込みについて伺う」との質疑に対しまして、「企業活動の動向に左右されるため予測は難しいが、新型コロナウイルス感染症の影響はあると考えられ、今年度の収入については、減少するものと見込んでいる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第97号令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）、議案第101号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の3件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告申し上げます。

本3件では、まず、「工業用水道事業会計補正予算の修繕費について、工業用水道管の漏水工事の対象となった漏水事故の概要と、断水による影響があったのか伺う。また、工業用水道管の漏水は事例が余りないと思うが、今後の対応についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「漏水事故については、7月8日に土木課から第1報が入り、修繕を7月24日から7月25日にかけて行う調整をしたが、大雨により危険と判断し、中止した。その後、再調整、最終的には8月13日の1日で完了した。場所は御園2丁目地内の、県道乙瀬小方線・御園橋付近である。原因は、工業用水道管の本管から分岐した小口径の管が腐食し、漏水したものである。修繕方法は、掘削し、管を分岐している箇所を切り取り、閉栓を行った。また、断水は行っていないが、仮に断水した場合は、工場の生産停止などの影響があったものと推察される。今後、工業用水道管を改築更新していくことは課題であるが、現状、管自体は比較的健全な状態であると判断しており、当面は適切に維持修繕することにより対応をしていきたい」との答弁がございました。

次に、「公共下水道事業会計補正予算について、新築住宅などへの下水道取付管及び公共ます設置の件数が増加したことによる補正とのことだが、当初の見込み件数と、増加する件数の見込み、また、1件当たりの工事費について伺う」との質疑に対しまして、「当初の見込み件数については、前年度の消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の影響を受け、今年度は減少すると考え、例年より6から7件少ない30件程度と見込んでいたが、実

際には工事件数が大きく増える見込みとなった。このため、今回の補正でさらに24件程度の工事を見込み、予算計上を行っている。また、工事費については施工条件により変わるが、今年度の前半における平均から、1件当たり75万円程度を見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「合流区域内での新築住宅などへの下水道取付管などの設置の際における、合流改善に向けた指導の状況について伺う」との質疑に対しまして、「合流区域内における合流改善に関しては、宅内の汚水と雨水は分けて配管し、さらに前面道路に側溝などの雨水が流せる施設がある場合には雨水を側溝などに接続するよう、排水設備の計画確認申請時に指導をしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案11件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件を、一括採決いたします。

本11件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本11件は委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本11件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第28 令和2年陳情第1号 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情

○議長（細川雅子） 日程第28、令和2年陳情第1号大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情を議題といたします。

本件に関し報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条



の規定により報告します。

## 記

| 番 号               | 件 名                                  | 審査の結果 | 付託年月日   |
|-------------------|--------------------------------------|-------|---------|
| 令和 2 年<br>陳情第 1 号 | 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水<br>ポンプ場設置の早期実現の陳情 | 採 択   | 2.12. 4 |

令和 2 年 1 2 月 8 日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、12月4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました陳情1件につきまして、12月8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

令和2年陳情第1号大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情でございますが、本件は、大竹市新町一丁目9番2号、新町一丁目自治会長、清水辰明氏ほか13名から提出された陳情です。

その要旨といたしましては、「最近の気象変動の中、毎年豪雨災害が全国各地で発生しているが、大竹地区も例外ではなく、毎年のように同じ地区（範囲）で大雨による冠水被害が発生し、床下浸水や道路冠水に地域住民は不安を抱き、対策に大変苦慮している。

市に対しては従前より雨水排水対策についてお願いをしているが、昭和51年度に新町雨水排水ポンプ場の新設計画が決定されて以来、事業の進展がない。また、先般7月27日の大竹市議会報告会において、地域課題の新町雨水排水ポンプ場をテーマに、現状と今後の事業予定等の報告があったが、近々に解決する状況ではないと判断した。そこで、共通課題である雨水排水対策に対し、関係自治会長の皆さんと意見交換を行い、今後の対応を協議した結果、冠水被害を被る地域住民が、安心して暮らせる大竹地区の実現のため、1. 幹線雨水排水路の現況調査と機能改善すること、2. 新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現すること」この2項目を求めて、陳情をされたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「新町雨水排水ポンプ場の整備については、費用だけではなく人員体制なども整えながら進める必要があり、要望の、既存雨水排水路の対策も含めて、できるところから取り組んでいくことを考えている。

11月16日に、代表の新町一丁目自治会長より、14の各自治会の役員会を経ての総意であるとして、本陳情と同内容のものを要望として受けており、地域住民の安心・安全を目指していただきたいと申し添えがあった。

今後は地元の方々へ説明を行いながら、回答をさせていただきたいと考えている。少しでも見える形になるように、より一層の取り組みを求められているものと受け止め、雨水対策に取り組むたいと考えている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、まず、「新町一丁目地内の三差路における、JR下を通る水路については、土砂が堆積しやすい構造になっていると思うが、調査や浚渫作業などは行っているのか伺う。また、浚渫作業を行い、水路の流れがよくなることで、下流域の栄町地区に影響が出ることはないか伺う」との質疑に対しまして、「過去10年間で5回程度の浚渫作業を行っている。今年度は10月上旬に現地調査をしており、多少の堆積土があったため、来年度に浚渫作業を行う予定であるが、時期は未定である。また、水路の流れがよくなることで、下流域の栄町地区に影響が出ることはない」との答弁がございました。

次に、「平成26年度の新町ポンプ場の計画変更の際に、大竹2号雨水幹線の水量を30%分水し、新町ポンプ場のほうに流すように変更しているが、新町一丁目地内の支障物件が撤去できれば30%の分水は必要なくなり、新町ポンプ場の規模も小さくできるのではないかと思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「現在の計画での雨水流量は、計算上で当該支障物件の断面阻害を見込んでいる。これがなくなれば、ある程度分水を減らせると考えられるが、シミュレーションなどをして検証してみなければ、回答は難しい」との答弁がございました。

次に、「現在、地区自治会などの住民が、水路の清掃活動などに取り組まれているが、その効果について伺う。また、こうした清掃活動などに関する大竹市としての協力、支援についての取り組みを伺う」との質疑に対しまして、「各地区の住民の方が、日頃から清掃活動などを行っていただいていることに感謝をしている。水路があふれたり、道路が冠水する原因の一つとして、スクリーンの閉塞や道路側溝の集水ますなどにごみや落ち葉が流れ、閉塞するということがある。大雨が予想される場合は、上下水道局や土木課が管理をしているスクリーンの点検清掃を行っているが、自治会活動などで定期的に地区内の水路などの清掃を行っていただくことにより、地区の美化だけでなく、急な雨の際に水路があふれたり、道路が冠水することを減少させる効果もあると考えている。大竹市としても、清掃日、ごみの回収希望場所などを事前に書面でお知らせいただき、職員が回収したり、業者に依頼するなどして、処分の協力をしている。また、高齢の方や、清掃が難しい深い水路などの清掃の依頼がある場合は、市が直接対応している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で1名の委員から討論がございました。

その内容は、「長年の課題でもあり、早期解決を望んで大竹地区14自治会長の総意で提出された陳情である。市の担当部局も、しっかり努力をしていただきたい。実現は可能と考えている。早期実現がかなうよう、本陳情に賛成」というものでございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました、陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

山本議員。

○16番(山本孝三) 1つだけ委員長にお尋ねするんですが、小島潮遊池ですね。皆さんも恐らく御存じだと思うんですが、3分の2は洲になって、樹木さえ生い茂るという状況なんです。この潮遊池の滞水能力というのは、今設置されておる小島新開のポンプの能力とか、それから新町三丁目のポンプ場ができるまでの低地におけるその排水の効果を高めるということで、あの潮遊池というのはそれなりの面積なり容量を計算した上で建設をされたとは私は理解しているんですが、現状は3分の2が、今申し上げましたように、洲になって樹木さえ生えとると。それじゃけ滞留能力というか貯水能力というのは、半分以上に減るとるわけよね。そういうことに関しての委員会審議の過程で、管理責任のある市のほうの説明というのはありましたか。

決算特別委員会では、別段滞水能力がどうのこうのということでの問題はありません、現状を私が指摘をしても、そういう回答だったんですよ。私は無責任極まると思っておるんですが、もし生活環境委員会でそこらあたりの質疑なり担当課のほうの説明なりあったんなら、聞かせてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(細川雅子) 北地議員。

○生活環境委員長(北地範久) 今の御質問でございますが、生活環境委員会の中ではそのような質疑はございませんでした。なお我々生活環境委員会でも現地のほうも視察はして、その辺の確認はしておるところでございます。付け加えて回答させていただきます。

○議長(細川雅子) 山本議員、よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(細川雅子) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(細川雅子) 御異議なしと認めます。

よって本件は採択と決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

~~~~~○~~~~~

11時57分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 令和2年請願第3号 議事録黒塗りに関する請願

○議長（細川雅子） 日程第29、令和2年請願第3号議事録黒塗りに関する請願を議題といたします。

本件に関し報告を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

議会運営委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名          | 審査の結果 | 付託年月日  |
|---------------|--------------|-------|--------|
| 令和2年<br>請願第3号 | 議事録黒塗りに関する請願 | 採 択   | 2.12.4 |

令和2年12月9日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

議会運営委員長 児玉 朋也

〔議会運営委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） それでは、12月4日の本会議におきまして、議会運営委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、12月9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

令和2年請願第3号議事録黒塗りに関する請願でございます。本件は、大竹市栗谷町谷和甲218番地、谷和自治会、二井博文氏ほか506名から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「非公開部分は昨年9月6日に議長宛てに提出された大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光発電所計画に反対の陳情書に対して、9月15日に細川議長、西村総務文教委員長、北地生活環境委員長が陳情書提出者に、陳情書を要望書にならないかということだった。要望書にしたときの議会での取り扱いが自治会には分からず、議会での市民の陳情権、請願権の侵害問題になるとは思わなかった。昨年12月議会で山崎議員、日域議員、山本議員が発言した「要望に関する部分」が、議事録の中で4カ所、点線にされて読めないようにしてある。この伏字問題は、今年の9月に議事録を公表する時点で分かった。くろがねグループ4人は非公開部分を公開するように主張したが、伏字でホームページに載せられた」というもので、請願事項として、陳情書から要望書への変更要請の真意を市民に説明すること、文書で回答してください。議事録原本全て公開をして議会基本条例を守り、市民の信頼を取り戻すこと。この2点を求められたものでございます。

審査におきまして、紹介議員に本請願に関する考え方などの説明を求めたところ、「請願者の趣旨も理解できるし、議員として責任を持って発言したことはそのまま公開される

べきと考える」というものでございました。

続いて、説明に対し、委員に質疑を求めたところ、まず、「昨年、陳情書が提出されてから12月定例会までの間に、紹介議員の会派で谷和自治会を訪問されたとのことだが、そこで聞いた内容について、当事者の3議員に確認はされたのか」との質疑に対しまして、紹介議員から「3議員に確認はしていない」との答弁がございました。

次に、「最近、紹介議員の会派で発行し、市内に配布されている紙面に記載の内容について、当事者の3議員からは、言っていないと聞いている。証拠になるような録音記録はあるか」との質疑に対しまして、「音声記録はお互いに持っていない」との答弁がございました。

質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で、3名の委員から討論がございました。内容としては、「陳情書を要望書へ変更するよう要請はしていない。市民に真意を説明する場ができるのであればと考え賛成」、また、「市民の皆様に分かりやすい説明文をつけるのであれば、昨年12月定例会の会議録の原本を公開しても構わない」といったものでした。

討論を終結し、採決の結果、本件は「採択すべきもの」と決しました。

以上で、議会運営委員会に御付託いただきました請願1件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

山本議員。

○16番（山本孝三） ただいま議会運営委員長のほうから、審議の過程で出された委員の皆様からの質疑、またそれに対する回答を聞いておりましたら、私が聞いた範囲でどうしても聞き取れない部分がありましたので、あえて確認のために質問いたしますが、ここに書かれておりますように、私ども3名の議員が、同僚議員が発言したこの中に、陳情書ではなくて要望書に変えたらどうかとか、要望書にしてほしいとかということが、地元の皆さんとの間でそういうことがあったと、ここにも記載されておるんですが、このことについての事実確認というのは、結局どうだったんですかね。なかったんですか、あったんでしょうか。

そこのところの審査過程での話の部分がよく聞き取れなかったんで、すみませんが、もう一度その部分について、あったのならあった、なかったのならなかったでよろしいんですが、お願いします。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○議会運営委員長（児玉朋也） 委員会では3名の議員に対して、請願者は確認はしてない、3名の議員の皆さんはそんなことは言っていない、というような質疑応答がありました。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで私を含めて、同僚議員3名が本会議の議場で谷和地区から出された意見の中にこういうことがあったんですよというふうに、我々としては地元の皆さんの意見なり疑問なりを聞いた上で本会議場での発言をしたわけで、何も我々が聞かなかつ

たことを聞いたように言ったわけではない、事実を事実として、素直にこういうことがあった。そういうことは陳情権に関わる問題で、あるべきことではないという指摘もして、その部分についての発言をしたわけなんです、そのことについては発言はしていないというのが議会運営委員会での審議過程で確認されたわけで、我々が指摘をしたり、地元の皆さんから聞いた話は、まだ未確認ですかということになるね。

そここのところを私も聞きたいんですよ。双方が意見が違ふ、聞き方が違ふ、捉え方が違ふということでの問題ならまだしも、我々は根拠があつて発言をしとるわけで、そのことについては事実関係がまだ確認をされてないと。一方のしてないという側の意見については確認をしたということになると、その問題が扱ひ方としても疑問が残るんですがね。そういったことについては議会運営委員会では審査過程で、双方の意見を確かめるとのことについては、議論はなかつたということでしょうかね。

○議長(細川雅子) 児玉議員。

○議会運営委員長(児玉朋也) 今、山本議員がおっしゃられましたけど、聞き方、捉え方の違ひがあつたのではないかと思います。

委員の皆さんから、録音記録をお互いに持つとるのかということになって、録音記録もお互いに持つてないと。では、それはどうするのかというのは、先ほども言いましたように聞き方の違ひか捉え方の違ひかで、今こういう結果になつとるので、その部分は丁寧に説明するということで、採択になりました。

○議長(細川雅子) よろしいですか、山本議員。

他に質疑はございませんか。

原田議員。

○3番(原田孝徳) 1つだけ確認させていただきたいんですが、市民に分かりやすい、納得してもらえるような説明が必要だと先ほどあつたと思うんですけども、それで文章をつけて今回、新しく議事録を掲載すると思うんですが、その説明なり文書なりっていうのは、議会の中でこれから話し合つていくものなののでしょうか。それをお聞かせください。

○議長(細川雅子) 児玉議員。

○議会運営委員長(児玉朋也) 請願に対する審査を行いましたので、それは、議長なり各会派代表なりの方と考えて、今後していくものだと考えています。

○議長(細川雅子) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

山本議員。

○16番(山本孝三) この議会運営委員会で請願が採択をされたということについては、非常に採択そのものはよかつたと思つておりますので、採択には賛成なんです、しかし、私の思いを併せて述べさせていただきたいと思うことが一、二あります。

その1つは、ここで言われとるように、議事録の中で伏せ字があると。この伏せ字については、発言があった事実を事実として記載されておる議事録の原本どおり、市民に公開をすべきだということを含めて、これ採択になつとるわけですね。

ところが一方では、公開用の議事録があるわけですね。この議事録が既に関係機関や議員にも配布されとるわけです。この配布された議事録には、私を含めて同僚議員が指摘をした部分は、全部伏せ字になっているんですよ。この事実をどう処理するのか。言わば端的に私どもが今市民の皆さんから耳にするのは、あんたらはありもしないことを議会であれこれいちゃもんをつけるんかと、議事録読んだら、あんたらの言うたことは伏せ字になつとるじゃないかと、私もこういう批判を受けるんですよ。

いうことになれば、議員としてありもしないことを、憶測や又聞きで、神聖な議場で発言をしたり、批判めいたことを言うのかという批判を受けると。まさにそれこそ名誉毀損じゃないかと、私は思うんです。

じゃあその名誉毀損になるとか、伏せ字にしなきゃならないとかいう発端はどこに原因があったんかということを経験としていただくというの、基本的な私は問題だと思うんですね。そういう思いが一つあるということ。

しかも原本とは違う、ここに議事録が作成されて、既に関係機関や議員にも配付をされている。これは公費で、印刷しとるわけですからね。これが今、採択されている請願書の中では、公費を使ってまで原本とは違う議事録が配付されたということは、たとえ1,000円にしても2,000円にしても、市民の税金を使ってこれが配付されるというようなことは、あつてはならんことだと思うんですね。そういう責任の所在も、私は明確にすべきだと。

また、私を含めて伏せ字になっている部分についての市民の批判、ひいては名誉毀損に当たるそういう事柄について、問題にもしないと。こういうのも私は扱いとしては正すべき事柄ではないかと思っております。

こうした問題について、議会としてのこれからの対応を、然るべき機関、然るべき機会を設けて、正していくべきだということを私の思いとして述べさせていただいて、この請願には賛成の立場といたします。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

日域議員。

○14番（日域 究） 14番です。

私は今回の請願については紹介議員の1人ということで、委員会で採択していただきまして、ありがとうございます。

少々皆さん考え過ぎなんじゃないかと思いますが、大竹市議会は、地方議会ですから憲法というものがあって、地方自治法というものがあって、あと、大竹市の条例とか会議規則とかありますけれども、それにのっとってやればいわけですね。

それで、ここでしゃべったことは基本的に記録に残す、それで内容については基本的にはしゃべった人間の責任だと。ただ、それで済まない部分については一部これも法律に書いてありますけれども、例外的に取り消しとか削除とか、いろんなルールもあるみたいですから、今回はそれには該当しないんじゃないかという気がいたします。

要はこの本会議でこの請願を採択することと議事録が元に戻るといいますか、正しくなるといいますか、それはある意味別の問題ですから、採択もしてほしいですし、それを受けて議事録を正してほしい。

私は同時に、会議録の署名議員なんですね。だからそれをちゃんと直していただいたら、喜んで署名したいと思います。採択していただきますようによろしく願いして、私の賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございますか。

4番、小中議員。

○4番（小中真樹雄） 私は附帯意見つきで賛成します。12月9日の議会運営委員会において、当事者の方を含め採択に賛成の意思を示されたので、私として反対する余地はありません。ただし同委員会において、会派くろがねの代表たる日域議員は、これまで3議員が住民に陳情を受け、要望に変えるよう強いたとの事実を証明する録音データなど、明白な証拠はないと明言しました。

先ほど山本議員がおっしゃいましたけど、山本議員の無責任な発言というか、本人は議会運営委員会の傍聴にも来てないで、どうするんかと。名誉毀損したほうが自分たちが名誉毀損されたって、全然逆なことを言っているの、私はもう驚天動地の思いです。

くろがねの4議員は1年にわたって明白な証拠もないのに、伝聞・推定に基づき3議員をおとしめる発言を続け、議会の品位を傷つけたばかりでなく、3議員の名誉を毀損しました。さらにこのくろがね通信を通じて、根拠のない流言飛語を拡散し続けています。私としては猛省を促したいと思います。

くろがねの4議員に少しでも良心があるのなら、刷り直しをするかおわび訂正文を各戸に配布すべきだと思います。くろがねグループに3議員の名誉回復への措置を強く求めたいと思います。そうでないと、ラグビーで言うノーサイドという状態にはならないと考えます。

最後に1つだけ、いかにくろがね通信がいいかげんなつくりになっているかということ、私は編集者経験から言わせていただきたいと思います。ここに中国新聞の記事が写真つきで載っておりますが、私は日域議員に、中国新聞社に掲載許可を求めたのかと問いましたところ、許可は求めていると言いました。許可を求めているばかりか、これには2019年12月7日付中国新聞によるという、クレジットをつけるのが作法であります。だから私ははっきり言って、このくろがね通信っていうのはほぼ怪文書に近いものだと理解しております。

私は当事者の方が多分、泣く泣く賛成されたという思いを鑑みて賛成はしますが、くろがねの4議員の言うことは、私は絶対信じられません。

○議長（細川雅子） 通告を頂いている討論は以上でございます。

他に通告を出しておられなくても、討論があればお願いいたします。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 先ほどからるる、いろいろ話があります。私は今年の12月定例会で訂



正を求めた本人として、発言をさせていただきます。発言の通告はしていませんが、お許しをいただきたいと思えます。

私は賛成の立場で、先日の議会運営委員会でも賛成という意思を表示しました。条件があります。請願書に書いてある、昨年の12月定例会で議事録の発言の中で、一部発言の部分に間違いがあるので取り消しを、当時の議長を務められた寺岡副議長に申し上げました。僅か6文字です。せんだっての議会運営委員会でもそのことは申し上げました。

その内容について、現場に居合わせた一人として、決して発言者が言ったようなことは事実でない。その部分の取り消しを求めたことをおおむね1年にわたり言われ続けてまいりました。最近では12月定例会で他の議員からも発言がされた中で、事実について確たる証拠も音源もないと、はっきりおっしゃいました。先ほど小中議員も言われたように、当事者の一人がそういうふうには発言をされました。

既に大竹市内には、事実でない文書が、地域指定の郵便として市民の各家庭に配布されております。私たち3人の議員、出向いていきました議長、総務・生活両常任委員長、我々が行ったのは、16名が所属しております大竹市議会の一議員として、議員活動の中で出向いていったのが事実でございます。そうしたことを最大侮辱行為とされ、特に配布された文書の中には、違法と3回にわたって書かれております。その違法の部分は何かと、私はお尋ねしたいところでございます。

議員は議会において、何を言ってもよいと言われますが、このたびの請願にありますように、議会基本条例に基づいて活動するならば、私たち議員としての立場で議員活動して出向いたことを、確たる証拠もなく自分たちの議会活動として違法行為と決めつけた文書を配布することこそ、議会基本条例に沿った議員活動から見ても違反ではないでしょうか。

議員は議会基本条例に基づき、議員活動や根拠を示してすべきであって、誹謗中傷の記事を書いて配布すること自体が、先ほど言われました記載許可も取っていない写真を載せたり、私たちの名前を書き上げ、そうした中でやること自体、議会基本条例に基づく議員としての活動に違反されているのではないのでしょうか。

この際、再度申し上げておきます。請願項目にあります意見として、私は賛成の立場でしっかり市民の方に説明ができる文言をつけて出されるのであれば、私は賛成としますということを申し上げました。議会議員としてこういう恥さらしなことをいつまでもやって、最後は市民に訴えるという大義名分で文書を配るといふ、私から見れば卑劣な行為だと思っております。

先ほど言われました名誉毀損、むしろ私たちのほうが名誉毀損を受けています。そういうことを今までの中でもっと議員として、一番の基本は請願にも書かれ、陳情にも書かれております地域住民の本当の声を取り上げ、そして、議会として県のほうに反対、再度調整をしてくれというのを出す要望がこういう形で出たことについて、一人の議員として責任も感じますし、情けないという気持ちでいっぱいでございます。

ぜひとも皆さんが、いま一度議会基本条例に基づいて、もっと行政を前向きに、地域の住民の意に沿うように議会活動することをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 私は本日討論をする予定もございませんでしたが、余りにも先ほど来、くろがねあるいは西村議員から、聞くに堪えない言葉を浴びせられたような気がしますので、あえて発言をさせていただきます。

私は議会運営委員会でも委員外発言をさせていただいて、もう終息しまししょうよと。こんなことをずっと続けていったら市民の皆さんに申し訳ないじゃないですかという意見を述べさせていただきました。幸か不幸か議会運営委員会では採択しようということにさせていただきました。これで終息に向かうのかと喜んどうたわけでございますが、今、議会全体としては、何とか早く終息したいという気持ちだと思います。

相手を攻撃して、そのことで市民の理解が得られたり、市民の皆さんからしっかり大竹市議会頑張れよと言ってもらえるのであれば、私は大いにやればよいと思いますが、もう1年間このことを続けてきて、恐らく市民の皆さんもうんざりだと思います。早く終息してほしいという気持ちだと思いますので、あえて今いただきましたほかの議員からの批判について、反論はしません。しかし、事実は請願書が住民から出されたということであり

ます。

この請願をしっかりと議会として受け止め、議員として真面目に真剣に考えるべきではないかという時期に来ているということを申し上げて、ぜひ早く終息したいという意味で、賛成討論とします。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第103号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）

○議長（細川雅子） 日程第30、議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,524万7,000円を追加し、予算総額を215億7,245万9,000円にするものでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に影響の大きいひとり親世帯の生活を支援するため、これまで市独自のひとり親家庭臨時特別給付金、国庫補助金を活用したひとり親世帯臨時特別給付金を支給しているところでございます。しかし、生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け再度同様の給付金を支給するために予算措置が必要となっております。

補正予算の内容につきましては、歳出において第3款民生費にひとり親世帯臨時特別給付金1,454万円、給付に伴う事務費として70万7,000円を計上し、歳入としてひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費国庫補助金1,454万円、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費国庫補助金70万7,000円を計上するものでございます。

以上、議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

この際、通知いたします。次の休憩中、付託案件審査のため総務文教委員会を開催いたします。その終了後、生活環境委員協議会を開催する旨、各委員長から通知を受けております。委員各位にはお含みの上、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時37分 休憩

14時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第103号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案第103号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）

○議長（細川雅子） 追加日程第1、議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本件に関し報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年12月17日、第7回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号    | 件名                     | 審査の結果 |
|---------|------------------------|-------|
| 議案第103号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号） | 原案可決  |

令和2年12月17日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

議案第103号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第11号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 1 議員派遣について

○議長（細川雅子） 日程第31、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、配付いたしましたとおりの派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって議員派遣については、配付いたしましたとおりの派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生ずる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に御審議いただきまして、いずれも原案のとおり議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、熱い議論をいただきました。大変勉強になる定例会開催、ありがとうございます。議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、しっかりと反省・検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと御多忙な時期を迎えます。また、新型コロナウイルス感染症も広がっております。議員の皆様方におかれましてはどうか御健康には十分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第7回大竹市議会定例会を閉会いたします。

14時45分 閉会

(2. 12. 17)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月17日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 西村 一啓

大竹市議会議員 和田 芳弘

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和2年第6回(11月)臨時会  
令和2年第7回(12月)定例会  
令和3年3月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522